

第3章 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

I. ロシア・ウクライナ情勢を巡る知財関連問題に関連する条約・協定（TRIPS 協定、日露投資協定等）、主要国の法制度等の分析

1. 安全保障に関連する TRIPS 協定等

(1) TRIPS 協定第 73 条⁶⁶²／GATT 第 21 条⁶⁶³

TRIPS 協定第 73 条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること
- (b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること

関税及び貿易に関する一般協定第 21 条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。

⁶⁶² TRIPS 協定（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>

⁶⁶³ 関税及び貿易に関する一般協定（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000135.html

(a) 逐条解説等における解説

これらの条文についてその背景や規定している内容について解説した文献としては、以下のようなものがある。(i)においては、TRIPS 協定第 73 条が GATT 第 21 条と同様のものとして位置づけられたことが、(iv)においては、独立国家である以上自国の安全保障のため、あるいは国際平和維持に協力するための措置をとり得る余地を残すことが必要であるとの見地から GATT 第 21 条が設けられたことが、(ii)においては、最近になってパネルにおいてこれらの条項が取り上げられたこと（具体的には本項（b）参照）が触れられている。

(i) 「逐条解説 TRIPS 協定」⁶⁶⁴による本条の解説

本条は、ブラッセル閣僚会合用のテキストには、含まれていなかった条項である。

当時は、まだ TRIPS 協定を将来的にどのような形式で実施するかについて結論が出ておらず、GATT を改正して GATT の一部に組み込む方式も検討されていた。もし、TRIPS 協定を GATT の一部にするのであれば、GATT 第 21 条（安全保障のための例外）は当然に TRIPS 協定に適用されることになるから、TRIPS 協定中に本条のような規定の必要はないことになる。その後、TRIPS 協定は、WTO 設立協定の附属書ではあるが、GATT とは別個の協定とされたため、GATT 第 21 条と同様の安全保障のための例外規定が設けられることになったものと思われる。

そのような経緯を反映して、本条の具体的な内容については、TRIPS 交渉の中では議論されなかった。その解釈は、これまでの GATT における解釈を参考にしていくことになる。

(ii) 「The TRIPS Agreement – Drafting History and Analysis (Fifth Edition)」⁶⁶⁵による本条の解説

本例外規定は、紛争解決システムの対象となる。2010 年代後半まで、GATT または WTO が引用されることはほとんどなかった。パネルは、戦争と国家安全保障の問題において WTO/GATT 加盟国の主権を保護するために最新の注意を払っている。2つの WTO 紛争解決パネル報告書（DS512 「ロシア 通過に係る措置」、DS567 「サウジアラビア 知的財産権の保護に関する措置」）がこの例外を解釈した。これらのパネルは、Art. 73(b)(iii)に含まれるこの例外の範囲と適用について、互換性のある調査結果を出し、これは引用される可能性が最も高いものである。

⁶⁶⁴ 逐条解説 TRIPS 協定（尾島 明 日本機械輸出組合 1999 年 3 月 314-315 ページ）

⁶⁶⁵ The TRIPS Agreement - Drafting History and Analysis (Fifth Edition) 740-743

(iii) 「Resource Book on TRIPS and Development (UNCTAD-ICTSD Project on IPRs and Sustainable Development)」⁶⁶⁶による本条の解説

TRIPS 協定第 73 条は、伝統的な分権化された法秩序と、WTO の紛争解決了解 (DSU) に具現化された制度化された紛争解決メカニズムとの間の緊張の核心に位置付けられている。TRIPS 協定第 73 条の解釈は、それを正当化としてだけでなく、手続き上の管轄権による抗弁ともみなすことであり、この条項の単なる発動によって論争が事実上認められないものとする。しかし、問題となっている条項の交渉の歴史にも、そのような見解を支持するための根拠も、テキスト上および文脈上の解釈にもないように思われる。

「国家安全保障」問題を構成するものの政治的資格は、加盟国自身に留保されたままのようであるが、TRIPS 協定第 73 条によってその権利の行使に課せられた客観的な制限の尊重は解釈の問題であり、したがって、司法審査の対象となる。これらの客観的な制限の 1 つは、TRIPS 協定第 73 条も、GATT と GATS の類似の規定も、経済的安全保障上の利益を保護するのに役立たないということである。場合によっては、商業目的と安全保障上の理由との間に明確な境界線を設定することが特に難しい場合がある。知的財産権と必須医薬品へのアクセスに関する議論が示すように、HIV などのパンデミックは、脆弱な社会の存在そのものに根本的な脅威をもたらす可能性があり、そのような場合、国家の本質的な安全保障上の利益を保護するために、TRIPS 協定第 73 条の安全保障上の例外を発動することが可能かもしれない。おそらく、HIV などのパンデミックは、第 73 条(b)(iii)に規定されているように、「国際関係における緊急事態」として認定される可能性があるが、この問題はさらに検討する必要がある。

国家安全保障上の理由で採用されたとされる措置の TRIPS 協定第 73 条との適合性には、その措置が行使された安全保障上の利益を保護するために「必要」であるかどうかの合理性のテストと解釈も含まれる場合がある。裁判所は、これらの「本質的な安全保障上の利益」によって実行されるリスクが合理的であるかどうかを評価しなければならず、次に、これらの利益を保護するために設計されていると提示された措置が単に有用であるだけでなく「必要」であるかどうかを評価する必要がある。

したがって、「必要」である「安全保障上の利益」は、WTO 加盟国が誠実に定義し、権利の濫用を防止する必要がある。これには、脅威にさらされている個人の安全保障上の利益と、一般的な国際法の基準に従って、紛争解決のための権限のある WTO 機関による司法審査の対象となることが明らかな、その脅威に対応して講じられた措置との間に最低限の比例性が必要である。

⁶⁶⁶ Resource Book on TRIPS and Development (UNCTAD-ICTSD Project on IPRs and Sustainable Development) 801-809

(iv) 「ガットの全貌<コンメンタール・ガット>」⁶⁶⁷による本条の解説

安全保障のための例外については、1927年、米国、英国、フランス、ドイツ、日本を含む29か国により締結された輸出入制限撤廃条約においても、一国の非常事態の場合は、制限措置をとり得る旨の規定が存在したが、ガットにおいても、独立国家である以上自国の安全保障のため、あるいは国際平和維持に協力するための措置をとり得る余地を残すことが必要であるとの見地から本条が設けられた。すなわち、

(1) 締約国が自国の安全保障上、重大な利益を保護するために必要であると認める措置で（本条(b)）、かつ

(イ) 核分裂性物質又はそれが抽出される物質に関する措置

(ロ) 武器、弾薬等の取引に関する措置

(ハ) 戦時又は国際関係が緊急な事態にとる措置

(2) 国際的な平和と安全の維持のために国連憲章に基づく義務に従ってとる措置

については、本条に基づき、ガットの一切の規定が排除され、締約国は、目的達成のために貿易を統制する一切の措置（例えば、ガットに違反する輸出入の禁止又は制限）をとることができるのは勿論、この措置において差別的待遇を講ずることもできるのである。

また、締約国は、発表すれば自国の安全保障上の不可欠の利益に反すると認められる情報の提供を、ガットのいかなる規定によっても要求されることはない（本条(a)）。

(b) WTO の紛争解決手続における安全保障を巡る議論

近年、WTO 協定における安全保障例外を争点の一つとする事案が、WTO の紛争解決手続において審理されている（具体的には、以下(i)～(iv)参照）。

安全保障を巡る議論については、①WTO の紛争解決手続において、パネルが安全保障例外の規定を審査できるのか（パネルの管轄権）、②安全保障例外の条文がどのように解釈されるべきか（条文解釈）という大きく2つの論点があると指摘されている。

①については、米国、ロシアなどは、安全保障のために必要な措置は加盟国の裁量が尊重され、パネルは GATT 第 21 条の審査権限を有しないとの立場をとっているのに対し（以下(i) DS512、(iii) DS544、(iv) DS597 参照）、EU は、GATT 第 21 条は、その適用において措置国に広範な裁量を認めているものの、パネルの審査権限は及ぶとの立場をとっている。

②については、「安全保障上の重大な利益(essential security interests)」や、GATT 第 21 条(b)(ii)や(iii)の範囲などの解釈について議論がある⁶⁶⁸。

⁶⁶⁷ ガットの全貌<コンメンタール・ガット>（津久井 茂充 日本関税協会 1993年9月1日 578-579 ページ）

⁶⁶⁸ 安全保障例外 ～GATT21 条の解釈をめぐる論点（経済産業省ウェブサイト）
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2020/2020-2.pdf

TRIPS 協定第 73 条／GATT 第 21 条を対象とする WTO 紛争案件として以下の事件がある。

(i) DS512 「ロシア 通過に係る措置」^{669 670 671}

ウクライナ申立（第三国参加国：日本、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、EU、インド、韓国、モルドバ、ノルウェー、パラグアイ、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、米国）

事案の概要：

クリミア危機にロシアが実施した貨物通過制限措置を争った案件（ロシア・貨物通過事件（DS512））である。パネルは GATT 第 22 条(b)(iii)の適合性を認め、措置の是正を勧告せず、GATT 第 22 条の下では例外を援用する加盟国の完全な自己判断により協定違反措置が正当化されるものではなく、その判断はパネルの客観的審査又は誠実審査に服すると説示し、2019 年 4 月のパネル報告書（上訴なし）で初めて安全保障条項（GATT 第 21 条(b)(iii)）の解釈・適用が行われた。

事物管轄権についてのパネルの判断：

ロシアは、GATT21 条(b)柱書の自己判断的な文言ゆえにパネルの事物管轄権は排除されると主張した。これに対してパネルは、WTO 紛争解決了解（DSU）1 条により、特段の定めがなければパネルは DSU に従って審理を進めることになるが、特に GATT21 条案件であるからパネルが管轄権を否認される規定は DSU にないことから、21 条適合性もパネルの付託事項の範囲内にあるとした。更に、(b)は完全に自己判断的ではなく、安全保障例外の援用について加盟国に無制限の裁量を与えるものでないことから、ロシアの(b)に基づく主張も退けた。

自己判断的文言の及ぶ範囲についてのパネルの判断：

パネルは、21 条(b)柱書の自己判断的文言の及ぶ範囲について、①措置の必要性の判断のみに及ぶ、②何が安全保障上の重大な利益であるかの判断まで及ぶ、③(b)の(i)～(iii)の事態の存在の判断にまで及ぶ、の 3 つの可能性を提示した。

①「措置の必要性の判断」について

信義則に基づき、措置には問題となる安全保障上の利益の関係についてもっともら

⁶⁶⁹ DS512: Russia – Measures Concerning Traffic in Transit (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds512_e.htm

⁶⁷⁰ ロシア・貨物通過事件パネル報告書－米国・232 条紛争の行方と WTO 体制への影響－（2019 年 4 月 9 日）（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）
https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/104.html

⁶⁷¹ 【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑩】ロシア－貨物通過に関する措置（DS 512）－安全保障例外（GATT21 条）の射程－（独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト）
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/20p004.pdf>

しい説明は最低限求められる。よって、問題のクリミア危機と問題の措置が「非常にかけ離れているか無関係」であるか否かを検討し、(b)柱書の自己判断的な文言から、ロシアにとって問題の措置は必要だったと結論

②「何が安全保障上の重大な利益であるかの判断」について

安全保障上の重大な利益を決定する加盟国の広い裁量は認めつつも、ウィーン条約法条約 26 条、31 条 1 項に言及しつつ、その裁量は本件の場合(iii)を「誠実に (in good faith)」解釈・適用する義務により制約されると述べ、完全な加盟国の自由裁量を否定し、その上で、例外の援用が義務の潜脱にならないよう、援用する加盟国は、(iii)であれば何が戦争その他の国際関係の緊急事態から生じる安全保障上の重大な利益を明示する義務を負う、と説示した。パネルは、求められる明示義務の水準は(iii)の場合は関係する緊急事態の性質次第であるし、本件ではクリミア危機が国連総会により武力衝突にかかることと認定された事態であることから、そこから生じるロシアの安全保障上の重大な利益は不明確ではなく、最低限この明示要件を充足しているものとして、上記ロシアの説明を受け入れた。

③「(b)の(i)～(iii)の事態の存在の判断」について

ここまで及ぶことは否定した。

以上よりロシアの措置は GATT21 条(b)(iii)によって正当化できると結論づけている。

(ii) DS567 「サウジアラビア 知的財産権の保護に関する措置」^{672 673}

カタル申立（第三国参加国：日本、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、米国、イエメン）

事案の概要：

サウジアラビアほか計 6 カ国は、2017 年 5 月末のカタルのタミーム首長によるハマスなど過激派武力組織およびイラン支持の発言を問題視した上で、カタルとの国交を断絶した。この国交断絶にはカタルとの物流の停止等の禁止措置も含まれる。本件は、ごく特定された知的財産権保護の懈怠についてのみが対象となっている。

パネルの判断：

本件パネルは、TRIPS 協定第 73 条(b)(iii)が GATT21 条(b)(iii)と同一の文言であることから、DS512「ロシア 通過に係る措置」が GATT21 条(b)(iii)の解釈において示した以下のよ

⁶⁷² DS567: Saudi Arabia – Measures concerning the Protection of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト) https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds567_e.htm

⁶⁷³ サウジアラビア・知的財産権保護措置事件パネル報告ーカタル危機と WTO の安全保障条項ー (2020 年 7 月 14 日) (独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト) https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/120.html

うな4つのステップで安全保障条項適合性を判断するという判断枠組みをそのまま踏襲した。

- ①事態が客観的に「国際関係の緊急時」に該当するか
- ②問題の措置が「国際関係の緊急時」に取られたものか
- ③例外を援用する当事国が「安全保障上の重大な利益」を明示したか
- ④「安全保障上の重大な利益」の保護に問題の措置が必要か

①について：

ロシア・貨物通過事件パネルの解釈を踏襲し、「国際関係の緊急時」は「実際または潜在的な武力紛争、緊張または危機の高まり、あるいは国家を取り巻く包括的な不安定性の状況」を意味し、「防衛・軍事あるいは法・公序の維持といった特定の種類の関心」を惹起するものであると解釈する。こうした懸念に関係しない政治的・経済的不和は「国際関係の緊急時」に該当しないと説示した。その上で本件パネルは、2017年6月5日の外交・領事関係の断絶は関係国間の危機時の最終手段であって、武力紛争時にも外交関係が維持される昨今では例外的であることを指摘し、また国連憲章41条が平和に対する脅威や侵略行為等から平和・安全の維持・回復のために取り得る措置として、経済関係・運輸通信手段の中断、および外交関係の断絶を挙げていることにも言及した。さらに外交関係断絶の背景として、カタールが地域の安全保障と安定に対処するリヤド協定を拒否し、テロや過激派を支援しているとサウジアラビアが主張していることを指摘した。これらのことから、カタール危機は「国際関係の緊急時」に該当すると認定した。

②について：

「国際関係の緊急時」は2017年6月5日以後継続し、知財侵害が問題となる当事者の創業は同年8月以降なので、両者に同時性があると認定した。

③について：

ロシア・貨物通過事件パネルの解釈を踏襲し、「安全保障上の重大な利益」は国家の「本質的機能」に関する狭い範囲の利益であると定義した。柱書の自己判断的文言から何がこの「安全保障上の重大な利益」に該当するかは当事国の判断によるとし、(b)(iii)の誠実解釈の義務から、これを明示する義務があったとした。本件ではサウジアラビアは「安全保障上の重大な利益」をテロ・過激派の危険からの自衛と説明したが、カタールはこれでは不明確であると異議を唱えた。パネルは条文からそれ以上の説明義務を加盟国に課す根拠がないとし、ロシア・貨物通過事件パネルが「安全保障上の重大な利益」の明示が「最低限満足いくもの」であるか否かを基準としたことに触れた上で、この明示義務は特に負担の重いものではなく、パネルの限定的な審査にのみ服することが適切であると説示し、サウジアラビアの説明を受け入れている。

④について：

ロシア・貨物通過事件パネルの解釈を踏襲し、措置と「安全保障上の重大な利益」の関係には「最低限の真実味が求められ」、措置と緊急事態が「かけ離れ、また無関係」ではなく、問題の「安全保障上の重大な利益」の保護のための措置であることが「信じがたい」ものでなければよいと説示した。本件パネルは、民事裁判による救済の妨害は、サウジアラビアがカタール危機時に取ったカタール人の入国・滞在禁止により裁判所へのアクセスが制限され、またサウジアラビア国民のカタール国民との交流禁止によりサウジアラビア人の弁護士による当事者の代理を禁止した結果であると認定した。入国・滞在禁止および交流禁止はカタール危機時の包括的措置の一部であり、民事救済の妨害が「安全保障上の重大な利益」の保護のための措置であることは信じがたいものではないと認めた。他方、刑事罰・刑事手続きの不適用については、(i) サウジアラビアがカタール人との交流なしに独自に実施できるので民事救済の妨害と同様に論じられない、(ii) 当事者がカタール以外の第三国の権利者の権利侵害を行っている、(iii) 刑事罰・刑事手続きの不適用と包括的措置とのその他直接的関係をサウジアラビアも説明していない、の以上の3点から、④のテストをクリアしないものと認定し、TRIPS 協定 73 条(b)(iii)による正当化を認めなかった。

(iii) DS544, DS552, DS556, DS564, DS547, DS554, DS548, DS550, DS551 「米国 鉄鋼・アルミニウム製品に関する措置」⁶⁷⁴

DS544⁶⁷⁵ (2022 年 12 月 9 日：パネル報告書回覧)

中国申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

DS552⁶⁷⁶ (2022 年 12 月 9 日：パネル報告書回覧)

ノルウェー申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

⁶⁷⁴ 米国・鉄鋼及びアルミ追加関税事件パネル報告—WTO 体制と経済安全保障への示唆— (2022 年 12 月 21 日) (独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト)

https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/183.html

⁶⁷⁵ DS544: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds544_e.htm

⁶⁷⁶ DS552: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds552_e.htm

DS556⁶⁷⁷ (2022年12月9日：パネル報告書回覧)

スイス申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

DS564⁶⁷⁸ (2022年12月9日：パネル報告書回覧)

トルコ申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

DS547⁶⁷⁹ (2019年1月25日：パネル設置)

インド申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

DS554⁶⁸⁰ (2019年1月25日：パネル設置)

ロシア申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、マレーシア、メキシコ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

DS548⁶⁸¹ (2022年1月20日：二国間合意)

EU申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、ニュージーランド、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ)

⁶⁷⁷ DS556: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds556_e.htm

⁶⁷⁸ DS564: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds564_e.htm

⁶⁷⁹ DS547: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds547_e.htm

⁶⁸⁰ DS554: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds554_e.htm

⁶⁸¹ DS548: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds548_e.htm

DS550⁶⁸² (2019年5月23日：二国間合意)

カナダ申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ)

DS551⁶⁸³ (2019年5月28日：二国間合意)

メキシコ申立 (第三国参加国：日本、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、香港、アイスランド、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ)

事案の概要：

2018年3月に賦課が発表された米国の1962年通商拡大法第232条(19USC1862)に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税(各25%・10%)措置につき、2022年12月9日に、WTOパネルがその判断を示した(DS544)。ノルウェー(DS552)、スイス(DS556)、トルコ(DS564)についても、同日にパネル報告書が公表された。同時期に申立てを行ったインド(DS547)、ロシア(DS554)については、まだ判断は示されていない。

パネルの判断：

パネルは、米国は本件ではGATT第21条(b)は自己判断であり、特定のサブパラグラフにかかる状況を説明する必要はないと論じる一方、1962年通商拡大法第232条措置発動の際の商務省報告書及びその他米国がパネルに提出した証拠やパネル手続における主張から、一貫して(b)(iii)の「国際関係の緊急時」に依拠したと認定した。パネルは米国が、特に鉄鋼・アルミの全世界的な過剰生産能力に言及していることを指摘した。次にパネルは「国際関係の緊急時」の解釈を示すが、その辞書的な意味、そして文脈として(b)(iii)ではその前に「戦時」とあることから、「国際関係の緊急時」とは、国際関係への影響の点で、戦争と同等でなくとも、それに「深刻さ・重大さにおいて少なくとも匹敵する」ものでなくてはならない、と説示した。パネルは文脈として(b)柱書を参照し、「安全保障上の…利益」が「重大」であると表していることは、措置を取る加盟国の安全保障上の利益の高い重要性を示唆すると述べ、さらに、同条に反映された加盟国の権利・義務のバランスを取ることの一環として、サブパラグラフが有する安全保障例外の範囲を限定する機能に従って、この(b)(iii)を解釈しなければならないと説示した。パネルは、1962年通商拡大法第232条はGATT第21条と異なる法的基準を擁することから、米国が措置発動に際して検討した要

⁶⁸² DS550: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds550_e.htm

⁶⁸³ DS551: United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds551_e.htm

素が GATT 第 21 条(b)(iii)適合性の検討において同等の重要性を持つものではないことを指摘した上で、(b)(iii)に「国際関係」とあることから、商務省報告書が措置発動に際して重視した国産品の輸入代替及び国内産業の経済厚生への悪影響については、国内的要因としてこれを検討しなかった。同じく商務省報告書や米国の主張で言及される過剰生産能力問題については、G20 グローバル鉄鋼フォーラム報告書から国際的な関心事項であることは認めた。しかし、この問題が国際関係に与える影響の重大性が証明されないとし、1962 年通商拡大法第 232 条措置の GATT21 条(b)適合性を認めなかった。

(iv) DS597 「米国 原産地表示」⁶⁸⁴

香港申立（第三国参加国：日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、韓国、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スイス、トルコ、ウクライナ）

事案の概要：

米国は 1997 年 7 月の香港の中国返還後も、米国法をそれ以前と同様に香港に適用する旨を 1992 年香港政策法 201 条(a) (22USC5721) において規定した。その一方、同 202 条(a) (22USC5722) では、大統領は香港が「十分に独立していない」と決定する場合、自身でこの待遇の適用を停止できる。2020 年 7 月、トランプ大統領は、前月の中国における香港国家安全維持法の制定を受け、この 202 条の権限に基づく大統領令 13936 号により米国による香港への 1930 年関税法 304 条(a) (19USC § 1304) の適用を停止し、香港産品の輸入について「香港産」の表示を許可せず、「中華人民共和国産」と明記するよう義務付けた。香港は原産地規則に関する協定 2 条(c)及び(d)、貿易の技術的障壁に関する協定 (TBT 協定) 2.1 条、GATT1 条 1 項及び同 9 条 1 項違反を申し立てた。

パネルの判断：

パネルは、先例が問題の措置について特定のかつ詳細に定める協定から先に検討することを原則とし、本件で問題の原産地表示については特に GATT 9 条のみが規律し、他の条文はより一般的な義務を定める規律であり、先に GATT 9 条から判断することとした。また、米国はこれまで同様に GATT 21 条(b)は自己判断的で、米国の措置の同条適合性はパネルの審査に服しないと主張した。パネルは GATT 21 条の下での自らの管轄権の有無は中核的な問題であり、先に同条の自己判断性を判断することとし、「国際関係の緊急時」とは、「国家その他の国際関係の参加者の間の関係における、実質的に破綻もしくはほぼ

⁶⁸⁴ United States – Origin Marking Requirement (WTO ウェブサイト)
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds597_e.htm

破綻と表現される状況であって、極度の重大性を有する状態」と報告書で定義した⁶⁸⁵ ⁶⁸⁶。

(v) その他

判断がされていない案件として、以下の4件がある。

DS526⁶⁸⁷「アラブ首長国連邦 物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置」（2017年11月22日：パネル設置、2022年1月16日：パネル失効）

カタール申立（第三国参加：日本、アフガニスタン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、グアテマラ、ホンジュラス、カザフスタン、韓国、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、米国、イエメン）

DS527⁶⁸⁸「バーレーン 物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置」（2017年7月31日：協議要請）

カタール申立

DS528⁶⁸⁹「サウジアラビア 物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置」（2017年7月31日：協議要請）

カタール申立

DS576⁶⁹⁰「カタール アラブ首長国連邦からの製品に関する措置」（2019年8月8日：アラブ首長国連邦によるパネル手続停止要請）

アラブ首長国連邦申立（第三国参加国：日本、アフガニスタン、バーレーン、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、EU、インド、メキシコ、ノルウェー、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、トルコ、ウクライナ、米国）

⁶⁸⁵ United States – Origin Marking Requirement, REPORT OF THE PANEL (WT/DS597/R, December 21, 2022) (WTO ウェブサイト)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/597R.pdf&Open=True>

⁶⁸⁶ 米国・香港原産地表示要件事件パネル報告 – 価値外交がもたらす人権の安全保障化と WTO 体制 – (2023年1月5日) (独立行政法人 経済産業研究所ウェブサイト)

https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/184.html

⁶⁸⁷ DS526: United Arab Emirates – Measures Related to Trade in Goods and Services, and Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds526_e.htm

⁶⁸⁸ DS527: Bahrain – Measures Related to Trade in Goods and Services, and Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds527_e.htm

⁶⁸⁹ DS528: Saudi Arabia – Measures Related to Trade in Goods and Services, and Trade – Related Aspects of Intellectual Property Rights (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds528_e.htm

⁶⁹⁰ DS576: Qatar – Certain measures concerning good from the United Arab Emirates (WTO ウェブサイト)

https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds576_e.htm

(2) 安全保障に関連すると考えられる諸外国の法制度等（特許収用制度、特許非公開制度、第一国出願義務等の外国出願制限、緊急事態等における強制実施権制度）

軍事又は安全保障上機微な発明の特許制度における取扱いは、①発明に特許を与えることなく秘密のまま保持するにとどめる（秘密解除後に特許を付与する例もある）、②発明を国が収用する、③発明に特許を与えるが秘密に付す、④発明に制限を付して特許を与える、⑤付与済みの特許を取り消し又は収用する、などがある。これに加えて、戦時その他の緊急事態等における国の強制実施（ライセンス）・政府使用や収用のほか、国防や核兵器・原子力関連等の一定の分野についてはそもそも特許を付与しないこともある。また、対象となる発明も、武器や弾薬、軍需品に関連する発明を対象とする場合から、軍事利用が可能な民生技術（デュアルユース技術）も広く対象とする場合がある。さらに、秘密特許制度を実効化するための外国出願許可制度（自国の知財官庁に先に出願することを義務付ける第一国出願制度を含む）がある。各国は、これらを組み合わせることにより、特許制度における安全保障関連措置を設けている⁶⁹¹。

以下、各国の法令を項目ごとにまとめる。

(a) 特許収用制度

上記②や⑤のように安全保障のために国が発明や特許権を収用する制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）⁶⁹²」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

アジア地域：

国	関連条文
韓国☆ ⁶⁹³	<p>特許法第 41 条（国防上必要な発明等）</p> <p>①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願することができる。</p> <p>②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。</p> <p>③第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。</p>

⁶⁹¹ 「各国の秘密特許制度と日本における制度の検討（その 1）」小山 隆史（知財管理 Vol. 72, No. 2. 163-177, 2022）

⁶⁹² 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

⁶⁹³ 韓国特許法（D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト）
<http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=>

	<p>④第 2 項により特許しなかつたり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。</p> <p>⑥第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。</p> <p>⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手續、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支給の手續、その他必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>特許法第 106 条（特許権の収用）</p> <p>①政府は、特許発明が戦時、事変またはこれに準する非常時に国防上必要な場合には、特許権を収用することができる。</p> <p>②特許権が収用される場合には、その特許発明に関する特許権以外の権利は消滅される。</p> <p>③政府は、第 1 項により特許権を収用する場合には、特許権者、専用実施権者または通常実施権者に対して、正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>④特許権の収用及び補償金の支給に必要な事項は、大統領令で定める。</p>
サウジアラビア☆ ⁶⁹⁴	<p>特許規則第 49 条</p> <p>安全に関係する出願に係る手續は、次のとおりである。</p> <p>1. 自己の任務の範囲内で武器又は軍用弾薬に関する発明を成したすべての政府職員(軍人であるか非軍人であるかを問わない)は、自己の発明及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。</p> <p>2. また、前記以外で武器又は軍用弾薬に関する発明を成した何人も、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。この当局は、当該人に公正な報酬を支払うものとする。</p>

アフリカ地域：

国	関連条文
南アフリカ☆ ⁶⁹⁵	<p>特許法第 79 条 一定の特許の国への譲渡</p> <p>(1) 1968 年武器開発生産法(法律 57/1968)第 1 条に定義される武器に関する発明の所有者は、国防大臣に要請された場合は、当該発明を又は当該発明に基づいて取得したか若しくは取得する特許を、国に代わる同大臣に譲渡しなければならない。</p>

アメリカ地域

国	関連条文

⁶⁹⁴ サウジアラビア特許規則（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/saudi_arabia-tokkyo_kisoku.pdf

⁶⁹⁵ 南アフリカ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/southafrica-tokkyo.pdf>

カナダ ☆ 696	<p>特許法第 20 条 国防大臣への譲渡</p> <p>(1) 政府又は公社の公務員若しくは職員であつて、その職務及び雇用の範囲内の行為において兵器又は軍需品に関する発明をした者は、国防大臣の請求があれば、当該発明及び当該発明につき取得したか又は取得すべき特許に係わるすべての利益を国の代表者としての当該大臣に対し譲渡しなければならない。</p> <p>同前</p> <p>(2) (1)に記載された者以外の者であっても、同項に記載の発明をした者は、当該発明及び当該発明につき取得したか又は取得すべき特許に係わるすべての利益を国の代表者としての国防大臣に譲渡することができる。</p> <p>…</p> <p>特許法第 21 条 カナダ政府と他国政府との協定</p> <p>カナダ政府と他国政府との間の協定により、発明者から当該他国政府へ譲渡されたか又は譲渡されることが合意された特許出願において開示された発明に対しカナダ政府が第 20 条を適用することが定められており、かつ、長官がカナダ政府の閣僚から当該協定が特定の出願における発明に及ぶことを通知された場合は、当該出願及びその全関係書類は、第 20 条(3)及び(4)を除く同条に従い、当該発明が国防大臣に譲渡されたか又は譲渡されることが合意されたものとして処理されるものとする。</p>
--------------	---

ヨーロッパ地域：

国	関連条文
イタリア ☆ 697	<p>特許法第 60 条 軍事及び公益</p> <p>係属中の出願に起因する権利を含む特許権は、この国の国防その他公益のため、国によって収用することができる。</p> <p>収用は、第 54 条の 4 及び適切な場合は後続の各条の規定を妨げることなく、国の需要に応ずるため当該発明を実施する権利に限定することができる。</p> <p>収用が国防のため実施される場合であつてその収用がイタリア国民の特許に係わるものであるときは、その収用は、外国で当該特許を出願する権利をも収用官庁に移転する。ただし、当該官庁がこの権利を放棄又は制限するときはこの限りでない。</p>
スペイン 698	<p>特許法第 81 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 何れの特許出願又は既に付与された特許も、公正な補償を条件として、公共の効用又は公共の利益の理由で収用することができる。 2. 収用は、発明を公有財産とし、何人もライセンスを請求する必要なしに自由に当該発明を実施できるようにすることを目的とすることもでき、又はもっぱら国が発明を実施し、次いで当該発明の所有権を取得することを目的とすることもできる。 3. 公共の効用又は公共の利益は、収用を認める法律において宣言するもの

⁶⁹⁶ カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf>

⁶⁹⁷ イタリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/italy-tokkyo.pdf>

⁶⁹⁸ スペイン特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf>

	とし、同法律ではまた、発明は公有財産とするか又は国が特許若しくは出願の所有権を取得するかを定める。従うべき手続は、公正な補償の設定を含め、すべての面において、1954年12月16日の強制収用法に定める一般的手続に従わなければならない。
ノルウェー ⁶⁹⁹	王国の防衛にとって重要な発明に関する法律第6条 国王が王国の防衛にとって重要であると想定する発明は、国王の命令により、その発明が国防に最大限の利益をもたらすことが望ましいと考えられる場合、公衆または他の人に放棄することが要求される場合がある。同じことが、そのような発明を特定の期間実施する権利にも適用される。 同じ目的で、国王は、権利所有者が第1段落に記載のように、国内または国外でより具体的な方法で発明を処分することを禁止したり、利用に関連してより具体的な義務を彼に課したりすることができる。このセクションに基づく禁止事項または命令は、国王が決定する時間に適用される。 このセクションに基づく差し止め命令は、セクション2の第2段落に記載されている期限の満了後に発行される場合もある。差し止め命令を発行しないという決定は、いつでも覆すことができる。 ...
フランス ⁷⁰⁰	知的財産法第L613条20 国は、国防上必要な場合はいつでも、特許出願又は特許の対象である発明の全部又は一部を布告によって収用することができる。 収用のための補償金額は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。 審理は、裁判の何れの審級においても、非公開で行われる。
ポーランド ⁷⁰¹	産業財産法第69条 (1) 次のものは、特許の侵害とみなさない。 (i) 一時的にポーランド共和国領域に入っている輸送手段若しくはその部品若しくは付属品に関する、又はその領域を通過中の物品に関する発明の実施 (ii) 国家のために必要な限度において、排他権を伴わずに行われる発明の実施。ただし、その実施が、極めて重要な国家利益、特に安全保障又は公共の秩序に関する緊急事態を防止し又は消滅させるために不可欠であると認定されていることを条件とする。 (iii) 研究及び試験の目的で、又は評価、分析若しくは教授のために発明を実施すること (iv) 一定の製品、特に医薬製品の意図された用途のために、その製品の販売を認められるための必要条件とされている登録又は認可を得る上で法律の規定によって要求されている行為を遂行する目的で、必要な限度において行う発明の実施 (v) 薬局において、医師の処方に基づいて行う即座の医薬の調合 (2) 関連する事情によるが、(1)(ii)にいう場合においては、実施するために発明を収用する旨の決定は、担当の大臣又は地方の長が行わなければならない

⁶⁹⁹ ノルウェー王国の防衛にとって重要な発明に関する法律 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463359>

⁷⁰⁰ フランス知的財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

⁷⁰¹ ポーランド産業財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf>

	<p>ず、かつ、直ちに特許所有者に通知しなければならない。発明の実施に係わる範囲及び期間については、当該決定において定めなければならない。</p> <p>(3) (2)にいう決定については、行政裁判所に不服申立をすることができる。</p> <p>(4) 国のために自己の発明が実施された者は、国家予算資金からライセンスの市場価格に応じた額の補償を受ける権利を有する。</p> <p>(5) (1)(iv)にいう登録又は認可の付与は、特許所有者の同意が必要な場合に、それを得ることなしに、製品を販売したことに対する民事責任について不利な影響を及ぼすものではない。</p>
ポルトガル ⁷⁰²	<p>産業財産法第 105 条</p> <p>(1) 第三者との関係で義務を負う者又は公共の利益のために自己の特許を収用される者は、法律に基づいて特許を剥奪されることがある。</p> <p>(2) 発明の普及又は公的機関による利用のために必要な場合は、公正な補償金を支払って、公益のために特許を収用することができる。</p> <p>(3) 収用法を、必要な手直しを施して適用する。</p>

(b) 特許非公開制度

上記①や③のように安全保障のために特許出願／特許権を非公開とする制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）⁷⁰³」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

特許権付与を留保する国（上記①）としては、米国、英国、フランスが、特許権を付与したうえで保全する仕組みを取る国（上記③）としてはドイツ、中国が挙げられる。

日本においては、経済安全保障推進法が 2022 年 5 月 11 日に成立し、特許非公開制度が法制化される⁷⁰⁴（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第五章「特許出願の非公開」（第 65 条（特許出願非公開基本指針））。公布後 2 年以内に施行される。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）

第五章 特許出願の非公開
（特許出願非公開基本指針）

第六十五条 政府は、基本方針に基づき、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面（以下この章において「明細書等」という。）に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国

⁷⁰² ポルトガル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/portugal-sangyou.pdf>

⁷⁰³ 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

⁷⁰⁴ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（内閣官房ウェブサイト）

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou3.pdf>

民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置（以下この条において「特許出願の非公開」という。）に関する基本指針（以下この条において「特許出願非公開基本指針」という。）を定めるものとする。

2 特許出願非公開基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項

二 次条第一項の規定に基づき政令で定める技術の分野に関する基本的な事項

三 保全指定（第七十条第二項に規定する保全指定をいう。次条第一項及び第六十七条において同じ。）に関する手続に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特許出願の非公開に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、特許出願非公開基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、産業活動に与える影響に配慮しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特許出願非公開基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、特許出願非公開基本指針の変更について準用する。

アジア地域：

国	関連条文
インド☆ 705	特許法第 35 条 (1) 本法の施行の前後を問わずされた特許出願について、長官は、発明が中央政府から国防目的に関連するものとして自己に通知された部類に属するものと認めるとき又はその他当該発明がそのような目的に関連するものであると認めるときは、当該発明に関する情報の公開又は当該情報の伝達を禁止若しくは制限する旨を指示することができる。 ...
インドネシア☆ 706	特許法第 50 条 (1) 発明が国の防衛及び安全保障上の利益に関連する場合、大臣は、防衛及び安全保障を司る政府機関と協議の後、当該発明の出願を公開しない旨決定する。 (2) 大臣は、出願人又は代理人に対して書面で(1)項における出願を公開しないという決定を通知する。 (3) (1)項における政府機関との協議で公開しないという決定に至った出願書類は、第 45 条(1) 項の規定の例外とされる。 (4) (1)項における政府機関は、協議された発明及び出願書類の秘密保持の義務を負う。

⁷⁰⁵ インド特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>

⁷⁰⁶ インドネシア特許法（Jetro ウェブサイト）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

<p>韓国☆⁷⁰⁷</p>	<p>韓国特許法第 41 条</p> <p>①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願をすることができる。</p> <p>②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。</p> <p>③第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>④第 2 項により特許しなかつたり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。</p> <p>⑥第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。</p> <p>⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手續、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支給の手續、その他必要な事項は、大統領令で定める。</p>
<p>サウジア ラビア☆ 708</p>	<p>特許規則第 49 条</p> <p>安全に係る出願に係る手續は、次のとおりである。</p> <p>1. 自己の任務の範囲内で武器又は軍用弾薬に関する発明を成したすべての政府職員(軍人であるか非軍人であるかを問わない)は、自己の発明及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。</p> <p>2. また、前記以外で武器又は軍用弾薬に関する発明を成した何人も、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。この当局は、当該人に公正な報酬を支払うものとする。</p> <p>3. 前 2 項に従って政府内の権限ある当局に自己の発明を譲渡したすべての者及び当該譲渡を認識している他のすべての者は、当該発明及び譲渡を秘密にしておくことを約束するとともに、許可を受けた者以外にこれを開示してはならない。</p> <p>4. 政府内の権限ある当局は、発明者から必要な譲渡を受けた後、市長に対し、全ての発明の特許を求める出願をすると共に、出願を秘密にしておくことを求める請求書を出願に同封することができる。都市は、出願に関連するすべての通常の手続を踏むものとし、かつ、出願についての情報を公表しないことを約束する。</p> <p>5. 出願、明細書、図面、補正、特許及びこれらの写しは、封印し、捺印したファイルに保管するものとし、かつ、保護の全期間を通じて、政府内の権限</p>

⁷⁰⁷ 韓国特許法 (D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト)

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=>

⁷⁰⁸ サウジアラビア特許規則 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/saudi_arabia-tokkyo_kisoku.pdf

	ある当局が自由に使えるものとする。権限ある当局又はその命令によって保管されたものは、開示することができない。 ...
タイ ⁷⁰⁹	特許法第 23 条 国家安全保障のため発明の秘密保持が必要であると長官が判断する場合、長官は、別段の命令を出すときまで当該発明の特許出願の秘密を保持するよう命令するものとする。 前段落に基づき出願の秘密保持命令が長官から出されたことを知る出願人を含むすべての者は、法律により認められない限り、当該発明の主題又は詳細な説明を他人に開示してはならない。
中国☆ ⁷¹⁰	専利法実施細則第 7 条 特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。 国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。
ベトナム ⁷¹¹	知的財産法第 4 条 用語の解釈 ... (12a) 秘密の発明とは、権限のある機関又は組織によって、国家秘密の保護に係る法律に基づいて国家の秘密であると認められるものをいう。 ... 第 108 条 工業所有権出願の受領；出願日 ... (3) 秘密特許に係る登録出願は、政府が定める規定に基づいて行うものとする。

アフリカ地域：

国	関連条文
南アフリカ☆ ⁷¹²	特許法第 80 条 大臣は一定の状況において発明を秘密にしておくことを義務付けることができる (1) 大臣は、国益のために何れかの発明に係る願書、明細書、図面その他の書類を秘密にしておくべきであると考えた場合は、登録官に対し、当該発明

⁷⁰⁹ タイ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf>

⁷¹⁰ 中華人民共和国専利法実施細則（Jetro ウェブサイト）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf

⁷¹¹ ベトナム知的財産法改正法（日本語訳）（独立行政法人 国際協力機構ウェブサイト）

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/059/materials/lqgpf0000005lvu-att/vietnam-tizaihou_amendment.pdf

⁷¹² 南アフリカ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/southafrica-tokkyo.pdf>

	を秘密にしておくよう、かつ、出願人にその旨を通知するよう命じることができ、また、何れかの国務大臣が国に代わって当該発明を取得することを希望する場合は、第 79 条の規定が可能な限り適用されるものとし、かつ、この目的で、第 79 条における国防大臣への言及は、当該国務大臣への言及であるとみなす。
--	---

アメリカ地域：

国	関連条文
カナダ☆ 713	特許法第 20 条 国防大臣は特許出願を提出することができる (7) 本法律に基づく国防大臣への譲渡のための合意がされた場合は、国防大臣は、その発明について特許性の審査を請求して長官に特許出願を提出し、この出願が特許され得るものと認められる場合は、それについての特許の付与前に、長官に対し、公共の利益のため、その発明及びそれを実施すべき方法についての詳細は秘密にすべきことを証明することができる。 秘密出願 (8) 国防大臣が当該証明を行った場合は、願書、明細書、図面(もしあれば)、及びこの願書の補正書並びにこれらの書類、図面及びこれに基づいて付与された特許証の写しは長官により封印された包袋に入れて国防大臣の権限の下に置かれるものとする。
ブラジル ☆714	産業財産法第 75 条 最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に規定した公開に従わないものとする。 (1) INPI は、60 日の期間内に、出願を秘密にすることに関する意見を求めるために、出願書類を行政当局の管轄機関に直ちに送付するものとする。前記の期間内に、管轄機関からの意見提出されなかったときは、その出願を通常通りに処理する。 (2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願することは、その何らかの開示と同様に、管轄機関からの明示的許可が無かった場合、禁止される。 (3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び譲渡は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は特許所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。
米国☆715	特許法第 181 条 合衆国政府が財産上の権利を有する発明に関しての出願公開又は特許付与による公表又は開示が、関係政府機関の長の見解によれば国家の安全を害する虞がある場合において、特許局長は、その旨の通知を受けたときは、次の条件に基づいて、その発明について秘密を保持すべき旨の命令を出さなければならない。また、それに係る出願の公開又は特許の付与を留保しなければならない。

⁷¹³ カナダ特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf>

⁷¹⁴ ブラジル産業財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>

⁷¹⁵ 米国特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf>

	...
--	-----

大洋州地域：

国	関連条文
オーストラリア☆ 716	<p>特許法 第 147 条</p> <p>(1) 局長は、出願に関する明細書は安全防護法 (the Safeguards Act) 第 4 条(1) の「関連技術」の定義に該当する種類の情報を含んでいる可能性があるとは判断したときは、部門長に対し、当該特許願書及び明細書の写しを添え、書面をもってその旨を通知しなければならない。</p> <p>(2) 部門長は、前記の通知を受け取り、当該明細書が前記の種類の情報を含んでいると認めた場合は、その旨の証明書を交付することができる。</p> <p>...</p> <p>第 152 条</p> <p>(1) 部門長は、出願に関して第 147 条に基づく証明書を交付した場合は、局長に対し、明細書又は関連する要約に含まれている情報の公開又は伝達について自らが適切と考える禁止又は制限を、書面により通知することができる。</p> <p>(2) 局長は、その通知を受けたとき、それを実施するために必要又は便宜な措置をとらなければならない。</p>
ニュージーランド 717	<p>特許法第 132 条</p> <p>(1) 長官は、次に掲げる場合は(2)にいう指示の何れも出すことができる。</p> <p>(a) 特許出願が本条施行の前又は後にある発明について行なわれ、かつ、</p> <p>(b) 当該発明が、長官の意見によれば、</p> <p>(i) 防衛目的に関係するとして防衛大臣が長官に通告した類の 1 であるか、又は</p> <p>(ii) 防衛目的にとって貴重である可能性がある場合</p> <p>(2) 指示とは、次に掲げることを目的とする指示とする。</p> <p>(a) 当該発明に関する情報の公表を禁止若しくは制限すること、又は</p> <p>(b) 当該発明に関する情報の、指示に明記する者若しくは種類の者への伝達</p> <p>(3) 指示が効力を有する間、</p> <p>(a) 当該特許出願は、指示に従うことを条件として、完全明細書の受理まで手続を進めることができ、</p> <p>(b) 当該特許出願及び完全明細書は公衆の閲覧に開放されてはならず、かつ、</p> <p>(c) 特許を当該特許出願に関して付与してはならない。</p>

ヨーロッパ地域：

国	関連条文
アゼルバ	特許法第 25 条

⁷¹⁶ オーストラリア特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo.pdf>

⁷¹⁷ ニュージーランド特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/new_zealand-tokkyo.pdf

イジャン 718	工業所有権の主題に関する提出済み出願に関する情報の開示がアゼルバイジャン共和国の国家安全保障を損なう可能性がある場合は、この出願は主管官庁の規則により定められた規則により、審理されるものとする。
イタリア ☆719	2005年2月10日付法令 No. 30 第198条(11), (12) 11. 発明は、延期要求の伝達後および延期自体の全期間、ならびに収用の過程においてこれが秘密保持の義務を負う場合は関係法令の後も秘密に保たなければならない。 12. 発明は、第6項に規定する場合においても、秘密を課して収用を促進するという決定が利害関係者に通知された後、秘密にされなければならない。
英国☆720	特許法第22条 国の安全保障又は公共の安寧に有害な情報 (1) 特許庁に特許出願がされる場合において(本法に基づくか連合王国を当事国とする何らかの条約に基づくかを問わず、また、指定日の前後を問わない)、その出願がその公表により国の安全保障に害が及ぼされる虞のある情報であるとして国務大臣から通知される部類の情報を含むと長官が思料するときは、長官は、当該情報の公表又は特定の者若しくは特定の部類の者に対する当該情報の伝達を禁止し又は制限する指示を出すことができる。
ギリシア 721	特許法 第4条 … (2) O.B.I.は、次の登録簿、記録及び目録を保持する。 (A) 登録簿 (a) 第21条の意味するところによる秘密の技術移転登録簿 (b) 一般的特許登録簿 (c) 秘密特許登録簿 (d) 実用新案証登録簿 … (5) 秘密の登録簿、記録及び目録は、「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 に準拠して存在するものとみなされる。O.B.I.の職員が、役務提供過程において及び自らの役務提供の終了後10年の間に、秘密の登録簿、記録又は目録中に含まれる秘密データを開示した場合は、当該職員は、「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 第8条に定義される処罰により処分を受ける。
スウェーデン 722	防衛発明法第4条 スウェーデンで作製された、またはスウェーデンに居住する自然人に属する、またはスウェーデンの法人に属する防衛発明(スウェーデンの防衛発明)は、記載に従って審査される前に、許可なしに公開またはその他の方法で開示することはできない。
スペイン	特許法第111条

⁷¹⁸ アゼルバイジャン特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/azerbaijan-tokkyo.pdf>

⁷¹⁹ 2005年2月10日付法令 No. 30 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585924>

⁷²⁰ 英国特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf>

⁷²¹ ギリシア特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/greece-tokkyo.pdf>

⁷²² スウェーデン防衛発明法 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463800>

723	<p>1. すべての特許出願の内容は、出願日から1月間秘密にされる。この期間が終了する前、スペイン特許商標庁は、当該発明が国防の利益になり得ると考える場合、4月以下に限りこの期間を延長することができる。ただし、そのためには、出願人にこの延長について通知し、かつ、提出された特許出願の写しを直ちに国防省の用に供する。</p> <p>2. 前記の目的で、発明が国防の利益になる場合を判断するために、調整に必要な手段を国防省とスペイン特許商標庁との間で確立する。国防省は、秘密の条件で、すべての出願ファイルについて知ることができる。</p> <p>3. 国防の利益により要求されるときは、国防省は、1において定められた期間内に、スペイン特許商標庁に対して、秘密の処理を命じること及びそれを出願人に通知することを要求する。</p> <p>4. 特許出願又は特許が秘密規定の対象となっている間は、出願人又は所有者は、発明が無許可の者に知られるのを許容するような措置を差控えなければならない。国防省は、特許権者の請求に基づき、当該出願又は特許の全部又は一部の実施に向けた措置を、かかる措置に適用される条件を明示して許可することができる。</p> <p>5. スペイン特許商標庁は、国防省から好ましい報告を受領したときは、当該出願又は特許の秘密分類指定を解除することができる。</p> <p>6. 北大西洋条約機構に属する国において秘密と宣言され、かつ、優先権を主張する態様でスペインにおいて提出された特許出願又は特許は、かかる規定の適用がこれを適用した国において解除されるまで、引き続き秘密規定の対象となる。かかる出願は、これを秘密として宣言した当局の明示の許可なしには、取り下げることができない。</p>
デンマーク ⁷²⁴	<p>特許法第70条 戦争資材に関する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明については、そのために定められた特別の規定に従って、秘密特許の付与を受けることができる。</p>
ドイツ☆ ⁷²⁵	<p>特許法第50条 (1) 特許が国家機密(刑法第93条)である発明について求められる場合は、審査課は、公表を行ってはならない旨を職権によって命令する。命令を出す前に、最上級の所轄連邦当局の意見が聴取される。最上級の所轄連邦当局は、命令を出すよう要求することができる。</p>
トルコ☆ ⁷²⁶	<p>知的財産法第124条 (1) 庁は、出願の主題である発明が国家の安全の観点から重要であるとの意見を有する場合は、国防省の意見を得るために、出願の写しを国防省に送付し、その状況を出願人に通知する。 (2) 国防省は、出願処理を秘密裡に行うことに係る決定を下した場合、通知日から3月以内に、その決定を庁に通知する。秘密保持の決定がなされない場合又は所定の期間内に庁に通知されない場合は、庁は、出願に関する処理</p>

⁷²³ スペイン特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf>

⁷²⁴ デンマーク特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/denmark-tokkyo.pdf>

⁷²⁵ ドイツ特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf>

⁷²⁶ トルコ知的財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

	を開始する。 (3) 特許出願が秘密保持の対象である場合は、庁は、その状況を出願人に通知し、出願に関するその他の処理をすることなく、出願を機密指定された特許出願として登録する。 ...
ノルウェー ⁷²⁷	王国の防衛にとって重要な発明に関する法律第7条 国王は、本法に該当する発明の特許出願を秘密にし、その場合、特許を秘密として通知することを決定することができる。秘密特許は特許登録簿に登録されず、一般大衆がアクセスできない別の登録簿に入力される。特許法第19条から第25条は適用されない。特許出願または特許が秘密にされている限り、特許法第8条および第40条の年金は支払う必要はない。国王は、特許期間が満了する前に、特許が満了した後も特定の期間、発明を秘密にしておく必要があると決定することができる。 ...
フランス ☆ ⁷²⁸	知的財産法第L612条8 国防担当大臣は、産業財産権庁において、秘密扱いの条件で特許出願を知得する権限を有する。 知的財産法第L612条9 特許出願の対象である発明は、それを開示又は自由に実施することの許可が付与されるまでは、そのように扱ってはならない。 当該時期が到来するまでは、特許出願を公衆の利用に供することはなく、許可された場合を除き特許出願の正謄本は交付されず、第L612条14、第L612条15及び第L612条21(1)に基づく手続を始めることはできない。 第1段落にいう許可は、第L612条10に従うことを条件として、いつでも付与することができる。この許可は、特許出願日後5月の期間が満了したときは、自動的に付与される。 第1段落及び第2段落にいう許可は、産業財産権担当大臣が、国防担当大臣の見解を聴取した後に、これを付与する。
ブルガリア ⁷²⁹	特許法第24条 (1) 秘密特許は、ブルガリア共和国において永続的住所を有するブルガリア国民により又はブルガリア共和国において主たる営業所を有する法人により出願された秘密発明に対して付与される。 (2) 秘密発明とは、区分情報の保護に関する法律第25条の意味での国家機密に該当する区分情報を含む発明である。 (3) 情報秘密保持区分のレベルの決定及び秘密特許区分のレベル除去についての所轄当局は、内務省及び防衛省とする。 (4) 秘密特許出願は、特許庁に対して行うものとし、出願日は、第34条(2)にいう書類が受領された日とする。 (5) 秘密特許出願に係る行為並びに秘密特許の付与及び維持に係る手数料は、納付する必要がない。 (6) 秘密特許出願は、第46条(1)に従い審査される。要件が満たされた場合

⁷²⁷ ノルウェー王国の防衛にとって重要な発明に関する法律 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463359>

⁷²⁸ フランス知的財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

⁷²⁹ ブルガリア特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/bulgaria-tokkyo.pdf>

	<p>は、秘密特許が付与され、それに対しては特許庁が各秘密保持格付けを付すものとする。</p> <p>(7) 秘密特許出願の手続を終了する旨の決定であって、第 46 (1)に基づくものに対する不服申立及び秘密特許の無効を求める請求は、行政手続法典に従いソフィア市裁判所により非公開で審理される。不服申立については、当該決定の受領後 3 月以内にこれを提出しなければならないが、他方請求については当該秘密特許の全存続期間を通じてこれを提出することができる。</p> <p>(8) 秘密特許を実施及び処分することができる者は、閣僚会議の決定により決定される。</p> <p>(9) 区分のレベルが除去された場合は、所轄当局は、これを個々に特許庁に通知する。特許庁は、特許所有者に通知し、第 53 条にいう手数料及び第 33 条(4) にいう特許維持手数料の納付のために 3 月をその者に与える。当該手数料の納付により、特許は特許登録簿に記録され、かつ、第 51 条に基づく公告が行われる。</p> <p>(10) 秘密特許所有者は、情報秘密保持区分のレベルの除去後、調査及び審査の請求を提出することができる。当該請求には、第 46b 条(2)に基づく調査及び審査の手数料の納付証明書を添付しなければならない。</p> <p>(11) 出願及び秘密特許に関して情報秘密保持区分のレベル及びその除去を決定する手続は、閣僚会議により採択された秘密特許規則において規定する。</p>
ベラルーシ ⁷³⁰	<p>特許法第 1 条</p> <p>...</p> <p>(7) 所定の方法で秘密と認められた発明、実用新案及び工業意匠に対して法的保護を付与する手続及び秘密の発明、実用新案及び工業意匠を管理する手続は、法令により定められる。</p>
ベルギー ⁷³¹	<p>特許法第 21 条</p> <p>...</p> <p>[7] 特許出願に係わる発明が、1955 年 1 月 10 日法律又は 1955 年 8 月 4 日法律の規定によるものであるときは、第 22 条[2]第 3 段落の適用に拘らず、本条の規定による手続は、当該発明に関する秘密が解除されるまで開始されないものとする。</p> <p>...</p>
ポーランド ⁷³²	<p>産業財産法第 56 条</p> <p>(1) ポーランド国民がした発明が国防又は国家安全保障に係わる場合は、その発明は、秘密発明であるものとみなすことができる。</p> <p>(2) 次のものは特に、国防に係わる発明である。すなわち、新しい種類の兵器又は軍事装備及び戦闘方法。</p> <p>(3) 次のものは特に、国家安全保障に係わる発明である。すなわち、戦闘及び偵察作戦を遂行する権限のある文官によって利用される技術的手段並びに新しい種類の設備及び資材、及びそれらを当該文官が使用する方法。</p>
ルクセン	<p>特許法第 33 条</p>

⁷³⁰ ベラルーシ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belarus-tokkyo.pdf>

⁷³¹ ベルギー特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belgium-tokkyo.pdf>

⁷³² ポーランド産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf>

ブルク ⁷³³	<p>(1) 特許出願のファイルは、出願日から、又は優先権が主張された場合は優先日から 18 月の満了時に、職権によって公衆の閲覧に供せられる。ただし、特許出願のファイルは、出願人の請求に応じ、かかる期限の満了前にも公開されるものとする。かかる請求は、特許出願から 2 月満了前に提出された場合、それが関係行政手数料の納付の証拠が添付されていない場合、又は当該特許出願が第 30 条の履行上何らかの理由で補正中である場合は、受理されない。</p> <p>(2) 発明者が第 17 条に基づいて自己の身元の開示に反対の場合は、関係宣言書及び発明者の指定書については、引き続き公衆の閲覧には供さない。</p> <p>(3) 特許出願ファイルであって、所定期限の満了時又はそれらの規定に掲げた請求の提出時に不受理と宣言され、取り下げたものとみなされ、大臣命令によって拒絶と宣言され、又は登録簿に登録された取下宣言の対象となったものについては、(1)に従う公衆の閲覧には供さないものとする。これについては、1967 年 7 月 8 日法に基づいて秘密保持が適用された特許出願に対しても、当該秘密保持が解禁されるまでは、適用する。</p> <p>(4) 特許出願の公衆の閲覧への公開については、登録簿に登録され、かつ、官報の行政経済欄に公告される。</p> <p>1967 年 7 月 8 日法 = 国土防衛及び国家安全保障に影響を及ぼす発明及び製造秘密の開示並びに実施に関する法律（特許法第 1 条より）</p>
ロシア☆ 734	<p>連邦民法第 4 法典第 1401 条</p> <p>1. 秘密発明の特許付与を求める出願（「秘密発明出願」）の提出、かかる出願の審査及び処理は、国家機密に関する制定法に従い行われる。</p> <p>2. 機密の程度により「極めて重要」又は「最重要機密」と分類された秘密発明出願並びに軍備及び軍事技術、諜報活動、防諜活動、作戦行動及び調査活動の方法及び機器に関連し、かつ「機密」に分類された秘密発明出願は、それぞれの主題に応じて、ロシア連邦政府、連邦行政機関、国営原子力企業（Rosatom）、国営宇宙開発企業（Roskosmos）（「指定当局」）に認定された連邦行政機関に提出される。他の秘密発明出願は知的所有権を所管する連邦行政機関に提出される。</p> <p>3. 知的所有権を所管する連邦行政機関による発明の出願審査において、当該出願中の情報が国家機密を構成することが判明した場合、当該出願は、公的機密に関する制定法に従って機密として分類され、秘密発明出願と見なされるものとする。</p> <p>外国人又は外国法人により提出された出願を機密として分類することは認められない。</p> <p>…</p>

(i) 米国法律事務所コメント⁷³⁵

1951 年の発明秘密法（Invention Secrecy Act of 1951）35USC181-188 の下、米国政府は、

⁷³³ ルクセンブルグ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/lux-tokkyo.pdf>

⁷³⁴ ロシア連邦民法第 4 法典（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf

⁷³⁵ 附属資料 1 海外調査報告書<米国>

その開示が国家安全保障に害を及ぼす場合、特許出願を特許として発行することを禁止する場合がある。手続きは、米国政府が特許出願に所有権を持っているか否か、または出願が私人によってのみ保持されているかどうかによって異なる。米国政府がそのような特許出願に所有権を有する場合、USPTO は、特許出願を秘密にし、特許として発行しないように命令する (35USC181)。しかし、私人が保有する特許出願の場合、米国政府機関は、出願を審査し、公開を差し止めるかどうかを決定する機会を与えられる (35USC181)。米国政府が出願を一定期間秘密にしておく必要があると決定した場合、USPTO は必要な限りその秘密を保持する。出願人が同意しない場合、米国商務省に秘密保持命令の解除を請願し、米国請求裁判所で政府に補償を求める訴訟を起こすことができる。

35USC181-188 の他、手続きを説明するウェブサイトもある^{736 737 738}。

発明秘密法の対象となる事例として、例えば、以下のものがある。

- (1) 発明者が 2000 年代初頭に無線通信システムを作成したが、これは秘密保持命令の対象となり、特許化が 5 年間遅れ、アイデアの商業化が妨げられた⁷³⁹。
- (2) 政府の資金提供を受けていない発明者による特許出願も秘密保持命令の対象となる可能性がある。例えば、双胴船体を備えた水上飛行機の発明は秘密保持命令の対象となり、特許の審査が遅れ、技術開発に損害を与える可能性があった⁷⁴⁰。
- (3) 秘密発明は 1930 年代に始まり、1940 年代に核兵器技術の秘密を維持する必要性とともに成長した。例えば、2000 年に USPTO は、1936 年に出願され、60 年以上にわたって秘密保持命令の対象となっていた、メッセージを手動でコーディングおよびデコードする暗号の発明に対して特許を発行した⁷⁴¹。

(ii) ドイツ法律事務所コメント⁷⁴²

特許法第 50-56 条は、関係する発明が国家の秘密 (特許法第 50 条第 1 項) または防衛目的の秘密として外国政府から連邦政府に委託された秘密 (特許法第 50 条第 4 項) である場合、一般大衆に通知することなく、そのような独占権の付与を許可する。

⁷³⁶ The Potential Snare of Secrecy Review in U.S. Patent Prosecution (Quinn IP Law ウェブサイト)

<https://www.quinniplaw.com/the-potential-snare-of-secrecy-review-in-the-us-patent-prosecution/>

⁷³⁷ An Overview on the Invention Secrecy Act of 1951 (Khurana & Khurana ウェブサイト)

<https://www.khuranaandkhurana.com/2021/10/08/an-overview-on-the-invention-secrecy-act-of-1951/>

⁷³⁸ The Invention Secrecy Act: The USPTO as a Gatekeeper of National Security (IP Theory ウェブサイト)

<https://www.repository.law.indiana.edu/ip/vol8/iss1/4/>

⁷³⁹ Government Secrecy Orders on Patents Have Stifled More Than 5,000 Inventions (April 16, 2013) (Wired Magazine ウェブサイト)

<https://www.wired.com/2013/04/gov-secrecy-orders-on-patents/>

⁷⁴⁰ What Happens When the Feds Decide an Invention Is ‘Secret?’ (January 1, 2016) (National Defense Magazine ウェブサイト)

<https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2015/12/31/2016january-what-happens-when-the-feds-decide-an-invention-is-secret>

⁷⁴¹ The U.S. Government’s Secret Inventions (May 9, 2018) (Slate ウェブサイト)

<https://slate.com/technology/2018/05/the-thousands-of-secret-patents-that-the-u-s-government-refuses-to-make-public.html>

⁷⁴² 附属資料 1 海外調査報告書<ドイツ (欧州)>

ドイツ刑法第93条パラグラフ1に従うと、「国家機密」とは、限られた範囲の人々のみがアクセスできる事実、物、または知識であり、ドイツの対外安全保障に深刻な不利益を与える危険を回避するため、外国勢力から秘密にされなければならないものである。発明が国家機密を構成するという決定は、連邦国防省によって行われる（特許法第56条）。

国家機密の例には、装甲、爆発物、弾薬、方向探知および測定装置、核エネルギー研究（例、ガス超遠心分離機、核融合炉、プラズマ核技術）、ドキュメント（例、有価証券、銀行券、IDカード）、および暗号学（例、暗号化/復号化システム、通信技術）があげられる。

国家機密が存在するかどうか疑問視された1つのケースは、高速遠心分離機のローターの動きを安定させるためのベアリングと減衰装置であった。しかし最終的に、ドイツ連邦司法裁判所（Federal Court of Justice (FCJ)）は、国家機密か否かとされるプロパティには誰でもアクセスできるため、発明は国家機密ではないと判断した。別の事例として、特許法第50条の旧法（1970年代に適用された特許法第30条、30a条）は、原子力エネルギーの研究に決定的な役割を果たしていた。

欧州特許条約自体には、特許の非開示に関する規定は含まれていない。第77条第2パラグラフは単なる宣言的な方法で述べている。秘密として保護されている欧州出願は、国内当局によって欧州特許庁に転送されない。

（c）第一国出願義務等の外国出願制限⁷⁴³

（b）の特許非公開制度を実効化するために第一国出願義務等の外国出願に制限を課す制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）⁷⁴⁴」の地域区分と同様とし、G20国を☆で示す。

日本においては、経済安全保障推進法が2022年5月11日に成立し、「外国出願の禁止」が法制化される⁷⁴⁵（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第五章「特許出願の非公開」（第78条（外国出願の禁止）））。公布後2年以内に施行される。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号） 第五章 特許出願の非公開
--

⁷⁴³ 国際出願と国の安全に関する考慮事項（WIPO ウェブサイト）

https://www.wipo.int/pct/ja/texts/nat_sec.html

⁷⁴⁴ 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

⁷⁴⁵ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（内閣官房ウェブサイト）

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou3.pdf>

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をした場合であって、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき（当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

2 指定特許出願人に対する前項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項本文に規定する発明」とあるのは、「第六十六条第一項本文に規定する発明（第七十条第一項の規定による通知を受けた特許出願に係る明細書等に記載された発明にあつては、保全対象発明）」とする。

3 第一項ただし書に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該特許出願の日」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日（当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日）とする。

特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願	当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日（同条第四項又は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場合にあつては、同条第七項の規定にかかわらず、当該翻訳文が現に提出された日）
特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によりした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に関する書類が提出された日
特許法第三十八条の四第四項ただし書の場合（同条第五項に規定する場合を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願	当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日
特許法第四十六条第一項の規	当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規

定による出願の変更に係る特許出願	定による出願の変更の日
------------------	-------------

- 4 特許庁長官は、特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願を受けた場合において、当該特許出願に係る明細書等に第六十六条第一項本文に規定する発明が記載されているときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、特許庁長官が第六十六条第三項の規定による通知をした特許出願人（通知後に特許を受ける権利の移転があったときは、その承継人を含む。）が第一項の規定に違反して外国出願をしたと認める場合又は前項の規定による通知に係る国際出願が第一項の規定に違反するものであると認める場合であって、当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び特許出願人に通知するものとする。
- 6 第七十三条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。
- 7 特許庁長官は、第五項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。ただし、その特許出願が保全指定がされたものである場合にあつては、前条第二項の規定による通知を待って、特許出願を却下するものとする。

アジア地域：

国	関連条文
イスラエル ⁷⁴⁶	<p>特許法第 98 条</p> <p>イスラエル国民、イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は、主題が兵器若しくは弾薬に関連し、若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明又は第 95 条が取り扱う発明について、外国で特許出願を提出してはならないものとし、かつ、以下の 1 が当てはまらない限り、直接的又は間接的に当該出願を提出してはならないものとする：</p> <p>(1) 上記の者が、防衛大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；</p> <p>(2) 上記の者が、当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し、かつ、その出願が提出された後、6 月以内に、防衛大臣がその出願について第 94 条に基づく命令を行わなかったこと、又はそのような命令を行ったが、その命令がもはや有効でないこと。</p>
インド☆	<p>特許法第 39 条⁷⁴⁷</p> <p>(1) インドに居住する何人も、所定の方法により申請し長官により又は長官の代理として交付された許可書での権限による以外は、発明につきインド国外で特許付与の出願をし又はさせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>(a) 同一発明についての特許出願が、インド国外における出願の 6 週間以上前にインドにおいてされていた場合、及び</p> <p>(b) インドにおける出願に関して第 35 条(1)に基づく指示が一切発せられておらず又は当該指示が全て取り消されている場合</p>

⁷⁴⁶ イスラエル特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf>

⁷⁴⁷ インド特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>

韓国☆	<p>特許法第 41 条⁷⁴⁸</p> <p>①政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止したり、発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。ただし、政府の許可を得た場合には、外国に特許出願をすることができる。</p> <p>②政府は、特許出願された発明が国防上必要な場合には特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要な場合には特許を受けることができる権利を収用することができる。</p> <p>③第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失に対しては、政府は正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>④第 2 項により特許しなかったり収用した場合には、政府は正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、その発明に対し特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。</p> <p>⑥第 1 項による外国への特許出願禁止又は秘密取扱い命令に違反した場合には、外国への特許出願禁止又は秘密取扱いに伴う損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。</p> <p>⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止・秘密取扱いの手続、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支給の手続、その他必要な事項は、大統領令で定める。</p>
シンガポール	<p>特許法第 34 条⁷⁴⁹</p> <p>(1) 本条に従うことを条件として、シンガポールの居住者は、登録官の書面による許可なしに発明についての特許出願をシンガポール国外で行い又は行わせてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。</p> <p>(a) シンガポール国外での出願の 2 月以上前に、同一の発明についての特許出願が登録局に行われている場合、及び</p> <p>(b) シンガポールにおける当該出願に関して第 33 条に基づく指示が与えられていないか又はそのような指示がすべて取り消されている場合</p>
中国☆	<p>専利法⁷⁵⁰</p> <p>第 4 条</p> <p>専利出願に係る発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。</p> <p>第 19 条</p> <p>いかなる単位又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。</p> <p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加入した関連の国際条約に基づいて専利の国際出願を行うことができる。出願人が専利の国際出願を行う場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は中華人民共和国が加入した関連の国際条約及び本</p>

⁷⁴⁸ 韓国特許法 (D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト)

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=>

⁷⁴⁹ シンガポール特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf>

⁷⁵⁰ 中華人民共和国専利法 (2020 年改正) (Jetro ウェブサイト)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

	<p>法、国务院の関連規定に基づいて専利の国際出願を処理する。</p> <p>本条第一項の規定に違反して外国に専利を出願した発明又は実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。</p> <p>専利法実施細則⁷⁵¹ 第 8 条</p> <p>専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案を言う。</p> <p>いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国务院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。</p> <p>(一) 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国务院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。</p> <p>(二) 国务院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国务院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。</p> <p>国务院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。</p> <p>第 9 条</p> <p>国务院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から 4 ヶ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。</p> <p>国务院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から 6 ヶ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。</p>
ベトナム	<p>「居住者による出願」が「国家工業所有権庁（ベトナム）が書面で認証した場合」、又は「同一の特許出願を国家工業所有権庁（ベトナム）に行った場合」を除くとされている。</p> <p>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載より）</p>
マレーシア	<p>特許法第 23A 条⁷⁵²</p> <p>マレーシアの居住者は、登録官からの書面による許可を得ないで、マレーシア外で発明についての特許出願をしてはならず、又は、他人にさせては</p>

⁷⁵¹ 中華人民共和国専利法実施細則（Jetro ウェブサイト）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf

⁷⁵² マレーシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo.pdf>

	<p>ならない。ただし、次に掲げる条件に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(a) 同一発明に関する特許出願が、マレーシア外での出願の2月以上前に特許登録局に対して行われていること、及び</p> <p>(b) その出願に関し、登録官が第30A条に基づく指示を出していないか、又はそのような指示はすべて取り消されていること</p>
--	--

アメリカ地域：

国	関連条文
ブラジル ☆ ⁷⁵³	<p>産業財産法第75条</p> <p>最初にブラジルにおいて行われた特許出願であって、その対象が国防上の利害に係わるものは、秘密に処理するものとし、本法に規定した公開に従わないものとする。</p> <p>(1) INPI は、60日の期間内に、出願を秘密にすることに関する意見を求めるために、出願書類を行政当局の管轄機関に直ちに送付するものとする。前記の期間内に、管轄機関からの意見提出されなかったときは、その出願を通常通りに処理する。</p> <p>(2) 国防上の利害に係わるとみなされた対象を有する特許を外国において出願することは、その何らかの開示と同様に、管轄機関からの明示的許可が無かった場合、禁止される。</p> <p>(3) 国防上の利害に係わる出願又は特許の実施及び譲渡は、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とし、出願人又は特許所有者の権利が制限される場合は何時でも、その補償が行われる。</p>
米国☆ ⁷⁵⁴	<p>特許法第184条</p> <p>(a) 外国における出願</p> <p>何人も、特許局長から取得した許可によって承認されている場合を除き、合衆国において行われた発明に関し、合衆国における出願から6月が経過するまでは外国に、特許のための又は実用新案、意匠若しくはひな形の登録のため出願をし、又は出願されるようにし若しくは出願されるのを許可してはならない。許可は、特許局長が第181条に従って出した命令の適用を受ける発明に関しては、当該命令を出させた部門の長又は機関の主席官の同意がない限り与えられない。出願が海外において錯誤により行われ、また、その出願が第181条の範囲内の発明を開示していない場合は、許可は、遡及して与えることができる。</p>

大洋州地域：

国	関連条文
オーストラリア☆ ⁷⁵⁵	<p>オーストラリアには、「特許出願をオーストラリアに第一国出願しなければならない」とする法規定（いわゆる「第一国出願義務」）は存在せず、出願人は自ら選択した国に第一国出願することができる。ただし、オーストラリア国外へ出願するに際し、出願人は、当該出願対象の発明が「戦略的技</p>

⁷⁵³ ブラジル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>

⁷⁵⁴ 米国特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf>

⁷⁵⁵ Defence Trade Controls Act 2012（オーストラリア政府ウェブサイト）

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00318>

	術」に該当するか否か検討しなければならない。「戦略的技術」に該当する場合、当該情報を国外に持ち出す前に政府の承認を得ることが必要となる。 （「オーストラリアで生まれた発明の取扱い（国家安全保障に関連する法規制）」（2016年4月11日）（工業所有権 情報研修館 新興国等情報データベース） ⁷⁵⁶ より）
--	--

ヨーロッパ地域：

国	関連条文
アゼルバイジャン ⁷⁵⁷	特許法第 41 条 アゼルバイジャン共和国において創作された工業所有権の主題は、この主題に関する出願の所管官庁に対する出願日後 12 月以内に外国において特許を受けることができる。 所管官庁は、同庁による工業所有権の主題に関する出願の受理後 3 月以内に、外国に対する特許出願に関する出願可能性に関して対応する決定を採択し、出願人に対して通知を送付する。 所管官庁の決定に関する紛争は、法令により制定された規則により、裁判所により審理される。
アルメニア ⁷⁵⁸	発明、実用新案及び意匠法第 77 条 ... (2) アルメニア共和国で作成された発明、実用新案、または意匠について、アルメニア共和国の国際協定の枠内で外国に出願する前に、出願人は工業局に出願しなければならない。 ...
イタリア ☆ ⁷⁵⁹	2005 年 2 月 10 日付法令 No. 30 第 198 条(1) 国の領域に居住する者は、生産活動省の許可なしに、イタリアでの発明、実用新案または地形の特許付与のための出願（当該出願が国の防衛に役立つ可能性のある物体に関する場合）の出願日または認可申請書の提出日から 90 日が経過する前に、外国の官庁、欧州特許庁、または世界知的所有権機関の国際事務局に出願することはできない。前述の省は、国防省からの承認を条件として、承認の要求を進め、拒絶措置が取られずに 90 日の期間が経過すると、認可は付与されたとみなされる。
英国☆	特許法第 23 条 ⁷⁶⁰ (1) 本条の以下の諸規定に従うことを条件として、連合王国に居住する何人も、長官の書面による授権を得ることなしに、発明の特許出願であって(1A)が適用されるものを連合王国外において行い又は行わせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

⁷⁵⁶ オーストラリアで生まれた発明の取扱い（国家安全保障に関連する法規制）」（2016年4月11日）（工業所有権 情報研修館 新興国等情報データベースウェブサイト）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/10546/>

⁷⁵⁷ アゼルバイジャン特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/azerbaijan-tokkyo.pdf>

⁷⁵⁸ アルメニア発明、実用新案及び意匠法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/537804>

⁷⁵⁹ 2005年2月10日付法令 No. 30（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585924>

⁷⁶⁰ 英国特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf>

	<p>(a) 同一発明に係る特許出願が連合王国外への出願の 6 週間以上前に特許庁に提出され(指定日の前後であるか又はその指定日当日であるかを問わない), かつ</p> <p>(b) 連合王国での出願について第 22 条に基づく指示が出されていなく又は当該指示がすべて取り消された場合</p>
ギリシア	<p>法律 No. 1883/1990 によって批准した特許協力条約の規定を施行する大統領令 No. 16/1991⁷⁶¹ 第 3 条第 2 項</p> <p>出願人がギリシア国民であり、先のギリシア出願の優先権が主張されない場合、国際出願はアテネに所在する工業所有権機関に提出されなければならない(「国防に関する発明」に関する法律第 4325/1963 号第 1 条および第 2 条。))。</p> <p>国防関係の発明に関する法律 No. 4325/1963⁷⁶²</p> <p>第 1 条</p> <p>1. ギリシアの国防、同盟国の国防に関し、ギリシア国民によってギリシアまたは外国で開発されたすべての発明および発見は、本法第 2 条および第 3 条に従って秘密として分類される前であっても、国内または国外の法人または自然人に伝達されてはならず、またはいかなる国でいかなる方法でも開示されてはならない。</p> <p>同様に、そのような発明または発見に何らかの形で関連する可能性のある技術情報を伝達または開示することも禁止される。</p> <p>...</p> <p>第 2 条</p> <p>...</p> <p>3. 特定秘密発明庁は、第 14 条の規定に従い、工業所有権局の職員及び商務省の職員によって運営される。</p>
スウェーデン ⁷⁶³	<p>防衛発明法第 10 条</p> <p>スウェーデンの防衛発明に関する外国に関連する特許またはその他の保護権の申請は、秘密にしておく必要があるが、政府が許可した場合にのみ行うことができる。そのような同意は、発明が外国でも秘密にされているという条件でのみ与えられることができる。</p>
スペイン ⁷⁶⁴	<p>特許法第 163 条</p> <p>1. スペイン特許商標庁は、スペイン国民又はスペインに登録上の営業所若しくは事業所を有する者による国際出願に関し、特許協力条約第 2 条(xv)の意味での受理官庁としての役を務める。</p> <p>2. スペインにおける先の出願の優先権の主張を伴わないスペインでなされた発明に関しては、国際出願は、スペイン特許商標庁においてされなければならない。この義務を満たさない場合は、当該国際出願はスペインにおいて効力を有さない。</p>

⁷⁶¹ 法律 No. 1883/1990 によって批准した特許協力条約の規定を施行する大統領令 No. 16/1991 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/127578>

⁷⁶² 国防関係の発明に関する法律 No. 4325/1963 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/430901>

⁷⁶³ スウェーデン防衛発明法 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463800>

⁷⁶⁴ スペイン特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf>

	<p>出願人が事業所若しくは登記上の営業所又は常居所をスペインに有する場合は、別段の証明がなされない限り、当該発明はスペインの領域でなされたものと推定される。</p> <p>…</p>
デンマーク	<p>特許法第 70 条⁷⁶⁵</p> <p>戦争資材に関する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明については、そのために定められた特別の規定に従って、秘密特許の付与を受けることができる。</p> <p>統一機密特許法⁷⁶⁶</p> <p>第 2 条</p> <p>国防のために必要な場合、事業成長大臣は、国防大臣の要請により、第 1 条に包含される発明の特許を秘密特許として付与することを決定することができる。ただし、当該発明の特許出願が、この国に居住する個人もしくは企業、またはデンマークの機関によって提出されたものであることが条件となる。</p> <p>第 2a 条</p> <p>(1) 第 1 条に包含され、デンマークに居住する個人もしくは企業、またはデンマークの機関が所有する発明については、デンマーク特許庁に出願する場合を除き、デンマークを指定、または出願後にデンマークを指定するように変更された国際出願または欧州出願に基づいて特許保護を求めることはできない。</p> <p>…</p>
ドイツ☆	<p>特許法第 52 条⁷⁶⁷</p> <p>(1) 国家機密(刑法第 93 条)を含む特許出願は、本法の適用領域外においては、最上級の所轄連邦当局の書面による同意を得ている場合にのみ、することができる。同意は、条件を付して与えることができる。</p> <p>国際特許条約に関する法律第 III 部第 2 条⁷⁶⁸</p> <p>(1) ドイツ特許商標庁は、国家機密である発明について特許保護が求められているかどうかを判断するために、登録局として提出されたすべての国際出願を審査する(刑法第 93 条)。特許法の規定は、手続きに応じて特許法第 53 条が適用される。</p> <p>(2)(1)による審査が発明が国家機密であることを示す場合は、ドイツ特許商標庁は、職権により、出願を送付しないこと及び公開しないことを命令する。命令が確定すると、国際出願は、最初からドイツ特許商標庁に提出された国内特許出願であり、特許法第 50 条(1)に従って命令が発行されたものとみなされる。…</p>

⁷⁶⁵ デンマーク特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/denmark-tokkyo.pdf>

⁷⁶⁶ デンマーク統一機密特許法 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/464739>

⁷⁶⁷ ドイツ特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf>

⁷⁶⁸ 国際特許条約に関する法律 (WIPO ウェブサイト)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/493434>

	<p>従業員発明者法第 13 条⁷⁶⁹</p> <p>(1) 使用者は、自己に報告された職務発明に係る国内知的所有権を出願する義務を有すると共に唯一その権原を有する。職務発明が特許可能である場合は、使用者は、当該発明の産業上の利用可能性に係る賢明な評価に基づいて、実用新案としての保護の方がより適切であると考えられる場合を除き、当該発明に係る特許を出願する。出願は遅滞なく行わなければならない。</p>
トルコ☆ 770	<p>知的財産法第 124 条</p> <p>...</p> <p>(9) トルコにおいてなされた発明が国家の安全の観点から重要である場合は、他国において対象の発明につき特許出願をなすことは、許可されないものとする。トルコにおいてなされた発明につき庁に対してなされた特許出願が(1)及び(8)の規定の対象である場合は、国防省の許可なく他国において対象の発明につき特許出願をなすことは、許可されないものとする。</p> <p>...</p>
ノルウェー	<p>特許法⁷⁷¹第 71 条</p> <p>国防上重要な発明に関する事項は別段の法律で律せられる。</p> <p>王国の防衛にとって重要な発明に関する法律⁷⁷²第 6 条</p> <p>国王が王国の防衛にとって重要であると想定する発明は、国王の命令により、その発明が国防に最大限の利益をもたらすことが望ましいと考えられる場合、公衆または他の人に放棄することが要求される場合がある。同じことが、そのような発明を特定の期間実施する権利にも適用される。</p> <p>同じ目的で、国王は、権利所有者が第 1 段落に記載のように、国内または国外でより具体的な方法で発明を処分することを禁止したり、利用に関連してより具体的な義務を彼に課したりすることができる。このセクションに基づく禁止事項または命令は、国王が決定する時間に適用される。</p> <p>このセクションに基づく差し止め命令は、セクション 2 の第 2 段落に記載されている期限の満了後に発行される場合もある。差し止め命令を発行しないという決定は、いつでも覆すことができる。</p> <p>...</p>
フィンランド ⁷⁷³	<p>国防上の重要発明に関する法律第 2 条</p> <p>発明が主に国の防衛にとって重要であることが明らかの場合、フィンランドに居住する発明者またはその権利継承者は、フィンランド出願前に、外国で発明の特許を出願すること、又は外国に出願することの許可を得ることはできない。さらに、フィンランドで発明の特許出願日から 6 か月経過前には外国出願できない。</p>

⁷⁶⁹ ドイツ従業者発明法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-iyugyousha.pdf>

⁷⁷⁰ トルコ知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

⁷⁷¹ ノルウェー特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/norway-tokkyo.pdf>

⁷⁷² ノルウェー王国の防衛にとって重要な発明に関する法律（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/463359>

⁷⁷³ フィンランド国防上の重要発明に関する法律（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/469481>

	<p>発明が主に国の防衛にとって重要であることが明らかな場合、フィンランドに居住する発明者またはその権利継承者は、欧州特許条約（フィンランド条約シリーズ 8/96）に基づく欧州特許出願、又はフィンランド特許法第 3 章に基づく国際特許出願をフィンランド特許庁へ行わなければならない。</p>
フランス ☆ ⁷⁷⁴	<p>知的財産法 第 L614 条 2</p> <p>欧州特許出願は、規則の定めるところに従い、産業財産権庁本庁又は必要な場合は、その支庁の 1 に提出することができる。</p> <p>出願人がその居所又は営業所をフランスにおいて有し、かつ、フランスにおける先の出願による優先権を主張していない場合は、出願は、産業財産権庁にしなければならない。</p> <p>第 L614 条 18</p> <p>フランスに居所又は営業所を有する自然人又は法人が行う発明の保護のための国際出願は、フランスにおける先の出願に基づく優先権の主張がなされないときは、産業財産権庁にしなければならない。この場合は、産業財産権庁をワシントン条約第 2 条(xv)及び第 10 条の意味での受理官庁とする。</p>
ブルガリア	<p>「居住者による出願」が「ブルガリアの防衛当局によって秘密性を有していると分類された場合」に制限があるとされている。</p> <p>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載より）</p>
ベラルーシ ⁷⁷⁵	<p>特許法第 32 条</p> <p>(1) ベラルーシ共和国の自然人及び法人は、外国において発明、実用新案及び工業意匠の特許を求める権利を有する。</p> <p>(2) 出願人は、外国で出願を行う前に、当該出願をベラルーシ共和国で行い、かつ、発明、実用新案及び工業意匠の特許を外国で受ける意図を特許庁に通報しなければならない。</p> <p>当該出願を行って日から 3 月以内に特許庁の禁止措置が出されなかった場合は、当該出願を外国で行うことができる。</p> <p>外国における出願は、前記の期限前に行うこともできるが、ベラルーシ共和国閣僚会議が定めた命令に基づいて行われるベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞があるデータ開示の可能性に関する出願の検査が終了した後に限る。</p> <p>ベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞があるデータ開示を伴う発明、実用新案及び工業意匠は、法令に定められた方法により機密扱いにされなければならない。かつ、外国において特許を受けることはできない。</p> <p>...</p>
ベルギー	<p>「国民、又はベルギーに居所若しくは業務拠点を有する自然人又は法人による出願」が「国の防衛又は国家安全保障に利害関係を有する場合」に制限があるとされている。</p> <p>（「国際出願と国の安全に関する考慮事項」（WIPO ウェブサイト）記載より）</p>

⁷⁷⁴ フランス知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

⁷⁷⁵ ベラルーシ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belarus-tokkyo.pdf>

	り)
ポーランド ⁷⁷⁶	産業財産法第 40 条 ポーランド共和国領域に居所を有するポーランド法人又はポーランド国民が、他国において特許保護を求めることを希望している発明は、その発明が最初に特許庁に対し保護を求めて出願された場合に限り、前記の他国において出願をすることができる。
ポルトガル ⁷⁷⁷	工業所有権法第 92 条 … 2. ポルトガルでなされた先の出願について優先権が主張されない場合は常に、国際出願は、ポルトガルで効力を生じないという罰則の下で、独立行政法人工業所有権研究所 (INPI, I.P.) に提出されなければならない。
ルーマニア ⁷⁷⁸	特許規則第 4 条 … (3) ルーマニアの領域内で創作された、国の防衛及び安全の分野に属する特許出願は、特別法の規定を遵守し、かつ、第 7 条に従って提出されるものとする。 …
ルクセンブルク	「出願が国の防衛に利害関係を有する場合」についてのみ制限があるとされている。 (「国際出願と国の安全に関する考慮事項」(WIPO ウェブサイト) 記載より)
ロシア ☆ ⁷⁷⁹	連邦民法第 4 法典第 1395 条 1. ロシア連邦領域内でなされた発明又は実用新案に係る特許付与を求める出願は、各出願の知的所有権を所管する連邦行政機関への提出日から 6 月の期間満了後に、これを外国又は国際組織に提出することができる。但し、前記期間内に、出願人が、当該出願が国家機密を構成する情報を含む旨の通知を受けていないことを条件とする。発明又は実用新案の出願はその前に出願されてもよいが、出願における国家機密を構成する情報の存在に関する確認のための出願人の要請の後のみとする。出願のこの確認を実施するための手続は、ロシア連邦政府がこれを定める。

(d) 緊急事態等における強制実施権制度

安全保障のために特許権に関する強制実施権制度を有する国として確認できたものを下表に示す。なお、地域の定義は「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）⁷⁸⁰」の地域区分と同様とし、G20 国を☆で示す。

⁷⁷⁶ ポーランド産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf>

⁷⁷⁷ ポルトガル工業所有権法（WIPO ウェブサイト）

<https://www.wipo.int/wipolex/en/text/584980>

⁷⁷⁸ ルーマニア特許規則（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/romania-tokkyo_kisoku.pdf

⁷⁷⁹ ロシア連邦民法第 4 法典（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf

⁷⁸⁰ 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

アジア地域：

国	関連条文
日本☆ ⁷⁸¹	<p>特許法第 93 条（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）</p> <p>特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。</p> <p>2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。</p> <p>3 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。</p>
イスラエル ⁷⁸²	<p>特許法第 104 条</p> <p>大臣は、発明について特許が既に付与されているか否かに拘らず、又は特許が出願されているか否かに拘らず、そのことが国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると大臣が認める場合には、政府の部門による、又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。</p>
インド☆ ⁷⁸³	<p>特許法</p> <p>第 84 条 強制ライセンス</p> <p>(1) 特許付与日から 3 年の期間の満了後はいつでも、利害関係人は何人も、次の何れかの理由により、強制ライセンスの許諾を求める申請を長官に対してすることができる。すなわち、</p> <p>(a) 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと</p> <p>(b) 特許発明が適切に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと、又は</p> <p>(c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと</p> <p>...</p> <p>(6) 本条に基づいて提出された申請書を審査するに当たり、長官は、次の事項を参酌しなければならない。</p> <p>(i) 当該発明の内容、特許証捺印の日から経過した期間及び当該特許権者又は何れかのライセンシーが当該発明の完全利用のために既にとった措置</p> <p>(ii) 当該発明を公共の利益のために実施する申請人の能力</p> <p>(iii) 当該申請が認容された場合に当該申請人の資本提供及び当該発明実施に伴う危険を負担する能力</p> <p>(iv) 出願人が適切な条件で特許権者からライセンスを取得する努力をしたか否か及び当該努力が長官が適切とみなす期間内に成功しなかったか否かに関する事項</p> <p>ただし、本号は、国家的緊急事態若しくは他の超緊急状況の場合又は公共の非商業的使用の場合若しくは特許権者により採用された反競争的慣行の理由の確証時には適用されない。</p>

⁷⁸¹ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（e-GOV 法令検索ウェブサイト）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000121_20220617_504AC0000000068&keyword=%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95

⁷⁸² イスラエル特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf>

⁷⁸³ インド特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>

	<p>…</p> <p>第 92 条 中央政府の告示による強制ライセンスに関する特則</p> <p>(1) 国家的緊急状況若しくは他の超緊急状況又は非商業的使用の場合において、現に効力を有する如何なる特許についても、発明を実施するため強制ライセンスをその特許証捺印後にいつでも許諾することが必要であることを中央政府が納得するときは、中央政府は、その旨を官報に告示し、その告示があったときは、次の規定が発効する。すなわち、</p> <p>(i) 長官は、何れかの利害関係人によって前記告知後にいつでも申請がされたときは、自己が適切と認める条件で、当該申請人に対して当該特許に基づくライセンスを許諾する。</p> <p>(ii) …</p>
<p>韓国☆⁷⁸⁴</p>	<p>特許法第 106 条の 2 (政府等による特許発明の実施)</p> <p>①政府は、特許発明が国家非常事態、極度の緊急状況または公共の利益のために非商業的に実施する必要があると認める場合には、その特許発明を実施したり政府以外の者に実施させることができる。</p> <p>②政府または第 1 項による政府以外の者は、他人の特許権が存在するという事実を知ったり知ることができるときには、第 1 項による実施事実を特許権者、専用実施権者または通常実施権者に迅速に通知しなければならない。</p> <p>③政府または第 1 項による政府以外の者は、第 1 項により特許発明を実施する場合には、特許権者、専用実施権者または通常実施権者に正当な補償金を支給しなければならない。</p> <p>④特許発明の実施及び補償金の支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。</p>
<p>サウジア ラビア☆ ⁷⁸⁵</p>	<p>特許法第 24 条</p> <p>(a) 都市は、申請の提出があったときは、次に従って、特許の対象である発明又は回路配置証書の対象である集積回路の回路配置及び工業意匠証書の対象である意匠を利用するための強制ライセンスを第三者に付与することができる。</p> <p>(1) 申請は、保護書類の所有者がその発明を利用しない場合又は不適切な方法でこれを利用している場合において当該所有者が適当な理由によりこれを正当化しないときは、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方の満了後に提出しなければならない。</p> <p>(2) 強制ライセンスの申請人は、合理的な商業条件に基づき、かつ、合理的な金銭報酬を対価として契約によるライセンスを取得するための努力を(合理的な期間にわたって)行ったことを証明しなければならない。ただし、この規定及び前号の規定は、申請人が政府機関であるか又は政府機関により認可された者であり、かつ、目的が公益(特に安全、健康、栄養又は国民経済の他の枢要な分野の発展)に適うこと若しくは非常事態その他の極めて切迫した事情に対応することである場合、又は目的が公共の非商業的なものである場合は、適用されない。この場合、かつ、特許又は回路配置証書及び工業意匠証書が存在することが認識された際は、その所有者に直ちに通知しなければならない。</p>

⁷⁸⁴ 韓国特許法 (D. R. CHOI International Patent Office ウェブサイト)

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword=>

⁷⁸⁵ サウジアラビア特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/saudi_arabia-tokkyo.pdf

シンガポール ⁷⁸⁶	<p>特許法第 56 条 政府及び授権された者による特許発明の使用</p> <p>(1) 第 60 条, 第 61 条及び第 62 条に従うことを条件として, ただし, 本法の他の如何なる条にも拘らず, 政府及び政府から書面により授権された者は,</p> <p>(a) 公共の非営利目的で, 又は</p> <p>(b) 国家の非常事態若しくは他の緊急事態に際し,</p> <p>特許発明に関して如何なることも行うことができ, かつ, 本条により行われた如何なることも, 当該特許の侵害にはならない。</p>
タイ ⁷⁸⁷	<p>特許法第 52 条</p> <p>戦争又は緊急事態の間, 総理大臣は, 内閣の承認を得て, 国防及び国家安全保障のために必要な特許権を特許権者に相当の対価を支払って行使するための命令を発することができ, またその旨を遅滞なく特許権者に書面で通知するものとする。</p> <p>特許権者は, かかる命令又は対価の額について, 当該命令の受領後 60 日以内に裁判所に提訴することができる。</p>
中国☆ ⁷⁸⁸	<p>専利法第 49 条</p> <p>国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>
フィリピン ⁷⁸⁹	<p>知的財産法</p> <p>第 74 条 政府による発明の使用</p> <p>74.1 政府機関又は政府の許可を得た第三者は, 特許権者の同意がなくても次の場合は発明を実施することができる。</p> <p>(a) 政府の適当な機関が定める公共の利益, 特に国家の安全, 栄養若しくは健康又はその他の分野の発展のために必要な場合</p> <p>(b) 特許権者又は実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合</p> <p>(c) 薬剤製品に関して, 発明の使用を必要とする国家非常事態及びその他の極度の緊急事態が存在する場合</p> <p>(d) 薬剤製品に関して, 正当な理由のない, 特許権者による特許の商業的不使用が存在する場合</p> <p>(e) 薬剤製品に関して, フィリピン内で特許を受けた物品に対する需要を合理的条件において適切な範囲を満たしてないと衛生局長が判断した場合</p> <p>第 93 条 強制ライセンス許諾の理由</p> <p>知的財産庁の長官は, 次の何れかの状況においては, 特許権者の合意がなくても, 特許発明を実施する能力を有することを立証した者に当該発明を実施する許可を与えることができる。</p>

⁷⁸⁶ シンガポール特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf>

⁷⁸⁷ タイ特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf>

⁷⁸⁸ 中華人民共和国専利法 (ジェトロウェブサイト)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

⁷⁸⁹ フィリピン知的財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tizai.pdf>

	<p>93.1 国家非常事態その他の極度の緊急事態</p> <p>93.2 政府の適当な機関が定める公共の利益，特に国家の安全，栄養，健康又は国の経済のその他の重要な分野の発展のために必要な場合</p> <p>93.3 特許権者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合</p> <p>93.4 正当な理由のない，特許権者による特許の公的な非商業的使用の場合</p> <p>93.5 特許発明がフィリピンにおいて実施されることができるとも拘らず，正当な理由なくしてフィリピンにおいて商業的規模で実施されていない場合。ただし，当該特許を受けた物品の輸入は，当該特許の実施又は使用を構成する。</p> <p>93.6 衛生局長が，薬剤製品の需要が合理的条件において適切な範囲を満たしていないと判断した場合。</p>
ベトナム 790	<p>特許法第 145 条</p> <p>(1) 次の場合は，発明を実施する権利は，当該発明を実施する排他権の所有者から許可を取得することなしに，第 147 条(1)に規定する国家所管当局の決定により他の組織又は個人に対して移転されるものとする。</p> <p>(a) 発明の当該実施が，国防，安全保障，人民の保健及び栄養の必要又は社会のその他の緊急の必要を満たすためのような公共的な非商業目的のためである場合</p> <p>(b) 発明を実施する排他権の所有者が当該発明についての登録出願の出願日から 4 年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から 3 年の期間満了時に第 136 条(1)及び第 142 条(5)に規定する当該発明を実施する義務を果たさなかった場合</p> <p>(c) 発明を実施しようとする者が，適切な価格及び商業的対価に関する交渉のために合理的な時間をかけて行った努力にも拘らず，発明の実施に係るライセンス契約の締結について発明を実施する排他権の所有者と合意に至らなかった場合</p> <p>(d) 発明を実施する排他権の所有者が，競争法令に基づいて禁止されている反競争行為を実行することを決めた場合</p> <p>(2) 発明を実施する排他権の所有者は，(1)に規定する強制ライセンス許諾の根拠が存在しなくなり，かつ，再現の可能性がないときは，当該実施の権利の終了を請求する権利を有する。ただし，当該終了が発明実施権者を害さないことを条件とする。</p>
マレーシア 791	<p>特許法第 84 条</p> <p>(1)本法に含まれる如何なる規定にも拘らず，</p> <p>(a)国家の緊急事態が存在する場合，又は，国の安全，栄養，保健を主とする公共の利益若しくは政府が決定するその他国民経済の重大な分野の開発に要する場合，又は</p> <p>(b)司法又は関係当局が，特許所有者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると裁決した場合は，大臣は，特許所有者の合意を得なくても，大臣が指定する政府機関又は第三者が特許発明を実施することができる旨を決定することができる。</p>

⁷⁹⁰ ベトナム知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

⁷⁹¹ マレーシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo.pdf>

アメリカ地域：

国	関連条文
カナダ ☆ 792	<p>特許法第 19 条 政府は特許発明の使用を申請することができる</p> <p>(1) 第 19.1 条に従うことを条件として、カナダ政府又は州政府からの申請があった場合は、長官は当該政府による特許発明の使用を許可することができる。</p> <p>…</p> <p>第 19.1 条 使用許可の条件</p> <p>(1) 申請人が次の事項を立証しない限り、長官は第 19 条に基づく特許発明の使用を許可することができない。</p> <p>…</p> <p>例外</p> <p>(2)(1)は、国家の非常事態、緊急事態又はその使用が公共の非商業的使用である場合は適用しない。</p>
チリ 793	<p>特許法第 51 条</p> <p>強制ライセンスは、次の場合に付与することができる。</p> <p>…</p> <p>(2) 公衆衛生、国の安全、非商業的公共使用又はその他管轄当局が宣言する極度の緊急事由により、強制ライセンスの付与が正当化され得る場合</p>
ブラジル ☆ 794	<p>産業財産法第 71 条</p> <p>連邦行政当局の決定により、国家緊急事態又は公共の利益に係わる事態であると宣言された場合、特許権者又は実施権者がそれに係わる必要を満たさないときは、それらの特許権者の権利を損なわないことを条件として、職権により、その特許を実施するための一時的かつ非排他的強制ライセンスを付与することができる。</p>
米国 ☆ 795	<p>28USC1498</p> <p>(a) 米国特許に記載され特許の対象となる発明が、その所有者のライセンスまたはそれを使用または製造する合法的な権利なしに、米国によって、または米国のために使用または製造された場合は常に、所有者の救済は、そのような使用および製造に対する彼の合理的かつ完全な補償の回収については、米国連邦裁判所において、米国に対する訴訟によるものとする。</p>
メキシコ ☆ 796	<p>産業財産法第 153 条</p> <p>本庁は、保健総評議会による優先的配慮が宣言される深刻な疾病を含め、緊急事態又は国家の安全上の理由のために、かつ、その期間中、公共の利益に関係するライセンス付与をしなければ、国民のための基本的な満足感又は医薬品の生産、提供若しくは分配を妨げ、害し、若しくは、一段と高価なものとなる場合には、当該ライセンス付与を通じて、一定の特許の実施が</p>

⁷⁹² カナダ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/canada-tokkyo.pdf>

⁷⁹³ チリ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/chile-sangyou.pdf>

⁷⁹⁴ ブラジル産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/brazil-sanzai.pdf>

⁷⁹⁵ 28USC1498（US Government Publishing Office ウェブサイト）

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title28/pdf/USCODE-2011-title28-partIV-chap91-sec1498.pdf>

⁷⁹⁶ メキシコ産業財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf>

	<p>行われることを決定する。</p> <p>深刻な疾病の場合では、保健総評議会は、職権で又は保健総評議会が認定した疾病を専門とする国家機関の要求に応じて、緊急事態又は国家の安全の原因が正当化される優先的配慮を宣言するものとする。評議会によって発せられた当該宣言が公報に公表されると、医薬品会社は公共の利益に係るライセンス付与を本庁へ請求することが可能となり、本庁は、各申請の提出日から 90 日までを超えない期間内に、当事者及び評議会による見解を聞いたうえで当該ライセンスを付与する。</p>
--	---

大洋州地域：

国	関連条文
オーストラリア ⁷⁹⁷ ☆	<p>特許法第 132B 条</p> <p>裁判所は、特許発明を実施するための強制ライセンスの付与を要求する、この部の規定に基づく命令を出すことができる。裁判所は、特許発明に関する公衆の合理的要求が満たされていない場合には、強制ライセンスを付与すべき旨の命令を出すことができる。</p> <p>…</p>
ニュージーランド ⁷⁹⁸	<p>特許法</p> <p>第 179 条 発明の国による使用</p> <p>(1) 政府部局及び政府部局から書面により授権された者は、当該発明に係る特許に係る出願に関する完全明細書が公衆の閲覧に開放された後何時でも、発明を国の用のために実施することができる。</p> <p>…</p> <p>第 185 条 非常事態における国による使用に関する特則</p> <p>(1) 発明に関して政府部局又は第 179 条にいう政府部局から授権された者にとって行使可能な権限には、当該政府部局が次に掲げることのために必要であるか又は望ましいと考える目的で発明を実施する権限が含まれる。</p> <p>(a) ニュージーランドの安全若しくは防衛に対する不利益を回避すること、又は</p> <p>(b) 2002 年民間防衛非常事態管理法に基づいて宣言された非常事態における権限の行使及び民間防衛非常事態管理の実施を支援すること</p> <p>…</p>

ヨーロッパ地域：

国	関連条文
アイルランド ⁷⁹⁹	<p>特許法第 78 条 第 77 条に従う発明の使用；補充規定</p> <p>(1) (2)(a)に基づく命令が効力を有する期間中、政府の大臣又は第 77 条に基づいて政府の大臣が授権した者が発明に関して行使し得る権限には、当該大臣にとって必要かつ便宜と認められる次の目的のために、発明を使用する権限が含まれる。</p>

⁷⁹⁷ オーストラリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/australia-tokkyo.pdf>

⁷⁹⁸ ニュージーランド特許法（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/new_zealand-tokkyo.pdf

⁷⁹⁹ アイルランド特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ireland-tokkyo.pdf>

	<p>…</p> <p>(f) 公共の安全及び国家の保全を保証するため</p> <p>(2)(a) 例外的な状況が存在するために(1)により与えられた権限を行使することが社会の利益上望ましい旨が政府の意見である場合は、命令により当該権限を行使する旨を宣言することができる。</p>
英国☆ ⁸⁰⁰	<p>特許法第 59 条 緊急事態の際の国による実施に関する特別規定</p> <p>(1) 本条の趣旨に該当する緊急事態の期間中は、第 55 条に基づいて政府部局又は政府部局から授権されたある者が発明について行使することのできる権原は、当該政府部局にとって、</p> <p>(a) 女王陛下が遂行する戦争を能率的に完遂するため、</p> <p>(b) 公衆の生活に不可欠な物品及びサービスの供給を維持するため、</p> <p>(c) 公衆の福祉に不可欠な物品及びサービスの十分な供給を確保するため、</p> <p>(d) 工業、商業及び農業の生産性を向上させるため、</p> <p>(e) 輸出を奨励、指導し、かつ、輸入全体又は何れかの部類の輸入であってすべての又は何れかの国からのものを削減するため、及び貿易のバランスを是正するため、</p> <p>(f) 全般的に、社会の全資源が、公益に最も寄与するような方法で利用可能となり、かつ、利用されることを保証するため、又は</p> <p>(g) 連合王国以外の国又は地域であって戦争の結果として重大な災厄に遭遇しているものに対し、その苦難の救済並びに不可欠の物品及びサービスの供給回復及び配給を支援するために、</p> <p>必要又は便宜であると当該政府部局が思料する何れかの目的でその発明を実施する権限を含み、本法において国の業務というときは、緊急事態の期間に関しては前記の目的を含むものとする。</p>
オーストリア ⁸⁰¹	<p>特許法</p> <p>第 36 条 強制ライセンス</p> <p>…</p> <p>(5) 特許発明についてのライセンスの付与が公益に資するときは、何人も自己の事業のためにその発明を実施する非排他的ライセンスを取得することができる。ただし、連邦行政当局の個々の取得権は事業用として拘束されない。</p> <p>…</p> <p>第 37 条</p> <p>…</p> <p>(3) 第 36 条(5)の場合における、ライセンスを付与する権利を有する者の許可を得なければならないという要件は、国家的緊急事態又は他の極度に急を要する事情があるときは、無視することができる。その場合は、暫定的決定により、発明の実施についての仮許可を与える。</p>
ギリシア ⁸⁰²	<p>特許法第 14 条</p> <p>(1) 公衆衛生及び国防に資するためという不可避的な理由から、工業・エネルギー・技術大臣及び場合に応じて所管大臣の正当な決定により、ギリシ</p>

⁸⁰⁰ 英国特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf>

⁸⁰¹ オーストリア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/austria-tokkyo.pdf>

⁸⁰² ギリシア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/greece-tokkyo.pdf>

	<p>ア国内で当該発明を実施することのできる公共団体に対して発明を実施するためのライセンスを与えることができる。ただし、当該発明がギリシア国内で商業的に実施されていないか又は実施されていてもその所産たる製品の生産が地域の需要を満たすに不十分であることを条件とする。</p> <p>(2) 決定に先立って、特許所有者及び有益な助言を与えることができる立場にある者は会合してそれぞれの意見表明を行う。</p> <p>(3) 当該決定までに、O.B.I.の意見に基づいて、特許所有者に対する報酬の金額及び条件が決定されなければならない。報酬額は当該発明の工業的利用の程度に応じて決定される。特許所有者が当該報酬額に合意しない場合は、報酬額は、当該管轄区域内の1名の裁判官から成る第1審裁判所により強制命令手続において決定される。</p>
スペイン 803	<p>特許法第95条</p> <p>1. 政府は、公共の利益の理由で、何時でも、国王令により行動して、特許出願又は既に付与されている特許に強制ライセンス付与の対象とすることができる。</p> <p>2. 公共の利益の理由は、次に掲げる場合に存在するものとみなす。</p> <p>a) 当該発明の実施の開始、拡大若しくは普遍化又は発明が実施される状態の改善が公衆衛生又は国防のために最重要事である。</p> <p>b) 実施の不実行又は実施の質若しくは量の不十分さがスペインの経済的又は技術的發展を著しく害する。</p> <p>c) 国の供給ニーズからそれを要求する。</p> <p>3.1 にいう国王令は、産業エネルギー観光省の提案に基づいて起草される。当該発明の実施の重要性が公衆衛生又は国防に関係する場合は、当該提案は、それぞれ衛生又は防衛に関する権限を有する大臣と協働で策定する。</p> <p>4. 特許を強制ライセンス付与の対象とする国王令においては、第97条2に想定されている状態での範囲、条件及びライセンス料を全部又は一部直接に定めることができ、又は次章に定める適時の決定のためにかかる条件の設定をスペイン特許商標庁に付託して、ライセンス付与の決定において明示できるようにすることができる。</p> <p>5. 公共の利益の理由での強制ライセンスの付与が国防にとってその重要性に起因するものである場合、かかるライセンスを請求する機会を1又は複数の会社に限定することができる。</p>
ドイツ ☆ 804	<p>特許法第13条</p> <p>(1) 特許は、連邦政府がその発明を公共の福祉のために実施すべき旨の命令を出した場合は、効力を有さない。また、特許の効力は、最上級の所轄連邦当局又はその指示を受けた下級機関によって、連邦共和国の安全のために命令される発明の実施には及ばない。</p>
トルコ ☆ 805	<p>知的財産法第132条</p> <p>(1) 特許の主題を構成する発明の実施、その実施の増大、一般普及、有益な実施のための改善が、公衆衛生若しくは国家の安全の問題の理由により重大である場合又は特許の主題を構成する発明の不実施若しくは品質若しく</p>

⁸⁰³ スペイン特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/spain-tokkyo.pdf>

⁸⁰⁴ ドイツ特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf>

⁸⁰⁵ トルコ知的財産法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

	<p>は数量の何れかの観点から不十分なその実施が、国の経済的若しくは技術的発展の観点から重大な損害を引き起こす場合は、関係省の提案により、次の事項が閣僚会議により決定されるものとする。</p> <p>a) 公益性のための強制ライセンスを与えること</p> <p>b) 特許所有者が公益性を満たすための発明の有効な実施を実現することができることを条件として、発明が強制ライセンスの対象となる場合は、公益性が存在すること</p> <p>(2) 特許出願又は特許の主題を構成する発明の実施が公衆衛生又は国家の安全の観点から重大である場合は、関係省は、国防省又は保健省の承認を受けることによって提案を行うものとする。</p> <p>(3) 公益性の理由により付与される強制ライセンスは、排他的とすることができる。国家の安全の観点から重大であるとの理由で付与される強制ライセンスの決定は、1 又は 2 以上の企業による発明の実施に限定することができる。</p>
フランス ☆ ⁸⁰⁶	<p>知的財産法第 L613 条 19</p> <p>国は、防衛上必要なときはいつでも、特許出願又は特許の対象である発明を実施することについて、その実施を国自体が行うか又は国に代わってさせるかに拘らず、職権によりライセンスを得ることができる。</p> <p>当該職権によるライセンスは、国防担当大臣の要請に基づいて産業財産権担当大臣の命令によって付与される。この命令は、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、ライセンスの条件を決定する。</p> <p>当該ライセンスは、職権によるライセンスの要請の日から効力を生じる。ロイヤルティの額は、円満な合意が成立しないときは、第 1 審裁判所によって決定される。</p> <p>審理は、裁判の何れの審級においても、非公開で行われる。</p>
ベルギー ⁸⁰⁷	<p>特許法第 31 条</p> <p>[4] 特別の分野、特に国防及び原子力の分野における特許発明のライセンス付与に係わる法令は、適用されるものとする。</p>
ポーランド ト ⁸⁰⁸	<p>産業財産法第 82 条</p> <p>(1) 特許庁は、次の場合は、他人の特許発明を実施する権限(強制ライセンス)を付与することができる。</p> <p>(i) 国家的緊急事態、特に、防衛、公共の秩序、人の生命及び健康の保護、並びに自然環境の保護の分野における緊急事態を防止し、又は排除するために必要な場合、</p> <p>...</p>
ポルトガル ⁸⁰⁹	<p>産業財産法第 107 条 強制ライセンス</p> <p>(1) 強制ライセンスは、次の何れかの事情がある場合に、一定の特許について付与することができる。</p> <p>(a) 特許発明の不実施又は不十分な実施</p>

⁸⁰⁶ フランス知的財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf

⁸⁰⁷ ベルギー特許法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/belgium-tokkyo.pdf>

⁸⁰⁸ ポーランド産業財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/poland-sangyou.pdf>

⁸⁰⁹ ポルトガル産業財産法 (日本特許庁ウェブサイト)

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/portugal-sangyou.pdf>

	<p>(b) 特許間の従属性 (c) 公共の利益という理由 … 第 110 条 公共の利益 (1) 特許権者は、公共の利益のために、自己の発明の実施に係るライセンスを付与するよう義務付けられることがある。 (2) 発明の実施の開始、増大若しくは普及又はその実施条件の改善が公衆衛生又は国防にきわめて重要である場合は、公共の利益という理由が存在するものとみなす。</p>
<p>ルーマニア⁸¹⁰</p>	<p>特許法第 43 条 1. 利害関係人から請求があった場合は、ブカレスト裁判所は、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の内の何れか遅い方の期間が満了した後、強制ライセンスを付与することができる。 2. 1. の規定は、それに係る発明がルーマニア領域内で実施されていないか又は不十分に実施されており、かつ、特許所有者がその不活動を正当化することができない場合及び同人との間に、発明実施の条件及びその商業的利用法について合意が成立していない場合に限り、適用される。 3. ブカレスト裁判所が所与の状況を基にして、利害関係人が行ったすべての努力にも拘らず、合理的な期間内での合意成立は不可能であったと判断した場合は、同裁判所は、強制ライセンスを許可する。 4. 2. にいう場合以外に、次の場合は、ブカレスト裁判所は強制ライセンスを許可することができる。 (a) 国家的緊急事態の場合 (b) その他の極度の緊急事態の場合 (c) 非商業目的での公共的利用の場合 5. 4. に定める理由の 1 による強制ライセンスの付与は、2. に規定する要件の充足を要求しない。ただし、ライセンシーは、出願人又は特許所有者に対して速やかに、裁判所によって与えられた許可について通知しなければならない。 6. 非商業目的での公共的利用の場合は、政府又は政府によって許可された第三者は、有効な特許が政府又は当該第三者により使用若しくは使用の予定であることを知っているか又は知るべき明白な理由を有している場合は、その旨を合理的期間内に特許所有者に通知しなければならない。 7. ある特許が、先の正規の国内出願日を有する出願に対して付与された他の特許によって与えられた権利を侵害することなしには実施することができない場合は、後の特許を実施するための強制ライセンスについては、次の追加条件が充足される場合に限り、その許可を受けることができる。 (a) 後の特許においてクレームされている発明が、先の特許においてクレームされている発明と比較して、顕著な経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含んでいること (b) 先の特許の所有者が、後の特許においてクレームされている発明を実施するために、合理的な条件に基づくクロスライセンスを受ける権限を有すること (c) 先の特許について許諾された実施の権利は、後の特許の移転のためにす</p>

⁸¹⁰ ルーマニア特許法（日本特許庁ウェブサイト）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/romania-tokkyo.pdf>

	る場合を除き、移転することができないこと
ロシア ☆ 811	ロシア連邦民法第4法典第7編 第1360条 国家安全保障の利益のための発明、実用新案又は意匠の使用 国家安全保障の利益のために、ロシア連邦政府は特許権者の同意なく、発明、実用新案又は意匠の使用を許可する権利を有する。但し、特許権者に対し、可能な限り早く通知され、かつ、合理的な対価が支払われることを条件とする。

(e) 各国比較

「経済安全保障法制に関する有識者会議 特許非公開に関する検討会合 第一回資料（資料10）（令和3年12月6日）⁸¹²」 ページ番号：6に記載の「G20 諸国の制度概要」の記載を基に、該当する具体的な条文を記載した G20 各国の制度比較を下表に示す。

国	特許収用	特許非公開	第一国出願義務	強制実施権
日本		経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第65条	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第78条	特許法第93条
米国		35USC181	35USC184	28USC1498
英国		特許法第22条	特許法第23条	特許法第59条
ドイツ		特許法第50条	特許法第52条 国際特許条約に関する法律第III部 第2条 従業員発明者法第13条	特許法第13条
フランス	知的財産法第L613条20	知的財産法第L612条8、第L612条9	知的財産法第L614条2、第L614条18	知的財産法第L613条19
カナダ	特許法第20条、第21条	特許法第20条		特許法第19条
イタリア	特許法第60条	2005年2月10日付法令No.30第198条(11)、(12)	2005年2月10日付法令No.30第198条(1)	
アルゼンチン				

⁸¹¹ ロシア 連邦民法第4法典第7編（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf

⁸¹² 経済安全保障法制に関する有識者会議 特許非公開に関する検討会合 第一回資料（資料10）（令和3年12月6日）（内閣官房ウェブサイト）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai2/siryou10.pdf

オーストラリア		特許法第 147 条、第 152 条	「オーストラリアで生まれた発明の取扱い（国家安全保障に関連する法規制）」（2016 年 4 月 11 日）（工業所有権 情報研修館 新興国等情報 データバンク）	特許法第 132 条
ブラジル		産業財産法第 75 条	産業財産法第 75 条	産業財産法第 71 条
中国		専利法実施細則 第 7 条	専利法第 4 条、第 19 条 専利法実施細則第 8 条、第 9 条	専利法第 49 条
インド		特許法第 35 条	特許法第 39 条	特許法第 84 条、第 92 条
インドネシア		特許法第 50 条		
韓国	特許法第 41 条、第 106 条	特許法第 41 条	特許法第 41 条	特許法第 106 条の 2
メキシコ				産業財産法第 153 条
ロシア		連邦民法第 4 法典第 1401 条	連邦民法第 4 法典第 1395 条	民法第 4 法典第 7 編 第 1360 条
サウジアラビア	特許規則第 49 条	特許規則第 49 条		特許法第 24 条
南アフリカ	特許法第 79 条	特許法第 80 条		
トルコ		知的財産法第 124 条	知的財産法第 124 条	知的財産法第 132 条

（f）国際法上の義務との関係

（1）で触れた TRIPS 協定第 73 条/GATT 第 21 条を含め、関連する国際協定は、以上のような加盟国が自国の安全保障に適切と考える措置をとることを許容していると解されるとの指摘がある⁸¹³。

例えば、TRIPS 協定第 73 条/GATT 第 21 条については、これらの規定により、WTO 加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益に反すると認める特許出願の公開を停止して秘密

⁸¹³ 「各国の秘密特許制度と日本における制度の検討（その 1）」小山 隆史（知財管理 Vol. 72, No. 2. 163-177, 2022）

扱いとし、また、通常の発明と異なる取扱いを行うことができると解されるという指摘がなされている。

また、強制実施権等については、TRIPS 協定第 31 条において、国家緊急事態等の場合又は公的な非商業的使用の場合における特許の強制実施や政府による使用を認めている。

また、TRIPS 協定/GATT 以外にも、出願の公開について規定している条約や FTA/EPA があるが、これらにおいても以下にあるように安全保障との関連で例外が規定されている例がある。

①特許協力条約 (PCT) :

PCT 出願について優先日から 18 か月を経過した後、速やかに WIPO 国際事務局が国際公開することを定めているが (第 21 条(2))、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由が制限されないことを明記している (第 27 条(8))。

②RCEP 協定 :

第 11・44 条は、特許出願の 18 か月後公開を義務として定める一方、その開示が自国の安全保障に反すると認める情報の公開を要求されないことを明示的に定めている。

RCEP 第十一・四十四条 十八箇月後の公開

1 各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された (注) 場合は、この限りでない。

注 締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。

2 締約国は、1 の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

4 各締約国は、1 に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

2. ロシアが知的財産制度関連で講じている措置とその影響等

(1) ロシアが講じている措置⁸¹⁴と各国への影響

(a) ライセンス料の支払い禁止

2022年5月27日：

プーチン大統領は、政令第322号「特定の権利保有者に対する義務の履行のための一時的な体制について」⁸¹⁵に署名し、ロシア居住者が非友好国・地域（オーストラリア、アルバニア、アンドラ、英国、欧州連合加盟国、アイスランド、カナダ、リヒテンシュタイン、ミクロネシア連邦、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、サンマリノ、北マケドニア、シンガポール、米国、台湾、ウクライナ、モンテネグロ、スイス、日本）⁸¹⁶に居住する、又はロシアに対する制裁に同意する権利保有者の外国の銀行口座にライセンス料の支払いを行うこと、またはその他の方法で支援することを禁止した。本政令の適用可否は以下の権利保持者とされる。

（適用される権利保持者）

- ・非友好国出身者（その支配下にある人を含む）
- ・ロシアおよびロシア人に対する制裁賦課を支持または公に要求した者
- ・ロシア国内で知的財産権の使用を制限したり、ロシア国内での事業活動を停止したりした者
- ・ロシア、その軍隊、およびロシアの国家機関について否定的な発言をしたり、公に虚偽の情報を広めたりした者

政令は、外国の知的財産権所有者が、政府外国投資管理委員会からの承認を得た場合のみ、特別なOタイプ口座からロシア国外の銀行口座にルーブルを送金できることを定めた。また、外国の知的財産権所有者がその名義のO型銀行口座の開設に正式に同意していない限り、ロシア国民（ライセンシー）は、そのような外国人にロイヤルティの支払いを行わない権利を有する（ただし、知的財産権を使用する法的権利は保持する）。

（適用されない権利保持者、契約）

- ・ロシア居住者との契約に基づく義務を正式に履行する非友好国知的財産権所有者（ロシアでの契約上の義務のサポートを中止していない者）
- ・ロシアへの医薬品、医療機器、工業製品、農業製品、食品の輸入に必要な知的財産関連の契約

⁸¹⁴ 附属資料1 海外調査報告書<ロシア>

⁸¹⁵ 【ロシア語原文】2022年5月27日付ロシア大統領令第322号（外国の知財権利者に対する義務履行の暫定手順について）

https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/03/R_U_322_20220527.pdf

⁸¹⁶ 【ロシア語原文】2022年3月5日付ロシア政府指令第430号（非友好国リストの承認）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）

https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/R_R_430_20220305.pdf

- ・ロシアでの通信サービス（インターネット アクセスを含む）の提供、コンピュータ、ソフトウェア、およびサーバーの製造または使用に必要な知的財産関連契約
- ・ライセンスが個人的な目的で使用するために購入された場合、ロシアの個人による100,000 ルーブルを超えない知的財産関連の支払い

（b）国家安全保障等のための強制実施権

2022年3月7日：

ロシア連邦民法典第1360条第1項で定められた国家安全保障等のために権利者の同意なく特許権等を実施することを、ロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の0%とする決議（ロシア政府決定第299号）を公表し施行した⁸¹⁷。

2022年4月4日：

ロシア知的財産庁は、「特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の0%とする決議」の正当性（ロシア連邦政府は、緊急時にロシア連邦の国際協定に従い必要な条件下で権利者の同意なく発明、実用新案、工業意匠を使用することの決定をする場合があり、このメカニズムはロシアの法律で導入されているだけでなく、他国でも導入されている。）を英文ウェブサイトで公開した⁸¹⁸。

2022年8月19日：

下院は、強制実施権のメカニズムの拡大に関する法律第184016-8号「ロシア連邦民法第4部の制定に関する連邦法の改正について」の草案を受け取った。法案の対象は、ロシアを去った外国著作権者によるコンテンツだけでなく、ロシア国内で未発表の映画、音楽、ソフトウェアなどに関しても、外国のコンテンツの強制ライセンスを使用することを提案している⁸¹⁹。本法案の審議は終了し、修正のために差し戻された⁸²⁰。

⁸¹⁷ 【ロシア語原文】2022年3月6日付ロシア政府決定第299号（特許使用に關しての補償金不払い）（日露貿易投資促進機構ウェブサイト）

https://www.jp-ru.org/wp/wp-content/uploads/2022/03/R_P_299_20220306.pdf

⁸¹⁸ Background Paper on the Zero Remuneration Rate (April 4, 2022)（ロシア知的財産庁ウェブサイト）
<https://rospatent.gov.ru/en/news/paper-zero-remuneration-rate>

⁸¹⁹ Принудительное лицензирование контента: мнение экспертов (September 21, 2022)（ГАРАНТ.РУ ウェブサイト）

<https://www.garant.ru/article/1566986/?ysclid=lbkgycwpl9874732514>

⁸²⁰ 附属資料1 海外調査報告書<ロシア>

(i) 国家安全保障等のための強制実施権の事例⁸²¹

ロシア連邦政府命令 No. 3718-r (2020 年 12 月 31 日)⁸²²、No. 3915-r (2021 年 12 月 28 日)⁸²³および No. 429-r (2022 年 3 月 6 日)⁸²⁴によると、ロシア連邦国民の生命と健康を保護する緊急の必要性から、ロシア連邦国民に国際一般名「レムデシビル」の医薬品を供給する目的で、ロシアの企業 Pharmasintez と R-Pharm に、Gilead 社 (米国) が所有するユーラシア特許によって保護された発明の使用することを許可された。このうち、ロシア連邦政府命令 No. 429-r (2022 年 3 月 6 日) に基づく強制実施権が「対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%」とされている。

以前は、特許権者の同意なしに発明、実用新案または意匠を使用する決定がなされた場合に特許権者に支払われるべき補償額については、2021 年 10 月 18 日付ロシア連邦政府の政令⁸²⁵により規定されていた。

(ii) 当該措置に関する専門家の意見 (Financial Times (2022 年 6 月 16 日)⁸²⁶)

Financial Times (2022 年 6 月 16 日) には、ロシアによる国家安全保障等のための強制実施権に関する専門家の意見が掲載されている。概要を以下に示す。

Siva Thambisetty (Associate Professor in Intellectual Property Law, the London School of Economic) :

私見であるが、本決議は私有財産の没収に似ている。内国民待遇違反は、特定の国の国民の私有財産の故意の横領以外の何物ともみなしがたい。特定の国民や国を標的とするとは、戦争行為の継続となる。

Timo Minssen (Director of the Centre for Advanced Studies in Biomedical Innovation Law, the University of Copenhagen) :

0%の報酬は、いわゆる非友好国に対する報復であるだけでなく、ロシアが西側諸国と競

⁸²¹ 附属資料 1 海外調査報告書<ロシア>

⁸²² Распоряжение Правительства Российской Федерации от 31.12.2020 № 3718-р (Официальный интернет-портал правовой информации <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202101050003?ysclid=lcytpyfmz297504751>)

⁸²³ Распоряжение Правительства Российской Федерации от 28.12.2021 № 3915-р (Официальный интернет-портал правовой информации <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202112300035?index=0&rangeSize=1>)

⁸²⁴ Распоряжение Правительства Российской Федерации от 05.03.2022 № 429-р (Официальный интернет-портал правовой информации <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060012>)

⁸²⁵ Постановление Правительства Российской Федерации от 18.10.2021 № 1767 "Об утверждении методики определения размера компенсации, выплачиваемой патентообладателю при принятии решения об использовании изобретения, полезной модели или промышленного образца без его согласия, и порядка ее выплаты" (Официальный интернет-портал правовой информации <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202110200040?index=0&rangeSize=1>)

⁸²⁶ Russian patents grab deemed 'act of war' (Financial Times, June 16, 2022) <https://www.ft.com/content/1ee7a359-8561-4679-bc84-59f55157e9bd>

争するための戦略的に重要な技術を獲得する方法でもある。

Olga Gurgula (Patent Law Lecturer, Brunel University) :

戦争の理由である侵略者は、義務に反して TRIPS 協定の安全保障の例外を利用することはできない。

James Singer (Intellectual Property Lawyer, Fox Rothchild, Pittsburgh) :

戦争が終わりロシアとの貿易が再開された場合、西側企業の知的財産権が他の企業によりロシアで実施されていれば、西側企業がロシアで事業再開することは非常に困難になる。

(iii) 米国法律事務所コメント⁸²⁷

ロシア政府決定第 299 号の後に、米国企業がロシアで知的財産権を行使しようとしている具体的な例を米国の報道情報から見つけることはできなかった。米国のロシアへの制裁と、政治及びメディアの圧力の結果、多くの米国企業がロシアでの事業を停止するか、ロシアでの事業を縮小または制限している。その結果、米国企業はもはやロシア事業から収益を得ることができず、特定のロシア企業は、非友好国企業への強制ライセンスに基づく使用料の支払いを停止することができる⁸²⁸。

ロシアの知的財産権の制限に関する立場を提供する米国産業について、初期調査に基づいて特定した唯一の例は、WTO メンバーとしてのロシアの義務に関する、国際知的財産同盟 (International Intellectual Property Alliance (IIPA)) による米国通商代表部 (USTR) への声明である⁸²⁹。IIPA は、書籍、ソフトウェア、および映画の著作権所有者で構成されており、ロシアで保護媒体のコピーに関心を持っている。IIPA は、著作権で保護された作品の無許可のコピーはロシアでは一般的であり、ロシア当局はこの問題に対処するために十分な対策を講じていないと説明した。IIPA はまた、2023 年に制定される可能性がある、非友好国 (米国を含む) の団体が所有する著作物に強制ライセンスを許可するロシア法案について懸念していると報告した⁸³⁰。

⁸²⁷ 附属資料 1 海外調査報告書<米国>

⁸²⁸ Russia Suspends Compulsory License Payments for Some Non-Russians (Global IP & Technology Law Blog, March 15, 2022) (Squire Patton Boggs ウェブサイト)
<https://www.iptechblog.com/2022/03/russia-suspends-compulsory-license-payments-for-some-non-russians/>

⁸²⁹ Hearings: Russia's Implementation of Its World Trade Organization Commitments (Regulations.gov ウェブサイト)
<https://www.regulations.gov/document/USTR-2022-0011-0001/comment>

⁸³⁰ Re: Comments Regarding Russia's Implementation of its WTO Commitments – 2022 Russia WTO Implementation Report – “Request for Comments and Notice of Public Hearing Concerning Russia's Implementation of its WTO Commitments” (87 Fed. Reg. 52102, August 24, 2022), (IIPA, September 20, 2022) (Regulations.gov ウェブサイト)
https://downloads.regulations.gov/USTR-2022-0011-0002/attachment_1.pdf

(iv) ドイツ法律事務所コメント⁸³¹

将来、ロシアでこの種の強制実施権がいくつ付与される可能性があるか、またどの製品カテゴリーが影響を受けるかを確実に予測することは困難である。従い、ロシア政府決定第 299 号は、ロシア企業が特許権者の同意なしに、また補償金を支払うことなく、特許発明を使用するための「フリーパス」を構成するものではない。しかし、ロシアの潜在的な偽造者にとって、この規則は、「非友好国」の企業が保有する特許、実用新案、または意匠権の侵害に対する補償がゼロになる可能性が高いというシグナルとして認識されるリスクがある。

(c) 一時的な並行輸入の合法化

2022 年 3 月 9 日 :

特定の商品を知的財産権保護の対象から除外する権限をロシア連邦政府に与える新たな法律が成立した⁸³²。

2022 年 3 月 29 日 :

国内市場の維持、及び価格の安定を目的として、特定の商品グループに関連して、一時的に並行輸入を合法化する連邦政府決定第 506 号「商品で表された知的財産の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護にかかるロシア連邦民法の特定の規定を適用しない商品（商品のグループ）について」⁸³³が発行された。特定の商品グループは、リストとして、2022 年 5 月 6 日に公表された（後述）。リストされた商品・ブランドには、ロシア市場から撤退したブランド、または最近ロシアでの事業活動を停止したブランドが含まれる（例、Bentley、Land Rover、GMC、Siemens、Bosch、Hermes、Philips、Apple、Acer 等）。

2022 年 5 月 6 日 :

ロシア連邦商務省は、特許権者等またその同意を得てロシア連邦の領域外で商品（商品群）を流通させること（並行輸入）を条件に、ロシア連邦民法で規定された特許権等が及ばないとされる商品（群）のリストに関する命令（ロシア連邦産業商務省命令 2022 年 4 月

⁸³¹ 附属資料 1 海外調査報告書<ドイツ（欧州）>

⁸³² Федеральный закон от 08.03.2022 № 46-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации" (Официальный интернет-портал правовой информации [Вебсайт](http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203080001))

⁸³³ Постановление Правительства Российской Федерации от 29.03.2022 № 506 "О товарах (группах товаров), в отношении которых не могут применяться отдельные положения Гражданского кодекса Российской Федерации о защите исключительных прав на результаты интеллектуальной деятельности, выраженные в таких товарах, и средства индивидуализации, которыми такие товары маркированы" (Официальный интернет-портал правовой информации [Вебсайт](http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203300003))

19日付第1532号、2022年5月6日に第68421号⁸³⁴として司法省に登録)を公表、施行した⁸³⁵。その後、2022年6月3日付でリストは一部修正された⁸³⁶。リストにはユーラシア経済連合対外活動商品分類群の項目ごとに会社名(ブランド名)が掲載されており、目測で、計2,137社(名)から重複削除することにより、624の会社名(ブランド名)がリストされていることになる。記載の会社名(ブランド名)の国籍を本社住所等から分析した表を附属資料3に示す。

リストされている会社名(ブランド名)の分析可能な国籍の多い順6か国(地域)を記載すると、米国(約170)、ドイツ(約120)、日本(約60)、フランス(約35)、イタリア(約30)、台湾(約30)となる。これら6か国で全体の7割以上を占めることになる。

なお、会社名(ブランド名)のリストはその後、2022年8月4日で全差し替え⁸³⁷、2022年11月2日に一部修正⁸³⁸されている。リストにはユーラシア経済連合対外活動商品分類群の項目ごとに会社名(ブランド名)が掲載されており、目測で、計5,176社(名)から重複削除することにより、1,567社(名)の会社名(ブランド名)がリストされていることになる。

このように2022年8月の全差し替えの改訂では、対象ブランドは2倍以上に拡大されているが、累次改訂の際に削除されるブランドも散見される。

(ロシア法律事務所コメント⁸³⁹)

記載されている商品は、権利者の同意なく、法人または個人によりロシアに輸入することができる。ロシアの連邦関税局は、以前のように、そのような商品の輸入を一時停止したり、権利者の同意を求めたりすることはない。

記載されている商品は、通関の目的で、認証または適合宣言に関するロシアの要件に準拠する必要がある。実際、これらの適合手順は、多くの場合、製造業者の権限を与えられた代表者が利用できる。

その結果、輸入業者が公式の流通経路を迂回して製品を輸入した場合、民事責任は免除される。同時に、権利者は、ロシア連邦の領土でのグレーな輸入を管理するための潜在的

⁸³⁴ ロシア連邦産業商務省命令2022年5月6日第68421号

<http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205060001?index=0&rangeSize=1>

⁸³⁵ ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行(2022年5月6日JETROデュッセルドルフ事務所)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/europe/2022/20220506.pdf

⁸³⁶ 【ロシア語原文】2022年6月3日付ロシア産業商業省令第2299号(並行輸入を許可する品目とブランドのリストの追加及び修正)(日露貿易投資促進機構ウェブサイト)

https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/03/R_Pri_2299_20220603.pdf

⁸³⁷ 【ロシア語原文】2022年8月2日発表ロシア産業商業省令第3042号(並行輸入品リストの改訂)(日露貿易投資促進機構ウェブサイト)

https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/03/R_PM_3042_20220804.pdf

⁸³⁸ 【ロシア語原文】2022年11月2日付ロシア産業商業省令第4456号(並行輸入品リストの改訂)(日露貿易投資促進機構ウェブサイト)

https://www.jp-ru.org/cms/wp-content/uploads/2022/11/R_MINPROMTORG_4456_20221102.pdf

⁸³⁹ 附属資料1 海外調査報告書<ロシア>

な手段をまだ持っており、議論の余地はあると考えられる。

模倣品の輸入、及び販売は引き続き禁止され、引き続き罰せられることに注意が重要である。

特定の商品の並行輸入が部分的かつ一時的に合法化されたにもかかわらず、権利者が状況を制御するために実行できる多くの以下のアクションがある。

- A. 市場に出回る偽造品をより綿密に監視すること
- B. 代理店との契約を修正し、積極的または受動的な販売を制限すること（反トラストのリスクに注意が必要である）
- C. 保証条件を適応化させること
- D. 並行輸入品のラベル付けに関して EAEU 規制を見直すこと
- E. EAEU 税関登録簿（TROIS）の商標ポートフォリオを強化すること

ロシア連邦産業貿易省の局長であるデニス・マントウロフ氏は、東方経済フォーラム（Eastern Economic Forum (EEF)）において、並行輸入のメカニズムは 2023 年まで延長されると述べた⁸⁴⁰。その後、2022 年 12 月 19 日付ロシア連邦法第 N 519-FZ 第 20.5 条により、並行輸入のメカニズムは 2023 年まで延長された⁸⁴¹。

（d）ライセンス契約の一方的な変更/終了を禁止する法律の草案

2022 年 5 月：

ライセンス契約の一方的な変更/終了を禁止する法律の草案である法案 No. 92282-8 が下院に提出された。これは、非友好国や国際機関の法人や起業家との間で締結された知的財産関連契約を規制することを目的としている。法案は下院評議会によって検討され、下院での 3 回の読会、連邦評議会による検討、及び大統領の署名のために提出される可能性がある。

デフォルトのルールとして、対外制裁の文脈では、知的財産関連の契約を一方的に変更または終了するために、法律または契約によって提供される権利を行使することは許されない。この規則の唯一の例外は、契約上の義務の重大な違反に関連する。

ロシアの法人または個人が知的財産権を使用する権利を有する契約の期間は、当該法人または個人が相手方に対して法律で定められたオプションを行使するために一方的な拒否を通知しない限り、外国制裁の期間延長される。

⁸⁴⁰ Parallel imports in Russia to be extended for 2023 – deputy premier (September 7, 2022) (Tass Russian News Agency ウェブサイト)

<https://tass.com/economy/1503811>

⁸⁴¹ О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации и приостановлении действия отдельных положений законодательных актов Российской Федерации (Кодекс ウェブサイト)

<https://docs.cntd.ru/document/1300328223#7E00KF>

(e) 対抗制裁情報の流布を禁止する法案⁸⁴²

2022年6月6日、下院議員は、対抗制裁情報の流布を禁止する法案を採択した。対抗制裁情報は、サービス、商品、情報、または知的財産の外国貿易の分野で完了および計画された取引に関するあらゆる性質の情報として理解されている。法律は、メディアやインターネットの使用を含め、そのような情報を無期限の人々の間で広めることを制限することとなっている。

(f) 海賊版ソフトウェアの合法化を巡る報道

2022年3月はじめに、多くのメディアが、ロシア当局が海賊版ソフトウェアの使用許可を計画しているとの記事を掲載した。しかし、ロシアのデジタル開発・通信・マスメディア省は、「ロシア市場からの多数ベンダー撤退による海賊版ソフトウェアの合法化は承認しない」との公式声明を2022年3月11日に発表した⁸⁴³。本公式声明において、海賊版ソフトウェアの将来の使用に対して使用料を前払いした場合には、非友好国ベンダーがロシアでの活動を再開した際に、海賊版ソフトによる逸失利益を非友好国ベンダーから請求されることを理解すべきであると指摘している。

(g) ロシアの知的財産権に関する裁判例等

2022年3月3日、キロフスク地域のロシア仲裁裁判所は、英国企業によるロシア個人起業家を相手取った著作権侵害申立を、英国がロシアに対する非友好国である事実に基づいて却下した⁸⁴⁴。裁判所は、英国が課した反ロシア制裁を背景として、英国を拠点とする会社によるロシアでの侵害補償の要求を権利の濫用として認定した。

⁸⁴² Госдума приняла законопроект о запрете на распространение «контрсанкционной информации» (TADVISER ウェブサイト)

https://www.tadviser.ru/index.php/%D0%A1%D1%82%D0%B0%D1%82%D1%8C%D1%8F:%D0%A1%D0%B0%D0%BD%D0%BA%D1%86%D0%B8%D0%B8_%D0%B8_%D0%BE%D0%B3%D1%80%D0%B0%D0%BD%D0%B8%D1%87%D0%B5%D0%BD%D0%B8%D1%8F_%D0%B2_%D0%BE%D0%B1%D0%BB%D0%B0%D1%81%D1%82%D0%B8_%D0%B2%D1%8B%D1%81%D0%BE%D0%BA%D0%B8%D1%85_%D1%82%D0%B5%D1%85%D0%BD%D0%BE%D0%BB%D0%BE%D0%B3%D0%B8%D0%B9_%D0%BF%D1%80%D0%BE%D1%82%D0%B8%D0%B2_%D0%A0%D0%BE%D1%81%D1%81%D0%B8%D0%B8?ysclid=lbkilqibb348356871#.D0.93.D0.BE.D1.81.D0.B4.D1.83.D0.BC.D0.B0_.D0.BF.D1.80.D0.B8.D0.BD.D1.8F.D0.BB.D0.B0_.D0.B7.D0.B0.D0.BA.D0.BE.D0.BD.D0.BE.D0.BF.D1.80.D0.BE.D0.B5.D0.BA.D1.82_.D0.BE_.D0.B7.D0.B0.D0.BF.D1.80.D0.B5.D1.82.D0.B5_.D0.BD.D0.B0_.D1.80.D0.B0.D1.81.D0.BF.D1.80.D0.BE.D1.81.D1.82.D1.80.D0.B0.D0.BD.D0.B5.D0.BD.D0.B8.D0.B5_.C2.AB.D0.BA.D0.BE.D0.BD.D1.82.D1.80.D1.81.D0.B0.D0.BD.D0.BA.D1.86.D0.B8.D0.BE.D0.BD.D0.BD.D0.BE.D0.B9_.D0.B8.D0.BD.D1.84.D0.BE.D1.80.D0.BC.D0.B0.D1.86.D0.B8.D0.B8.C2.BB

⁸⁴³ Позиция Минцифры в связи с сообщениями о приостановке или прекращении деятельности на территории России крупных международных ИТ-компаний (вендоров) (March 11, 2022) (Министерство цифрового развития, связи и массовых коммуникаций Российской Федерации ウェブサイト)

<https://digital.gov.ru/ru/events/41451/>

⁸⁴⁴ Именем Российской Федерации, РЕШЕНИЕ, Дело № А28-11930/2021 (March 3, 2022) (АРБИТРАЖНЫЙ СУД КИРОВСКОЙ ОБЛАСТИ ウェブサイト)

https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/a45fa186-05bb-43b5-87d9-1f0d3b640142/bb9af9d9-9daf-4994-9b37-02510206c18e/A28-11930-2021_20220303_Reshenie.pdf?isAddStamp=True

(ロシア法律事務所コメント⁸⁴⁵)

知的財産権の保護に関する法廷慣行は、地政学的危機のために発生したいくつかの例外を除き、同じままである。上記ロシア仲裁裁判所の立場は、確立された法廷慣行の例外である。非友好国当事者に関して、反対の立場を示す下記の裁判所の判決がある。

「モスクワ仲裁裁判所は、米国を拠点とする請求者が提出した補償請求を支持した⁸⁴⁶。裁判所は、2019年から2020年にかけて侵害が発生したため、ロシアの反制裁規則(1)の条項を適用する根拠はないと述べた。さらに、ロシアの対抗制裁規則はいずれも、商標侵害に関して責任の免除を提供していない。従い、このような状況下では、原告の行為は権利の濫用とみなすことはできない。」

これらの訴訟の結果に基づいて、ロシアにおける外国の知的財産権者の保護の重要な変化について結論を出すのは時期尚早である。執行慣行のさらなる発展は、事件を破棄控訴裁判所とみなす特別かつ管轄の知的財産裁判所の決定に委ねられる。

米国居住者である ABRO Industries Inc.は、セヴァストポリ仲裁裁判所で商標権保護を受けることができなかった。ABRO は、「ABRO Master」ブランドで違法輸入品を販売する者に対して 50,000 ルーブルの補償金請求を行った。裁判所は、当該販売者の行為の違法性を確認したが、商標権侵害については議論しなかった。非友好国がロシアに対して制裁を行っているため(非友好国が、ロシア国民による非友好国内での補償措置を剥奪したため)、当該販売者を罰しなかった⁸⁴⁷。

なお、知財ぷりずむ 2022 年 8 月号「ロシアで「非友好国」の知的財産権は保護されないのか」で、ロシアの裁判例が紹介されている。具体的には、①本項「(g) ロシアの知的財産権に関する裁判例等」冒頭の Peppa Pig 判決(キロフスク地域のロシア仲裁裁判所、2022 年 3 月 3 日判決、Case A28-11930/2021)では、「非友好国の企業による賠償請求は権利濫用である。」と判断されたが、控訴審判決(第 2 控訴仲裁裁判所)においては、第一審判決を破棄し、原告の主張を認めて被告に対して損害賠償を認める判決を行ったとされている。他にも、②「Angry Birds」商標権侵害ケース(チェリャビンスク仲裁裁判所、2022 年 3 月 29 日判決、A76-42835/2021)、「Robocar Poli」商標権及び著作権侵害ケース(第 15 控訴仲裁裁判所、2022 年 3 月 29 日判決、A32-52717/2021)、「L.O.L.SURPRISE!」商標権侵害ケース(第 5 控訴仲裁裁判所、2022 年 4 月 1 日判決、A51-20464/2021)においても、「原告(非友好国企業)の訴訟提起は権利濫用である。」との被告の抗弁は否定されてい

⁸⁴⁵ 附属資料 1 海外調査報告書<ロシア>

⁸⁴⁶ Р Е Ш Е Н И Е, Именем Российской Федерации, город Москва Дело № А40-162262/20-51-1178 (March 31, 2022) (АРБИТРАЖНЫЙ СУД ГОРОДА МОСКВЫ ウェブサイト)
https://kad.arbitr.ru/Document/Pdf/2e5a0eae-c8d5-49ee-9199-9a90358d4ac4/21a6c335-005b-49df-b931-021186cb96a9/A40-162262-2020_20220331_Reshenija_i_postanovlenija.pdf?isAddStamp=True

⁸⁴⁷ The claim of American manufacturer for protection of rights to the brand in Russia was rejected (April 20, 2022) (RUSBANKROT ウェブサイト)
<https://rusbankrot.ru/en/new-claim/the-claim-of-american-manufacturer-for-protection-of-rights-to-the-brand-in-russia-was-rejected/>

る。以上を踏まえ、同記事は、ウクライナ侵攻後にロシアの裁判所で下された判決においては、外国企業の知的財産権保護に関して「非友好国」であるか否かによる差別的な扱いはなされていないと結論づけている⁸⁴⁸。

(h) ロシアが講じている措置に伴うロシア国内での状況

ロシア特許庁において、知的財産登録出願に制限はなく、さまざまな手続きの公式文書に記載されている期限に変更はない。

2022年3月以降、膨大な数のロシアの企業や個人起業家が、ロシア市場から撤退する外国ブランドに類似した商標登録出願（合計で100件以上）を始めた。この点に関しロシア特許庁は、外国企業の以前の登録商標の存在は以前と同様にロシアの法律に基づく「新しい」同一または類似の商標の登録に対する直接の障害であるという声明を発行した⁸⁴⁹。

(ロシア法律事務所コメント⁸⁵⁰)

そのような商標の大部分がロシア特許庁に登録されるとは考えられないが、以前にロシアで登録されたブランドを効果的に保護するために、そのような出願を注意深く監視する必要がある。

ロシアのウクライナ侵攻に伴い、2022年3月に外国製薬会社(Sanofi, MSD, Eli Lilly, Pfizer, AbbVie)は新薬の臨床試験へのロシア人参加者の募集を一時停止した。さらにこれらの企業はロシアへの投資を停止し、重要なものを除き、医薬品供給の制限を行った⁸⁵¹。これに伴い、外国製薬会社が現在開発している約300種の新薬は、今後10年間はロシアの患者は利用することができなくなるとの指摘がなされている⁸⁵²。

Russian International Affairs Council のウェブサイトには、①制裁による甚大な被害にもかかわらず、ロシア経済は安定していること、②ロシアのビジネスは、国を去った非友好国企業のニッチ部分を積極的に模索していること、③制裁下での生活システムそのものが一貫して構築されており、安定する可能性が現実にあること、などが報告されている⁸⁵³。

⁸⁴⁸ ロシアで「非友好国」の知的財産権は保護されないのか（知財ぶりずむ 2022年8月）

⁸⁴⁹ [Позиция Роспатента касательно рассмотрения заявок на обозначения сходные до степени смешения с товарными знаками иностранных заявителей \(April 1, 2022\)](https://rospatent.gov.ru/ru/news/poziciya-rospatenta-01042022) (ロシア特許庁ウェブサイト)

⁸⁵⁰ 附属資料1 海外調査報告書<ロシア>

⁸⁵¹ [Россияне остались без испытаний - В РФ остановлены все новые международные клинические исследования лекарств \(April 27, 2022\)](https://www.kommersant.ru/doc/5306861?ysclid=lbf1v5rvei641948586) (Kommersant ウェブサイト)

⁸⁵² [300 drugs from foreign companies will not be available to Russian patients over the next decade \(September 9, 2022\)](https://gxpnews.net/en/2022/09/300-drugs-from-foreign-companies-will-not-be-available-to-russian-patients-over-the-next-decade/) (GxP news ウェブサイト)

⁸⁵³ [Sanctions at a Bifurcation Point \(October 21, 2022\)](https://russiancouncil.ru/en/analytics-and-comments/analytics/sanctions-at-a-bifurcation-point/) (Russian International Affairs Council ウェブサイト)

報告書「2022年のロシアにおける起業家精神の統計と指標 業界別の調査」においては、知的財産権に言及した記載はないが、「ロシア起業家は、以前は輸入製品の大部分があった自由なニッチ市場を模索している。」と報告されている⁸⁵⁴。

この報告にあるような具体例として、以下のものがある。

2022年5月にロシアでの事業を停止し閉店したマクドナルド店舗は、2022年6月に「Vkusno i tochka」という名前で再開した。新しいメニューは、主にブランド変更された商品で構成されている⁸⁵⁵。

CoCa-Cola社から分離したロシア CoCa-Cola HBC AGは、CoCa-Cola社製品の生産・販売を中止し、ロシア地元のコーラであるドブリー・コーラの製造を開始した⁸⁵⁶。

2022年1-8月の8か月間、ロシアでの商標登録のための外国企業からの出願数は、前年同期と比較して16.2%減少した。商標登録における外国人出願の減少と同時に、ロシア居住者の出願数は14.8%増加した⁸⁵⁷。

(2) 主要国が講じている制裁措置

(a) 主要国が講じている制裁措置と GATT/TRIPS 協定との関係

主要国においてさまざまな制裁措置が講じられているところ、それらの措置と GATT/TRIPS 協定との関係について、以下のような指摘もある。いずれの指摘も①GATT との関係では安全保障を理由とした例外措置として正当化されうること、②どのような措置が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置に該当するかについては裁量が認められている、という旨を指摘している。

ウクライナ危機と WTO (阿部 克則 週刊経団連タイムス 2022年7月21日 No.3553)

「主要国による制裁措置は、国際的に協調して採用されたものであると同時に、WTO との関係では安全保障を理由とした例外措置として正当化されうる。どのような措置が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要」か否かについては、措置をとる国に広範

⁸⁵⁴ Статистика и показатели предпринимательства в России в 2022 году - исследование по отраслям (May 1, 2022) (Партнеркин Франшизы ウェブサイト)

https://f.partnerkin.com/blog/allinfo/izmenenie_v_biznes_sfere

⁸⁵⁵ Rebranded McDonald's restaurants are unveiled in Russia (June 13, 2022) (CNN Business ウェブサイト)

<https://edition.cnn.com/2022/06/12/business-food/mcdonalds-restaurant-replacement-russia-ukraine-intl/index.html>

⁸⁵⁶ Coca-Cola bottler starts making 'Dobry Cola' in Russia (August 27, 2022) (Reuter ウェブサイト)

<https://www.reuters.com/markets/commodities/coca-cola-bottler-starts-making-dobry-cola-russia-2022-08-26/>

⁸⁵⁷ Число заявок на товарные знаки от иностранцев упало на фоне санкций Больше всего их подали предприниматели из Китая и США (September 20, 2022) (RBC ウェブサイト)

<https://www.rbc.ru/economics/20/09/2022/632853249a79474b395507fc>

な裁量がある。⁸⁵⁸。」

ロシアに対する経済制裁（中谷 和弘 ジュリスト No.1575, 2022, 115 頁）

「対ロシア貿易制裁は GATT 違反なのであろうか。そうではない。正当化根拠として考えられるのは次の2つである。

第1は、GATT21 条の安全保障のための例外に該当すると考えることである。同条では、「この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない」とした上で、「(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること」として「(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置」を挙げている。何が「安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」措置に該当するかについては、2019 年の「ロシア通過貨物事件」（ウクライナ対ロシア）のパネル判断においては、安全保障上の利益に何が該当するかを定義することは一般的に各国に委ねられている（但しこの裁量は信義則によって制限される）旨を指摘している。ロシアの周辺国がロシアの武力侵攻をその言動から現実の脅威として強く認識している以上、ロシアに対する輸出入禁止や最恵国待遇の撤回を同条の安全保障の例外として説明することは十分に可能と思われる。

第2は、対抗措置（countermeasure）に該当すると考えることである。（以下、略）」⁸⁵⁹

（b）主要国の特許庁が講じている措置

主要国の特許庁において、PPH 等について以下の措置が講じられている。

（i）日本特許庁

2022 年 5 月 10 日：

日本国特許庁はロシア特許庁との間の PPH を中断することを決定した⁸⁶⁰。

（ii）米国特許商標庁（USPTO）

2022 年 3 月 11 日：

USPTO はロシア特許庁との間の PPH を停止することを決定した⁸⁶¹。

⁸⁵⁸ ウクライナ危機と WTO (阿部 克則 週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 21 日 No.3553) (一般社団法人日本経済団体連合会ウェブサイト)

https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0721_12.html

⁸⁵⁹ ロシアに対する経済制裁（中谷 和弘 ジュリスト No.1575, 2022, 115 頁）

⁸⁶⁰ 日露特許審査ハイウェイについて（日本特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_russia_highway.html

⁸⁶¹ USPTO statement on engagement with Russia, the Eurasian Patent Organization, and Belarus (USPTO ウェブサイト)

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization>

2022年3月22日：

USPTO はロシア特許庁、ユーラシア特許庁、及びベラルーシ知的財産局との関与を終了したことをアナウンスした⁸⁶²。

2022年5月5日：

USPTO は、米国財務省外国資産管理局 (OFAC) による一般許可証第 31 号⁸⁶³の発行に伴い、2022年3月1日発効のロシア有害外国活動制裁規則 (31CFR part 587 (Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations)) ⁸⁶⁴により禁止されていたロシアにおける特定の知的財産関連取引 (特許、商標、著作権取得のための出願と手続き、および更新料と維持料) が許可されたことをアナウンスした⁸⁶⁵。

(米国法律事務所コメント⁸⁶⁶)

2022年3月に米国がロシアに対する最初の制裁を行った後、米国企業は、ロシアにおける自社の知的財産権、および知的財産権出願と維持年金支払を継続できるか否かについて確信を持っていないようであった。これらの制裁に関する業界のコメントは見つからなかったが、多くの弁護士はこの不確実性を表明し、米国企業は2022年6月までにロシアの特許を取り下げる必要があると推測した⁸⁶⁷。米国が一般許可証第31号で制裁対象から知的財産権を免除したことは、世論の圧力の結果によるものではなく、非公開ロビー活動の結果である可能性がある。

2022年6月1日：

USPTO を受理官庁とする国際出願について、ロシア特許庁を国際調査機関、及び国際予備審査機関とすることを2022年12月1日に終了することをアナウンスした⁸⁶⁸。

⁸⁶² USPTO statement on engagement with Russia, the Eurasian Patent Organization, and Belarus (USPTO ウェブサイト)

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization#>

⁸⁶³ Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations 31 CFR part 587, GENERAL LICENSE No. 31

(Department of the Treasury ウェブサイト)

https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl31.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

⁸⁶⁴ Russian Harmful Foreign Activities Sanctions Regulations (Federal Register Vol. 87, No. 40. 11297-11304 (March 1, 2022))

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-01/pdf/2022-04281.pdf>

⁸⁶⁵ Update on interactions with Rospatent (USPTO ウェブサイト)

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/update-interactions-rospatent>

⁸⁶⁶ 附属資料1 海外調査報告書<米国>

⁸⁶⁷ How to Wind Down Patents in Russia Over Next 3 Months (Law360, March 17, 2022) (Law360 ウェブサイト)

<https://www.law360.com/articles/1474653/how-to-wind-down-patents-in-russia-over-next-3-months>

⁸⁶⁸ Update on termination of Rospatent as an ISA and IPEA for international applications (June 1, 2022) (USPTO ウェブサイト)

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/update-termination-rospatent-isa-and-ipea-international-applications#>

(iii) 欧州特許庁 (EPO)

2022年4月25日：

EPOはロシア特許庁との間のPPHを停止することを決定した⁸⁶⁹。

2022年5月13日：

EPO長官とウクライナ知財局長は、EPOがウクライナ知財局長に対して人的サポート（出向とインターンシップによるトレーニング）、及び事務的サポート（ITインフラの再強化）を行うことを決定した⁸⁷⁰。その後、2022年7月21日に、2年間を期限とする覚書が締結された⁸⁷¹。

(iv) 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

2022年3月9日：

EUIPOはロシア特許庁及びユーラシア特許庁との協力体制を中止することをアナウンスした⁸⁷²。

(v) ドイツ特許庁 (GPTO)

2022年8月17日：

2022年9月1日以降、ロシア特許庁との間のPPHを終了することをアナウンスした⁸⁷³。

(vi) カナダ特許庁 (CIPO)

2022年3月21日：

CIPOはロシア特許庁との間のPPHを終了することを決定した⁸⁷⁴。

⁸⁶⁹ Official Journal April 2022 (EPO ウェブサイト)

[https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a45.html#:~:text=The%20Patent%20Prosecution%20Highway%20\(PPH,%2C%20A11\)%2C%20is%20suspended.](https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a45.html#:~:text=The%20Patent%20Prosecution%20Highway%20(PPH,%2C%20A11)%2C%20is%20suspended.)

⁸⁷⁰ EPO-Ukrpatent meeting (May 18, 2022) (EPO ウェブサイト)

<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220518.html>

⁸⁷¹ EPO and Ukrpatent sign Reinforced Partnership (July 21, 2022) (EPO ウェブサイト)

<https://www.epo.org/news-events/news/2022/20220721.html>

⁸⁷² EUIPO Statement on Ukraine (March 9, 2022) (EUIPO ウェブサイト)

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/-/the-euipo-has-adopted-a-number-of-measures-in-coordination-with-the-eu-institutions>

⁸⁷³ Important Notice of 17 August 2022 (German Patent and Trade Mark Office ウェブサイト)

https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/notice_17082022/index.html

⁸⁷⁴ CIPO ends Global Patent Prosecution Highway partnership with the Russian Federal Service for Intellectual Property (Government of Canada ウェブサイト)

<https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr05062.html>

3. ロシアの投資関係の条約

(1) 海外の知的財産権の保護と投資協定の関係

経済制裁や対抗措置によって、投資先で損失を被った個人や企業については、被った損害を回復する手段として、投資協定に含まれる収用禁止規定や公正かつ衡平な待遇の補償の規定を援用しての投資家対国家の紛争解決（ISDS）手続が最も実効的という指摘がなされている。そのような例として、「海外の知的財産権の保護における投資仲裁の利用可能性（伊藤 一頼 日本知財学会誌 Vol. 11, No. 3, 2015, 44-52）」からポイントを抜粋して紹介する⁸⁷⁵。

それぞれの投資協定は、保護の対象となる投資財産の定義を置いている。多くの場合、それは「すべての種類の資産（every kind of asset）」などと極めて包括的に定義したうえで、その例示として、様々な形態の資産（例えば「知的財産権」）を列挙する形をとっている。

ただ、対外投資とは本来、投資受入国において何らかのリスクを含む実質的かつ継続的な経済活動を営むことを意味している。したがって、投資協定において投資財産の例示として「知的財産権」が挙げられていたとしても、実際にそれが条約上の保護を受けるためには、当該知的財産権がこうした投資事業性を持つ必要がある。

ほとんどの投資協定は、「収用」、つまり外国投資家の投資財産を政府が接収することを原則的に禁止し、もし収用する場合には当該資産の公正市場価値と同額の補償金を投資家に支払うことなどを条件としている。

さらに、これもほとんどの投資協定に共通することであるが、純粋な収用に加えて、「収用と同等の措置」も禁止されている。つまり、私人の財産が国家に移転しなくとも、国家が行なう経済規制などによって、実質的に収用と同様と言えるほどに投資家の財産権を侵害した場合には、その経済的損失に相当する額を補償として支払わねばならないのである。このような収用は一般に「間接収用」と呼ばれる。

過去の仲裁判断では、政府措置の側に、私人の財産権侵害を正当化できるだけの公共的利益があれば、それは国家の本来的な規制権限の範囲内として、間接収用には当たらないとする考え方が示されてきた。より具体的には、間接収用が成立するか否かは、当該措置が実現しようとする公益の重要性と、私人の財産権制約の程度が著しく均衡を失っていないかという基準で判断される。

収用規定と並んで、知的財産権の保護の根拠になりうるのが、外国投資家に「公正かつ衡平な待遇（fair and equitable treatment）」を与えるという義務で、ほとんど全ての投資協

⁸⁷⁵ 海外の知的財産権の保護における投資仲裁の利用可能性（伊藤 一頼 日本知財学会誌 Vol. 11, No. 3, 2015, 44-52）（一般社団法人 日本知財学会ウェブサイト）
https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ11-3PDF/11-3_p44-52.pdf

定に含まれている基本条項である。

これまでの仲裁判断において公正衡平待遇違反が認められた例としては、透明性・一貫性・合理性を欠く行為、投資家に対する恣意的な扱い、適正手続の欠如、著しい手続遅延、裁判拒否、強制、ハラスメントなどがある。そして、これらと並ぶ、もしくはより中核的な判断基準として重視されるのは、投資受入国政府の行動に関して投資家が抱くに至った「正当な期待」の保護である。

(2) 日露投資協定⁸⁷⁶

(1) の具体例として、「ウクライナ危機と日露投資協定 (伊藤 一頼 週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 28 日 No. 3554) (一般社団法人 日本経済団体連合会ウェブサイト)」においては、ロシアによる侵略行為をきっかけに被った損害を回復する手段として日露投資協定に基づく投資仲裁が最も実効性のある手続きであり、損害額によっては時間と費用をかけてでもこれを利用する価値があるとの指摘がなされている⁸⁷⁷。

日露投資協定において、知的財産権に関連する条文は以下のとおりである。

第 1 条 用語の定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。

(a)...

...

(d) 特許、商標、意匠、集積回路の回路配置、営業用の名称、原産地表示又は原産地名称及び開示されていない情報を含む知的所有権

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利

投資された資産の形態の変更は、投資財産としての性質に影響を及ぼさない。

(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「会社」とは、...

(4) 「投資家」とは、...

(5) 「投資に関連する事業活動」には、次のものを含む。

(a)

...

⁸⁷⁶ 投資の促進及び保護に関するロシア連邦政府と日本国政府との協定 (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/5965/download>

⁸⁷⁷ ウクライナ危機と日露投資協定 (伊藤 一頼 週刊経団連タイムス 2022 年 7 月 28 日 No. 3554) (一般社団法人 日本経済団体連合会ウェブサイト)

https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0728_12.html

(e) 投資財産及び収益の使用、享受又は処分等事業活動の遂行に関連するもの

第2条 投資の許可

1 各締約国は、関係法令に従ってその権限を行使する権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。

2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第3条 投資財産、事業活動等に関する待遇

1 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、当該他方の締約国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 各締約国の投資家の投資財産及び収益は、他方の締約国の領域内において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに不断の保護及び保障を享受する。いずれの締約国も、自国の領域内において、不当な又は差別的な措置により、他方の締約国の投資家の投資に関連する事業活動をいかなる意味においても阻害してはならない。各締約国は、他方の締約国の投資家が行う投資に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第5条 収用等の場合の補償措置等

1 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。

2 1にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相当する価額（最終的にとられることとなった措置が見通されたことによる当該市場価格の減少分を差し引かないものとする。）のものでなければならない。当該補償は、遅滞なく支払われなければならない、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価をすることのできるものでなければならない、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。当該補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた

日に直ちに支払われたとしたならば投資家が置かれたであろう状況より不利でない状況に当該投資家を置くような態様で、支払われなければならない。

3 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1及び2に規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第6条 敵対行為の発生等に関連してとる措置に関する待遇

いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は革命、反乱、暴動、騒乱等の国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被ったものは、当該他方の締約国によってとられる原状回復、補償、他の補償的措置等のいかなる措置に関しても、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。この条の規定に基づいて何らかの支払が行われる場合には、当該支払は、実際に換価をすることのできるものでなければならない。並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。

第7条 権利又は請求権の移転等の承認

いずれか一方の締約国又はその指定する機関が、当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して、当該一方の締約国の関係法令に従って引き受けた損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転並びに当該投資家の請求権又は訴権についての当該一方の締約国又はその指定する機関による代位で当該移転に関連して生ずるものを承認する。権利又は請求権の移転に基づき行われる当該一方の締約国又はその指定する機関に対する支払及び支払われる資金の移転については、第五条、前条及び次条の規定を準用する。

第8条 資金の移転

1 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間において自己の行う投資に関連する移転を行う自由を保証される。その移転には、次のものの移転を含む。

- (1) 当初の資本及び投資財産を維持し又は増大させるための追加の価値
- (2) 収益
- (3) 貸付けの返済のための資金
- (4) 投資財産の全部又は一部の清算によって得られる収入
- (5) 第五条の規定に従って支払われる補償
- (6) 第六条の規定に従って行われる支払

(7) 当該投資に関連して当該他方の締約国の領域内において就労する権利を有する当該一方の締約国の国民が受領した賃金その他の報酬

2 各締約国は、移転が、遅滞なく、交換可能な通貨により、移転される通貨の直接取引の市場における為替相場（当該移転の日のもの）によって行われることを妨げてはならない。

3 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自国の法令に従い、かつ、国際通貨基金協定の当事国である限り同協定に従って、為替制限を課することができる。

4 いずれの一方の締約国の投資家も、他方の締約国の領域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約国又は第三国の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第9条 協定の効力発生前千九百五十八年五月九日以後に取得された投資財産等の取扱い

この協定は、いずれか一方の締約国の投資家の投資財産及び収益であって、この協定の効力発生前千九百五十八年五月九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても、適用する。

第10条 協定より有利な待遇を投資家に与える国内法令等との関係

この協定のいかなる規定も、投資財産、収益又は投資と関連する事業活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。

(a) いずれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手続又は行政上若しくは司法上の決定

(b) 両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務

(c) いずれか一方の締約国の投資家が行う投資に関して他方の締約国が義務を負うこととなった場合には、当該義務

第17条 効力発生、有効期間及び終了

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

(3) 主要国とロシアとの間の投資協定における収用等に関する規定

下の表に、主要国とロシアとの間の投資協定における収用に関する規定の概要と公正衡平待遇の義務を規定した条文番号を示す。

	収用国有化の禁止	公正衡平待遇の義務
日本 ⁸⁷⁸	第5条第1項 いずれの一方の締約国の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。	第3条
米国 ⁸⁷⁹ ： 未発効	Art. III-1 (仮訳) 投資は、以下の場合を除き、収用または国有化に相当する措置を通じて直接的または間接的に収用または国有化されてはならない。 公的目的である場合；無差別である場合；迅速で適切かつ効果的な補償の支払いのある場合；および法の適正手続きおよび第2条第2項に規定されている処理の一般原則に従う場合	Art. II-2
英国 ⁸⁸⁰	Art. 5(1) (仮訳) いずれかの締約国の投資家の投資は、以下の場合を除き、他の締約国の領土において、国有化、収用、または国有化または収用と同等の効果を有する措置の対象となることはない。 公益目的である場合；差別的でない場合；適切かつ効果的な補償の遅滞なく支払いのある場合	Art. 2
ドイツ ⁸⁸¹	Art. 4(1) (仮訳)	Art. 2

⁸⁷⁸ 投資の促進及び保護に関するロシア連邦政府と日本国政府との協定 (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/5965/download>

⁸⁷⁹ Treaty between the United States of America and the Russian Federation Concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investment (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2236/download>

⁸⁸⁰ Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2235/download>

⁸⁸¹ Federal Republic of Germany and Union of Soviet Socialist Republics: Agreement concerning the promotion and reciprocal protection of investments (with protocol) (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/1398/download>

	<p>国有化または同様の結果をもたらすその他の措置を含む処分措置は、これらの処分措置が公的必要性の理由で実施され、かつ、その締約国の法律の下で確立された手順と補償の支払いに従った場合のみ、一方の締約国の領土において他方の締約国の投資家の投資に適用することができる。そのような措置は、本質的に差別的であってはならない。</p>	
カナダ ⁸⁸²	<p>Art. VI (仮訳) いずれかの締約国の投資家の投資または返還は、公的目的を除き、法の適正手続きの下で、差別のない方法で、迅速で適切かつ効果的な補償を伴うことを条件として、他の締約国の領土において国有化、収用、または国有化または収用と同等の効果をもたらす措置を受けてはならない。</p>	Art III
韓国 ⁸⁸³	<p>Art. 5(1) (仮訳) いずれかの締約国の投資家の投資は、公的目的を除き、他の締約国の領土において国有化、収用、または国有化または収用と同等の効果をもたらす措置を講じられない。収用は、法の適正手続きの下で、差別なく実施され、迅速、適切かつ効果的な補償を伴うものとする。</p>	Art. 2
中国 ⁸⁸⁴	<p>Art. 4(1) (仮訳) いずれの締約国も、他の締約国の投資家の領土への投資に対して、公益のために措置が講じられ、かつ、以下のすべてを満たす場合を除き、収用、国有化、またはその他の同様の措置を行ってはならない。 (a) 国内の法的手続下であること (b) 無差別であること (c) 補償があること</p>	Art. 3

(4) 投資関係の条約等に関する海外法律事務所コメント

海外法律事務所依頼調査より、以下のコメントを入手した。

(a) ロシア⁸⁸⁵

「ロシアが講じている措置によって実際に影響を受けた日本企業が当該損害賠償請求

⁸⁸² Agreement between the Government of Canada and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/632/download>

⁸⁸³ Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Promotion and Reciprocal Protection of Investments (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/1826/download>

⁸⁸⁴ Agreement between the Government of the Russian Federation and the Government of the People's Republic of China on the Promotion and Reciprocal Protection of Investments (United Nations UNCTAD ウェブサイト)

<https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/774/download>

⁸⁸⁵ 附属資料1 海外調査報告書<ロシア>

を行う場合、いかなる手続きが可能であると考えられるか。投資仲裁以外の手段として、どのような対抗手段が考えられるか。」とロシア法律事務所に質問状を送付したが、「公開情報からは対抗手段に関する手段は見つからなかった。」との回答があったのみである。

(b) 米国⁸⁸⁶

ロシアの行動と知財措置により悪影響を受けている米国企業の情報は、現時点では限定的である。制裁を受けて、ロシアの裁判所は最近、ロシアで知的財産権を行使しようとした外国企業への補償を拒否した⁸⁸⁷。2022年3月、ロシアは、米国企業（および、米国、英国、日本などを含む他の非友好国）がロシアで知的財産権侵害の補償を受けることを正式に禁止した⁸⁸⁸。ロシアの裁判所は効果的に利用できないため、我々が認識しているロシアの知的財産権禁止によって損害を被った米国企業に対する現在の主要な手段は、TRIPS協定に基づくWTO紛争解決プロセスによるものと思われる。ただし、米国はロシアとの通常の通商関係を停止しており、ロシアは、TRIPSの義務に対して安全保障に基づく例外を発動する可能性がある。そのため、WTO紛争解決手続が成功するか否かは不確実である。もしロシアがWTOから脱退するという思い切った行動を取った場合、米国企業はロシアにおける知財侵害から逃れるための良い選択肢を持たないかもしれない。それにもかかわらず、ロシアが通常の知的財産関係の再開を許可した場合に米国企業が過去の侵害に対する損害賠償を請求できるように、米国企業は、ロシアにおける知的財産侵害の可能性を追跡する必要がある。米国企業は、状況によっては、米国の裁判所を利用して域外損害賠償を求めることもできる。例えば、ある種の知的財産権侵害の場合、米国の裁判所は、米国および国外（ロシアなど）での行為に基づいて損害賠償を請求することを許可する。ただし、これは、関連するロシア企業が米国で何らかの侵害を行っており、判決の証拠ではないこと（つまり、判決を確実にするために使用できる資産が米国にある）を前提としている。

(c) ドイツ⁸⁸⁹

ロシアとの投資協定については、欧州とロシアのパートナーシップおよび協力協定（European-Russian Partnership and Cooperation Agreement (ERPCA)）⁸⁹⁰やドイツとロシアの投資促進および保護条約（German-Russian Investment Promotion and Protection Treaty

⁸⁸⁶ 附属資料1 海外調査報告書<米国>

⁸⁸⁷ Russia OKs Use of Peppa Pig TM As Sanctions Retaliation (Law360, March 11, 2022) (Law360 ウェブサイト) <https://www.law360.com/articles/1473286/russia-oks-use-of-peppa-pig-tm-as-sanctions-retaliation>

⁸⁸⁸ Russia says its businesses can steal patents from anyone in 'unfriendly' countries (March 9, 2022) (The Washington Post ウェブサイト) <https://www.washingtonpost.com/business/2022/03/09/russia-allows-patent-theft/>

⁸⁸⁹ 附属資料1 海外調査報告書<ドイツ (欧州)>

⁸⁹⁰ Agreement on partnership and cooperation establishing a partnership between the European Communities and their Member States, of one part, and the Russian Federation, of the other part (United Nations UNCTAD ウェブサイト) <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements/treaty-files/2437/download>

(GRIPPT)がある。ERPCA 第 54 条は、知的所有権、工業所有権、および商業所有権の適切かつ効果的な保護の必要性を認識しており、ERPCA 第 98 条には、本協定に関連する仲裁手続に関する条項が含まれている。しかし、これに基づいて実際に訴訟が行われた前例はない。この理由は、ほとんどの EU 加盟国が、GRIPPT などのロシアとの二国間投資保護協定を締結したことにあるようである。

知的財産権に関しては、GRIPPT 第 4 条が特に重要である。この規定は、投資家を収用および同様の効果を有する措置（強制管理後の強制的破産などのいわゆる間接的収用）から保護する。そのような措置は、適用される手順に従って、差別的でない場合の補償に対して、公共の利益のために実行される範囲でのみ許可される。補償は、収用された投資の実際の価値に対応する必要がある。

投資家が GRIPPT 第 4 条、第 5 条で禁止されている措置に異議を唱えたい場合、GRIPPT 第 10 条第 2 パラグラフに従い、国際仲裁裁判所に問題を付託しなければならない。仲裁手続が投資家に有利な裁定となった場合、現在のロシア政府が自発的にそれに従うかどうかはまだ疑わしい。ただし、この裁定は、ニューヨーク条約の締約国である 169 か国で強制力を持つことになる。収用に関する（IP 特異的ではない）例は、*Sedelmayer v. Russia* 事件である。この事件において、ドイツ人個人のロシアの所有物は、補償の支払いなしにロシア政府によって「国有化」された。個人の *Sedelmayer* 氏は、仲裁でこの主張を追求し、1998 年にロシアに対する最初の国際仲裁裁定をもたらした。その後、彼はいくつかの国で差押手続を行い、2014 年に最終的に失われた財産の補償を受けた。

ロシアが西側組織を支援する可能性が低い傾向があることから、個人レベルでは、ロシアの反制裁によって損害を被った企業がロシアの国内裁判所で救済を受ける可能性は低い。

ロシアの対抗制裁の対象となる企業は、自身の権利と矛盾する知的財産権を綿密に監視し、異議を申し立てる必要がある。異議がなければ、ロシア特許庁は、権利所有者がロシアを離れ、その知的財産権がロシアで再び使用される予定がないという言い訳に頼る権利を得るからである。

近い将来、クレムリンがロシア政府決定第 299 号（ロシア連邦民法典第 1360 条第 1 項で定められた国家安全保障等のために権利者の同意なく特許権等を実施することを、ロシア連邦政府が許可した場合に実施者が支払う対価について、当該特許権等の保有者が非友好国に登録地を有する等の場合に、対価の額を特許権等の実施者の実際の収益の 0%とする決議）を撤回したとしても、知的財産権を支持するロシアの意欲に対する不安定さと信頼が、今後数年間、その国への外国投資を思いとどまらせる可能性があることが指摘されている。しかし、この結論は時期尚早であり、ロシアでは知的財産が引き続き保護されると想定している者もいる。現状では、特許を放棄し、進行中の訴訟を中止し、ロシアでの新規出願を排除するのはおそらく時期尚早である。これらの制裁のそれぞれがいつまで続くか、またどの程度まで拡大する可能性があるかは不明のままである。

知的財産権に固有の相互に課せられた制裁の影響に関係なく、国際的に事業を展開して

いる企業の大多数は、ロシア市場から撤退し、ロシアでのすべての事業を停止することを決定した。特にドイツでは、フォルクスワーゲン、メルセデス、ルフトハンザがロシアでの営業を停止した。金属製品チェーン OBI は、ロシアの店舗を投資家に譲渡したと報じられている。対抗措置の知的財産権固有の影響はまだ見られないが、特許権者は最終的には、ロシア政府決定第 299 号を覆すことを期待して維持年金を支払い続けるかどうか、または特許権を放棄することを決定するかを検討しなければならない。

ロシアはまだ世界貿易機関 (WTO) から追放されていないため、知的財産に関するロシアの措置によって悪影響を受けている国自体が、ロシアが TRIPS 協定に違反したという根拠に基づき、ロシアを WTO 裁判所に持ち込む可能性がある。しかし、ロシアが WTO への参加を停止された場合、ロシアはメンバーではない組織の法廷に持ち込むことができなくなるため、これはロシアに世界的な知的財産権の挑戦からの緩衝となるものが与えられることになるであろう。

(d) その他

ロシア政府に批判的な姿勢を示していたため、経営者の逮捕や、多額の追徴課税や子会社株式の競売による国営企業への譲渡等により債務不履行、解体・国有化に至った民間法人の株主 (外国投資家) が、ロシア政府の措置が違法な収用に該当するとして、エネルギー憲章条約に基づき損害賠償を求める仲裁を申し立てた事件においては、申立人の主張を認めた仲裁判断の強制執行が認められた例がある⁸⁹¹。

4. まとめ

TRIPS 協定第 73 条のもととなった GATT 第 21 条については、独立国家である以上自国の安全保障のため、あるいは国際平和維持に協力するための措置をとり得る余地を残すことが必要であるとの見地から設けられたものとされている。

こうした安全保障例外の規定については、WTO の紛争解決手続において、パネルが安全保障例外の規定を審査できるのか (パネルの管轄権) という論点と、安全保障例外の条文がどのように解釈されるべきか (条文解釈) という論点がある。

これらの論点については、2010 年代後半以降、いくつかのパネル報告がなされており、これらについては第 3 章 I.1.(1)(b)でまとめている。

また、各国の知的財産制度を見ても、第 3 章 I.1(2)で整理しているように、特許収用制度、特許非公開制度、第一国出願義務等の外国出願制限、緊急事態等における強制実施権制度など安全保障に関連すると考えられる法制度が、主要国を含め多くの国で採用されており、我が国においても、経済安全保障推進法が 2022 年 5 月に成立し、特許非公開制度が

⁸⁹¹ ウォッカ商標に対する投資仲裁判断の強制執行 —新たな展開を見せた *Yukos v. Russia* (西村あさひ法律事務所 紛争解決、独禁/通称・経済安全保障ニューズレター 2023 年 1 月 20 日号)
https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter_230120_dispute_resolution_competition_law_international_trade.pdf

導入されることとなっている。

こうしたなか、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に対し、我が国を含む主要国は極めて広範かつ大規模な経済制裁を発動した。

これに対し、ロシアもこうした非友好国・地域に対し様々な対抗措置を講じてきており、このうち、特に知的財産制度と関連を有すると考えられる措置とその影響を整理したのが第3章I.2(1)である。

こうした経済制裁やロシアによる対抗措置については、当然 GATT や TRIPS 規定との抵触が問題となり得るが、前述の安全保障例外に規定により正当化できる可能性も指摘されている。

他方、こうした経済制裁や対抗措置によって、投資先で損失を被った個人や企業については、被った損害を回復する手段として、投資協定に含まれる収用禁止規定や公正かつ衡平な待遇の補償の規定を援用しての投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 手続が最も実効的という指摘がある。こうした考え方や我が国を含む主要国とロシアの投資協定の内容について、第3章3で整理している。

5. 知的財産権に関するロシアの反制裁措置 —国際ルールに基づく対処の可能性—

東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 伊藤 一頼

I. はじめに

2022年2月にロシアがウクライナに侵攻したことを受けて、米国やEUをはじめとする諸国は、通商・投資・金融等の広範な分野にまたがる経済制裁をロシアに対して発動した。これに対し、ロシア側も、制裁実施国の企業等への様々な不利益措置を講じてきており、それによる多額の損害の発生が懸念されている。こうしたロシアの「反制裁措置」には、外国人が保有する知的財産権に影響を及ぼすものも含まれており、国際的な知財保護という点から見ても看過できない問題を生じさせている。そこで以下では、知的財産権に関するロシアの反制裁措置につき、各種の国際ルールとの整合性を点検するとともに、もし違法性がある場合に、条約上の紛争解決制度等に依拠していかなる対応をとることができるかについても検討したい。

具体的には、通商分野における TRIPS 協定、及び投資分野における投資協定を分析の対象とする。特に投資協定は、私人が投資受入国を直接に相手取って仲裁を提起し、損害賠償を請求することができる仕組み（「投資家対国家の紛争解決」（ISDS）条項）を備えているため、もしこれを有効に機能すれば、ロシアの知財関連措置による損害を権利者がみずから回復できる可能性がある。もっとも、後述の通り、仲裁判断の履行を投資受入国が自発的に行わない場合に、それを強制的に執行するには様々な制約があるため、実際にロシアに対して仲裁を提起することが効果的であるか否かは、先行事例を踏まえて慎重に吟味する必要がある。

II. 知的財産権に関するロシアの反制裁措置の概要

1. 発明等の無償使用

ロシア民法 1360 条は、発明・実用新案・意匠の強制実施に関する規定であり、安全保障や国民の生命・健康の保護の必要性が極めて高い場合には、権利保有者の同意なしにロシア連邦政府が発明等の実施を決定する権限を持ち、権利保有者には相応の補償金を支払うべきことを定める。しかし、ウクライナ侵攻後に策定された 2022 年 3 月 6 日の政令 299 号は、権利保有者が「非友好国」の者の場合に、補償金額をゼロとすることを規定した。非友好国とは、ロシアに対して経済制裁を発動した国々であり⁸⁹²、これは明らかに反制裁措置としての性質を有している。

⁸⁹² 非友好国として指定されているのは、米国、カナダ、EU 加盟 27 カ国、アルバニア、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、イギリス（ジャージー、アンギラ、英領バージン諸島、ジブラルタルを含む）、オーストラリア、日本、ミクロネシア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、台湾、である。

さらに、2022年5月27日の政令322号は、ロシアの居住者が非友好国に居住する権利保有者等⁸⁹³の外国の銀行口座にライセンス料の支払いを行うことを原則として禁止した。これは、強制実施の場合に限らず、一般的に知的財産権の使用許諾による収益を妨げるものであり、一定の例外に該当する場合を除いて⁸⁹⁴、非友好国の権利者に広範な損害をもたらすと考えられる。

2. 並行輸入の合法化

従来よりロシア民法1359条6号及び1487条は、特許と商標について並行輸入を許容しない立場をとっていた。しかし、2022年3月8日ロシア連邦法46-FZは、これらの規定が適用されない商品及びブランドのリストをロシア政府が決定する権限を付与した。これを受けて同年4月19日のロシア産業貿易省令1532号は、並行輸入が認められる商品及びブランドの幅広いリストを公表したが、それは専らロシアに経済制裁を課す自由主義諸国に権利者が所在するものが対象となっている。

3. 撤退する外国企業の事業・資産に対する「外部管理」

「企業経営のための外部管理に関する法律」案が2022年4月8日にロシア連邦議会下院に提出され、同年5月24日に下院第1読会で承認された（それ以降、同法案の審議は中断しており、成立には至るか否かは不透明である）。同法案によれば、非友好国で登録され若しくは主要な活動を行う外国人株主が株式の25%以上を直接または間接に所有する一定規模以上のロシア企業が、ロシアでの事業を停止・中断・縮小した場合、ロシアの政府関係者や企業関係者が裁判所に対して、当該企業の「外部管理」を申請できる。外部管理とは、ロシアの破産法に基づく組織再編であり、外部管理者が現在の経営陣を直ちに解任することもできる。5日以内に事業停止を撤回した場合（あるいは事業を継続する買い手に売却するまで事業を継続することに同意した場合）には外部管理手続は取り下げられるが、撤回しなかった場合は、会社の資産は新会社に譲渡され、新会社の株式は競売で売却される。この際、従来の外国株主等に対する損失補償はなされない。このような外部管理措置が実施された場合、対象となる外国企業が有していた知的財産権の価値も大きく毀損する恐れがある。

以上のようなロシアによる知財関連の反制裁措置につき、その国際ルール上の整合性や、条約上の紛争解決制度を通じた対処の可能性を、TRIPS協定及び投資協定に即して以下で検討していきたい。

⁸⁹³ この政令の対象者には、非友好国に居住したりそこで主要な活動を行う個人や団体に加え、(i)ロシアに制裁を課した国の出身者で、その支配下にある者、(ii)ロシアおよびロシア人に対する制裁の賦課を支持または公に要求した者、(iii)ロシア国内で知的財産権の使用を制限したり、ロシア国内での事業活動を停止したりした者、(iv)ロシア、その軍隊、およびロシアの国家機関について否定的な発言をしたり、公に虚偽の情報を広めたりした者、を含む。

⁸⁹⁴ 権利者がロシア政府の外国投資管理委員会から承認を得た場合にのみ、使用者はロシアの認可銀行の特別口座にライセンス料を払い込み、それを外国の銀行口座にルーブル建てで送金することができるとされる。

III. TRIPS 協定を通じた対処の可能性

1. 知的財産権保護に関する原則規定との整合性

ロシアによる知財関連の反制裁措置は、非友好国の権利者に対して特定の不利益を課している点で、TRIPS 協定上の最恵国待遇（4 条）及び内国民待遇（3 条 1 項）に不整合であると考えられる。並行輸入の問題については、TRIPS 協定上は原則として紛争解決手続の適用対象外であるが（6 条）、それが最恵国待遇・内国民待遇に関わる問題である場合には紛争解決手続の対象とすることができる（同条）。

このほか、特許の強制実施において権利者への補償額をゼロとすることは、「適当な報酬」の支払いを定めた TRIPS 協定 31 条(h)に整合しない疑いがある。また、非友好国権利者へのライセンス料の支払い禁止措置は、第三者による特許の無許諾使用を防止する権利（TRIPS 協定 28 条 1 項）を侵害するとまでは言えないが、実施許諾契約を締結する権利（同条 2 項）を実質的に侵害していると解する余地がある。あるいは、ライセンス料を支払わないまま使用を続けることは権利侵害に当たるとみなし、それに対する権利者のエンフォースメントを妨げるようなロシアの措置は「公正かつ公平」（TRIPS 協定 41 条 2 項）とは言えないと主張することも考えられよう。

2. 安全保障例外条項による正当化の可否

上記のような TRIPS 協定違反が成立するとしても、ロシアは TRIPS 協定 73 条の安全保障例外条項を援用することで当該違反の正当化を図る可能性がある。これまでに 73 条が解釈適用された事例はサウジアラビア—知的財産権事件（DS567）のみであるが、同一の規定内容を持つ GATT21 条については、近時いくつかの重要な先例判断が現れている。これらはいずれも上級委員会ではなくパネルの判断であり、それゆえ今後修正される可能性がないわけではないが、現時点における重要な解釈指針を示していると思われるため、これを参考に、ロシアの反制裁措置が TRIPS 協定 73 条の要件を満たしうるかを検討しておきたい。

第 1 に、ロシアが 73 条を援用するとすれば、反制裁措置が同条(b)(iii)の「戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置」に当たると主張することが考えられる。ここで言う「緊急時(emergency)」の意味として、近時の諸事例においてパネルは、①「戦時に比肩するもの」⁸⁹⁵、②「国家その他の国際関係の参加者の間の関係における、実質的に破綻もしくはほぼ破綻と表現される状況であって、極度の重大性を有する状態（a state of affairs, of the utmost gravity, in effect a situation representing a breakdown or near-breakdown in the relations between states or other participants in international relations）」⁸⁹⁶といった定式化を行った。この解釈に

⁸⁹⁵ *United States — Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, Panel report, WT/DS544/R, 9 December 2022, para.7.139.

⁸⁹⁶ *United States — Origin Marking Requirement*, Panel report, WT/DS597/R, 21 December 2022, para.7.306.

照らして考えれば、ロシアの交戦相手であるウクライナ以外の国々（＝制裁実施国）とロシアとの関係が、戦時に比肩するような「破綻もしくはほぼ破綻」の状況にあると言えるかが重要な争点となろう。この点につき、パネルは、「戦時またはそれに比肩するような国際の平和及び安全への脅威から遠い状況であるほど、なぜ当該状況が国際関係の破綻に近いと言えるかについて、より多くの説明が通常は求められる」と述べており⁸⁹⁷、ロシアがこの点の論証をなし得るかが問われることになる。パネルは、戦争の発生は交戦国以外の国との関係にも影響を及ぼすことがあり得るとも述べているが⁸⁹⁸、いずれにせよこの点は、ロシアと各々の制裁実施国との二国間関係に即して個別に評価する必要がある。

第2に、73条(b)の柱書の要件、すなわち「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める」措置であると言えるかが問題となる。この点、先例によれば、「締約国が…認める(it considers)」という自己判断的な文言の効果として、「自国の安全保障上の重大な利益」や「必要」性の判断については各国に広範な裁量が認められる⁸⁹⁹。ただ、条約解釈における誠実性の原則に照らし、それを完全な自由裁量と解することはできない。それゆえ、(i) 関係する緊急事態からいかなる「安全保障上の重大な利益」が自国に生じたのかを明確に説明する必要があり、また「必要」性に関しては、(ii) 当該措置が安全保障上の重大な利益の保護と関係があることを「最低限の確からしさ」をもって説明しなければならない⁹⁰⁰。これらの判断基準をロシアの反制裁措置に当てはめると、例えば緊急事態を理由とする特許の強制実施は「安全保障上の重大な利益」要件を満たす可能性はあるが、それに対する補償額をゼロとする点に「必要」性が認められるかは疑わしい。また、非友好国の権利者すべてに対してライセンス料の支払いを禁止する措置は、一般の私人の権利を極めて広範に侵害するものであり、そこに「安全保障上の重大な利益」が存在すると論証することは難しいと思われる。

以上のように、仮にロシアが TRIPS 協定 73 条を援用したとしても、同条の要件を満たすことは簡単ではないであろう。ただ、上級委員会が機能を停止している現状において、たとえロシアを提訴しパネルで協定違反の認定を得たとしても、ロシアが上訴すれば紛争解決手続は行き詰まってしまう。また、仮に上級委員会が復活し最終的にロシアの協定違反が確定したとしても、ロシアが自発的に是正勧告に従わなければ、ロシアに対して譲許停止等の措置を講じて対抗するほかなく、すでに諸国が対ロ制裁を大規模に発動している状況においてかかる追加的措置がロシアに対する遵守誘導圧力として働くかどうかは不透明である。したがって、WTO の紛争解決手続がロシアの反制裁措置を撤廃させるうえで実効的に機能しうるかどうかは、上級委員会や諸国の制裁の動向を勘案しつつ慎重に見極める必要がある。

⁸⁹⁷ *Ibid.*, para.7.312.

⁸⁹⁸ *Ibid.*, para.7.297.

⁸⁹⁹ *Russia — Measures Concerning Traffic in Transit*, Panel report, WT/DS512/R, 5 April 2019, paras.7.130-132.

⁹⁰⁰ *Ibid.*, paras.7.130-132, 7.138-146.

IV. 投資協定／投資仲裁を通じた損害回復の可能性

投資協定は専ら二国間で締結されるが、現在、ロシアとの間で有効な投資協定は 62 あり、そのうち 27 は非友好国とのものである。日本とロシアとの間にも、「投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」（日露投資協定）が存在する。なお、米国とロシアとの間では投資協定が締結されていないが、そうした場合であっても、例えば米国企業が、ロシアと投資協定を締結している第三国を経由してロシアに投資していれば、当該投資協定に基づく保護を受けることができる。

一般に投資協定の下では、外国投資家の事業活動に関連する資産（知的財産権を含む）に対して投資受入国政府が不当な損害を与えた場合には、投資家対国家の紛争解決手続（投資仲裁）を利用することが可能である。以下では、ロシアの反制裁措置に対して外国の知財権者が損害の回復を図るうえで、投資仲裁がどの程度実効性を有するかを検討する。

1. 投資協定における主要な投資保護基準との整合性

投資協定の規定内容には協定ごとに多少の差異も見られるが、大半の場合、外国投資の保護に関する基本的な義務として、収用の禁止、公正かつ衡平な待遇の付与、無差別原則（最恵国待遇・内国民待遇）が定められている。このうち、収用禁止規定は通常、「収用と同等の措置」（いわゆる間接受用）をも禁止しており、政府規制等により投資財産の価値が実質的に全て毀損するような場合には、当該規制が比例原則により正当化できない限り、本規定の違反を構成する。それゆえ、強制実施における無補償や、外国権利者へのライセンス料の支払い禁止は、間接受用に該当する可能性があり、損害賠償を請求する根拠となりうる。

また、外部管理の導入の威嚇により投資家が（知的財産権を含む）資産の適時の処分等を阻止されたことで生じた損失や評価額減少は、収用には至らないにせよ、公正衡平待遇条項の違反に当たりうる。さらに、非友好国の外国投資家が、同等の状況にある他の外国投資家との関係で、合理的理由なく不利な待遇を受けている点は、最恵国待遇の違反を構成しうるであろう。

なお、多くの投資協定は安全保障例外条項を含んでおらず、上記のような原則規定の違反をロシアが正当化しうる余地は小さい。仮に安全保障例外条項が存在する場合であっても、それは WTO 協定と同様の文言を用いていることが多く、上記で述べたことと同様の理由により、ロシアがかかる条項の要件充足を論証することは簡単ではないであろう。

2. 仲裁判断の執行に関する法制度の概要

投資仲裁において投資協定違反が認定され損害賠償が命じられれば、多くの場合、投資受入国は自発的にそれを履行してきた。しかし、ロシアに関しては、近時の諸事例において仲裁判断の履行に一貫して抵抗しており、こうした状況で強制的に仲裁判断を執行する

方法があるか否かが焦点となる。仲裁判断の執行に関する国際的な仕組みとしては、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)があり、ロシアを含む169カ国が同条約に加入している。同条約の下では、原則として、いずれの締約国の国内裁判所に対しても外国仲裁判断の承認・執行を請求することができる(3条)。實際上、ロシアの国内裁判所に対して承認・執行を請求しても認容される可能性は低いため、他国の裁判所に対し、当該国に所在するロシア政府資産に対する強制執行を請求することになる。

ただし、こうした方法により仲裁判断の執行を追求する際には、次の2点が障壁となりうる。すなわち、(i) 投資受入国が仲裁判断の取消しの訴えを仲裁地の国内裁判所に提起した場合には、その審理が終わるまで承認・執行の手続を進められない可能性があり、また、(ii) 一般国際法の下で主権国家に認められる裁判権免除・強制執行免除との関係が問題となる。以下、それぞれについて検討する。

(1) 仲裁判断の取消しの訴え

商事仲裁であれ投資仲裁であれ、そこで示された仲裁判断に関しては、その仲裁地を管轄する国内裁判所に仲裁判断の取消しの訴えを起すことができる⁹⁰¹。もっとも、仲裁は紛争を一回の審理で迅速に解決することを本旨とするものであるため、取消し手続では、上訴のような全面的な再審査を行うのではなく、ごく限られた取消し事由(明白な権限超越や判断理由不記載、手続的瑕疵など)に該当するか否かのみが審査対象とされる。とはいえ、取消し手続が国内裁判所で上級審まで争われることになれば、最終的には取消しを認めないという結論に至るとしても、それまでに相当の時間を要する恐れがある。

例えば、投資仲裁においてロシアに対し巨額の損害賠償が命じられた Yukos 事件では、2014年7月18日に仲裁判断が示された後、ロシアが仲裁地オランダの国内裁判所に取消しの訴えを提起した。これに関し、2016年4月20日にハーグ地方裁判所はロシアの主張を認めて取消しを決定したが、投資家側が上訴し、2020年2月18日にハーグ控訴裁判所は地裁判決を破棄して取消しを認めない決定を下した。これをロシアがさらに上訴し、2021年5月11日にオランダ最高裁はハーグ控訴裁の判決を一部破棄して、アムステルダム控訴裁判所に差し戻した。この間、すでに仲裁判断から約7年が経過しており、Yukos 事件が複雑な事案であるとはいえ、多大な時間的コストを要する結果となっている。

さらに、こうした取消し手続が進行している間は、投資家による仲裁判断の承認・執行の請求は、仲裁地及び他の諸国の裁判所において手続が停止される可能性が高い。Yukos 事件においても、投資家がオランダ・英国・米国などの裁判所に承認・執行の請求を提起したものの、各国裁判所は、オランダにおける取消し手続の結論が出るまで承認・執行手続を停止するよう求めるロシアの主張を受け入れてきた。このように、投資受入国側が取

⁹⁰¹ 投資紛争解決条約に基づき投資紛争解決国際センター(ICSID)で実施される投資仲裁に関しては、取消しの訴えは国内裁判所ではなく投資紛争解決条約上の特別委員会に付託されることになる。ただしロシアは投資紛争解決条約に加入していないため、ロシアに対する投資仲裁に関しては、仲裁判断の取消しの訴えは基本的に仲裁地の国内裁判所に付託される。

消しの訴えを提起することで、仲裁判断の承認・執行手続の進行が遅延させられる恐れがある。

ただ、取消し手続の最終的な結論が出る前に、承認・執行手続の停止が解除される場合もある。Yukos 事件においても、オランダ最高裁は 2020 年 12 月 4 日、この取消し請求が成功し、仲裁判断の無効化につながる可能性は、承認・執行手続の停止を正当化するのに十分ではないと結論付け、停止を解除する決定を行った。これに続いて、米国のコロンビア特別区地方裁判所も 2022 年 4 月 13 日に、また英国高等法院も 2022 年 10 月 26 日に、承認・執行手続の停止を解除する決定を行った⁹⁰²。これは、取消し手続の状況に関する各国裁判所の評価しだいでは、承認・執行手続の停止解除が前倒しされる可能性があることを示している。

(2) 強制執行免除の主張

投資家側が仲裁判断の承認・執行手続を進めようとする際に、もう 1 つの障壁となりうるのが、投資受入国による強制執行免除の主張である⁹⁰³。強制執行免除は国際慣習法上の規則であるが、2004 年に採択された国連国家免除条約は、未発効ながら、裁判権免除・強制執行免除に関する慣習法規の成文化を図ったものとして位置づけられている。同条約は、主権国家が他国における判決後の強制的措置から免除されることを原則としつつ、その例外をいくつか定めており、そこには、①強制的措置がとられることについて当該国が明示的に同意した場合、又は、②対象財産が当該国により商業的目的のために特定の使用される場合、が含まれている（19 条(a)(c)）。投資仲裁判断の承認・執行手続では、これらのいずれかの例外に該当することを投資家側が主張することになるが、それがどの程度裁判所によって認容されうるかを、先例に照らして以下で簡潔に検討しておきたい。

⁹⁰² 例えば米国裁判所は停止解除を決定するに際し、次のような理由を述べている。「時間の経過は、訴訟を一時停止することの妥当性を評価する際に裁判所が考慮すべき衡平法を変化させる。アムステルダム控訴裁判所での審理は、両当事者の推定によれば、少なくともあと 1 年は続き、その後、敗訴した側が再びオランダ最高裁に上訴し、そうすることで訴訟が 2024 年以降まで延長される可能性がある。2014 年に終了した 10 年にわたる仲裁で勝訴した株主の苦難は、年を追うごとに増すばかりで、今日では、ロシア連邦のウクライナ侵攻後に課せられた「前例のない制裁」によって、米国内のロシア連邦資産が清算されるかアクセス不能になる可能性があるという発展的なリスクがさらに深刻になっている。当裁判所は、このような状況を踏まえると、新たな停止を課すことは正当化されず、適切でもないという点で株主と同意見である」。 *Hulley Enterprises Ltd., et al. v. The Russian Federation*, Civil Action No. 14-1996 (BAH), Memorandum Opinion of the United States District Court for the District of Columbia, 13 April 2022.

⁹⁰³ 厳密に言えば、承認・執行手続では強制執行免除に加え、裁判権免除も問題になりうる。ただ、例えば 2020 年 5 月 19 日の米国コロンビア特別区控訴裁判所判決は、米国の外国主権免除法(FSIA)が、「仲裁判断の承認および執行を求める米国で有効な条約または他の国際協定によって支配されるか又は支配される可能性がある場合」を免除の例外として挙げていることに言及し、ICSID における投資仲裁判断については裁判権免除は適用されないと述べる。また、Eiser 対スペインの投資仲裁判断の承認・執行について、オーストラリア連邦裁判所も同様の判断を示している。つまり、裁判権免除に関しては、投資仲裁判断の承認・執行に同意する条約を締結したことにより、適用が排除されるとの考え方が現れつつあると言える。

(a) 強制執行免除の放棄に関する同意

ドイツ連邦司法裁判所 2005 年 10 月 4 日命令は、ドイツ＝旧ソ連投資協定 10 条 4 項が、ニューヨーク条約に基づいて投資仲裁判断が「承認され、執行される」と定めていることは、強制執行免除の放棄に関する締約国の明確な同意を意味するものではないと判断した⁹⁰⁴。これは、単に条約中に仲裁判断の承認・執行に関する言及が存在するだけでは十分ではなく、より明示的に「強制執行免除の放棄」に合意することが必要であるという厳格な立場を示したものと解される。

他方、Everest Estate 対ロシア事件の投資仲裁判断につき、ウクライナ最高裁は 2019 年 1 月 25 日の判決において、強制執行免除の放棄に関する同意が存在するとして、承認・執行請求を認容した⁹⁰⁵。裁判所によれば、1998 年のウクライナ＝ロシア投資協定 9 条は、投資仲裁判断が紛争の両当事者を拘束し、各当事者は当該決定を自国の法律に従って執行すると定めているため、これによりロシアは事実上、裁判権免除・強制執行免除の放棄を認めているとされる。これは上記のドイツ裁判所とは逆に、投資協定中に強制執行免除の放棄に関する明示的な文言が無くとも放棄を推定できるとの立場を示すものであり、こうした解釈が可能であれば投資仲裁判断の承認・執行の可能性は大きく広がりうる。

ただ、本件は 2014 年に発生したロシアのクリミア占領に起因する投資紛争であり、ウクライナ自身が被害国であったため、同国裁判所による免除規則の解釈もこうした経緯に影響を受けている可能性がある。一般的には、諸国の裁判所は免除規則を保守的に解釈する傾向があるため、本件で示されたような免除放棄の推定が他国の裁判所にも直ちに受容されることは必ずしも期待できないだろう。

(b) 対象財産の商業的性格

上述の Yukos 事件では、フランスの裁判所においても承認・執行手続が進められており⁹⁰⁶、このなかで投資家側は、対象財産の商業的性格を理由とする免除不適用を主張してきた。

まず、パリのロシア連邦庁舎の一角にある不動産物件の差押えを請求した事案では、ロシアは、当該物件はロシア正教会、コンサートホールと書店を備えた文化センター、講堂を含む教区センター、150 人の子供が通うフランス語とロシア語のバイリンガル学校の 4 つの建物からなるカルチャーセンターであり、商業的性格の資産ではないため強制執行から免除されると主張した。裁判所は、ロシアが文化的・精神的遺産を有していることに鑑みれば、この物件はロシア国家の主権行使に直接該当しうることを、また国連国家免除条約

⁹⁰⁴ *Mr. Franz Sedelmayer v. The Russian Federation*, Order of the German Federal Supreme Court, VII ZB 9/05, 4 October 2005.

⁹⁰⁵ *Everest Estate LLC et al. v. The Russian Federation*, Judgment of the Ukrainian Supreme Court, 796/165/18, 25 January 2019.

⁹⁰⁶ なおフランスの裁判所は、オランダの裁判所における仲裁判断の取消し手続の係属は、国際仲裁法の自治と国際仲裁判断の取消しの相対的効果に関する原則により、フランスにおける仲裁判断の執行を妨げないとの立場を示し、手続を停止することなく審理を進めている。

21 条は文化財を執行免除の対象としていることなどを指摘し、ロシアの主張を認めて免除を付与した⁹⁰⁷。このように、投資受入国が外国に所有する資産については、それが主権的性格を持たず、商業的目的のみに特定の用途に使用されていると立証することは、一般的には相当に困難であると思われる⁹⁰⁸。

こうした結果を避けるためには、投資受入国の政府自身の資産ではなく、当該国の政府系事業体や国有企業の外国資産を標的として承認・執行請求を行うことが考えられる。例えば、Yukos 事件のフランスにおける手続の一環として、投資家側は、ロシア連邦宇宙機関ロスコスモスが、フランスのアリアンスペース社に対して有している、ソユーズロケットの製造・納入契約 2 件に係る約 3 億ユーロの債権の差押えを請求した。これに対しロスコスモス側は、アリアンスペース社との契約は自らの名前と勘定で締結され、国に代わって行動するという委任によるものではないため、ロシア連邦に対する損害賠償命令をロスコスモスの資産に対して執行することはできないと反論した。この点、裁判所はまず一般論として、「国家の発露としての資格を有するか否かは、法人格の属性である当該事業体の機能的独立性と資産の自律性に依拠して評価されなければならない」と述べる。そのうえで、本件では、ロスコスモスはロシア連邦の宇宙政策を実施する任務を持つ、同国によって設立された公的機関であることは明らかだが、同時に、外国のパートナーとの契約を独立して締結することができるなど財務および経営の自主性を有しており、また監査報告書から、ロスコスモスが受領した資金はロシア連邦の予算に恒久的に統合されることを意図したものではないことが分かるため、法人としての組織的独立性や予算的・財政的自律性を十分に備えていると述べた⁹⁰⁹。この結果、ロスコスモスが有する債権はロシア連邦に帰属するものとは言えず、差押えは認められないと判断された。一般に、事業体や国有企業の政府との関係が遠いほど、それらの組織の資産が商業的性格のものであると立証しやすくなるであろうが、他方で、本件が示したように、かかる資産が政府に帰属するものではないという投資受入国側の主張も成立しやすくなるのであり、結果的に強制執行の対象として認められない恐れがある。

もっとも、これはそれぞれの事業体や国有企業の個別の事情に依存する問題であり、状況によっては執行対象として認められる場合もある。例えば、Yukos 事件のオランダにおける承認・執行手続で、投資家側は、ロシアの国有企業 FKP が保有する、ロシアのウォッカに関連する商標・著作権の差押えを請求した。ここで投資家側は、FKP はロシア連邦の利益のために国家財産を管理する者に過ぎず、政府からの自律性を十分に有するとは言えないと主張し、裁判所もこれを肯定した⁹¹⁰。そのうえで、商標権や著作権は、アルコール

⁹⁰⁷ *Yukos Universal Limited (Isle of Man) v. The Russian Federation*, Tribunal de Grande Instance de Paris, Juge de L'Exécution, 15/00323, 28 April 2016.

⁹⁰⁸ *Sedelmayer* 対ロシア事件においても、ドイツ連邦司法裁判所は、ロシアがドイツに対して有する税金還付請求権、及びロシアがルフトハンザ航空に対して有するロシア上空飛行権利請求権は、商業的目的ではなく主権的目的で使用される財産であると判断した。See, *Mr. Franz Sedelmayer v. The Russian Federation*, *supra* note 13.

⁹⁰⁹ *Hulley Enterprises Ltd., et al. v. Roscosmos*, Cour d'Appel de Paris, Juge de L'Exécution, 16/01314, 27 June 2017.

⁹¹⁰ *Hulley Enterprises Ltd., et al. v. FKP*, Judgment of the Hague Court of Appeal, 28 June 2022.

飲料の商業的利用を目的とした財産権であり、そこに含まれる視覚的要素に対する商標権及び著作権は、その性質上、商標を付した商品の販売促進を目的とするものであるため、当該知的財産権は商業的目的に特定的に使用される資産であるとして、差押えを認めた。これは、投資仲裁判断の強制執行が成功した稀な事案であるが、こうした「政府帰属性」と「商業性」の双方の条件を満たす資産は全体としてかなり限られていると考えられるため、投資家にとっては、いかに的確かつ迅速にそうした資産を把握できるかが肝要になる⁹¹¹。

V. おわりに

以上で検討したように、知的財産権に関するロシアの反制裁措置については、WTO 協定や投資協定で定められた紛争解決手続へと付託すれば、実体的な条約違反の認定を得られる可能性は高いと思われる。しかし、そこで示された違反是正勧告や損害賠償命令をロシアが自発的に履行しない場合には、それを実現・執行しうる余地はさほど大きくないことも現実である。特に、投資仲裁の場合は、損害を被った私人がみずから手続を進めることになるため、仲裁判断の取消し手続や承認・執行手続に要する資金的・時間的コストを負担しうるか否かを、事前に慎重に検討する必要がある。もちろん、損害額の規模によっては、こうしたコストを負担してでも投資仲裁を通じて損害回復を追求する価値は十分にあると考えられるが、その場合には、強制執行の対象となりうるロシアの在外資産の総量が限られていることに留意し、迅速に請求を提起していくことが求められよう。

なお、こうした既存の条約上の紛争解決手続を用いた対処に加えて、今後、ロシアと諸国の間で特別な合意を締結し、ウクライナ侵攻やロシアの反制裁措置により損害を被った私人に対して賠償を行うことをロシアに約束させるという方法も考えられる。もちろん、ロシアがそのような合意に簡単に応じることは期待できないが、仮にウクライナにおける武力紛争がロシアの劣勢で終結し、ロシアが国際社会に復帰する（諸国が対ロ制裁を解除する）条件としてそうした損害賠償への合意が求められる場合は、ロシアが応じる可能性もないとは言えない。これまでも、湾岸戦争の事後処理などにおいて、加害国の資金拠出により、被害者救済のための請求権委員会が設置されるといった例はしばしば見られたのであり、私人の損害回復に一定の役割を果たしてきた。今次のウクライナにおける武力紛争、及びそれに関連するロシアの反制裁措置についても、既存の国際的な紛争解決手続の利用可能性を追求すると同時に、包括的な事後処理スキームの構築に向けて諸国間の連携を図っていくことが必要であろう。

⁹¹¹ なお、ウクライナの裁判所が強制執行免除の放棄に関するロシアの同意を根拠として執行を認めた前述の Everest Estate 事件では、その対象資産は、ウクライナに設立されたロシアの金融機関であるプロミンベストバンク、ズベルバンク、VTB 銀行の株式であった。裁判所は、これらの銀行の過半数株式をロシア政府機関が保有することなどを理由に、それがロシア政府に帰属する資産であると認定しているが、政府からの自律性の有無を判定するためには、株式保有という要素に加えて、経営・財務等への政府の関与の程度をより具体的に検討する必要があると思われる。